

第3期宮津市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

宮津市

はじめに

わが国では、社会的課題である少子化、子育て家庭の孤立化、待機児童に対応するため、「子ども・子育て支援新制度」や「新子育て安心プラン」が打ち出され、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を総合的に進められてきました。しかし、少子高齢化の進行、児童虐待の増加や子どもの貧困など、子どもを取り巻く環境はますます複雑となっています。

こうしたなか、令和5年に子ども家庭庁が発足し、こども基本法が施行され、次代の社会を担う全てのこどもが、健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども施策を総合的に推進することとされています。

第3期宮津市子ども・子育て支援事業計画では、『みんなで育み みんなが育まれるまち みやづ』を基本理念とし、子育てを地域全体で支えることができるよう、切れ目のない子育て支援と多様な人々との繋がりが生まれる「子育てにやさしいまち」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議を賜りました宮津市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じてご意見をいただきました市民の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和7年3月

宮津市長 城崎 雅文



目次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2
第2章	子ども・子育て家庭を取り巻く現状	
1	人口の動向	3
2	世帯の状況	7
3	就業構造の動向	9
4	保育・教育施設の現状	11
5	第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）における取組状況	20
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	22
2	基本目標	23
3	施策の体系	25
第4章	子ども・子育ての支援施策の方向と展開	
	〔1〕子どもを安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます	26
	〔2〕家庭の子育て力を高め、子どもの成長に楽しみや喜びを感じられるよう支援します	36
	〔3〕安心・安全に暮らせる社会環境づくりに取り組みます	39
	〔4〕明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもの育ちを支援します	42
	〔5〕地域ぐるみで子育て家庭を支えるまちづくりに取り組みます	47
第5章	教育・保育事業等の量の見込み等	
1	教育・保育提供区域の設定	50
2	各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期	50
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期	55
4	学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	69

第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進及び進捗状況の把握…………… 70
- 2 計画推進に向けた関係機関の役割…………… 70

資料編

- ・宮津市ニーズ調査結果概要…………… 71
- ・宮津市子ども・子育て会議条例…………… 101
- ・宮津市子ども・子育て会議委員名簿…………… 103
- ・用語説明…………… 104

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

全国的に出生率の低下による少子高齢化が急速に進行する中、労働力人口の減少や地域社会の活力低下、核家族化の進展や共働き家庭の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。近年は、子育て世代の女性の就労、男女共同参画が進む中、仕事と子育ての両立を実現するため、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においては、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度から幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度が施行され、子どもの最善の利益が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭での養育支援等の地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。令和5年にはこども家庭庁が発足し、同時に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、こども政策を総合的に推進していくこととしています。

こうした中、宮津市においては、平成27年に「宮津市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年に「第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。子育て支援センターの整備や中学校や公立幼稚園給食の導入、医療的ケア児保育を実施するなど、働きながら安心して子どもを産み育て、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、教育・保育・子育て支援サービスの量的・質的な充実をはじめ、子育て世帯にやさしく、住みよいまちづくりを推進してきました。

令和7年度からの5年間を計画期間とする「第3期宮津市子ども・子育て支援事業計画」では、第1期・第2期計画の成果を基盤として継承していくとともに、子どもや子育てが個々の家庭の中だけではなく、地域社会の中でしっかりと支えられ、見守られながら、子どもの成長を地域全体で喜び合い、共に分かり合うことのできる社会を目指し、

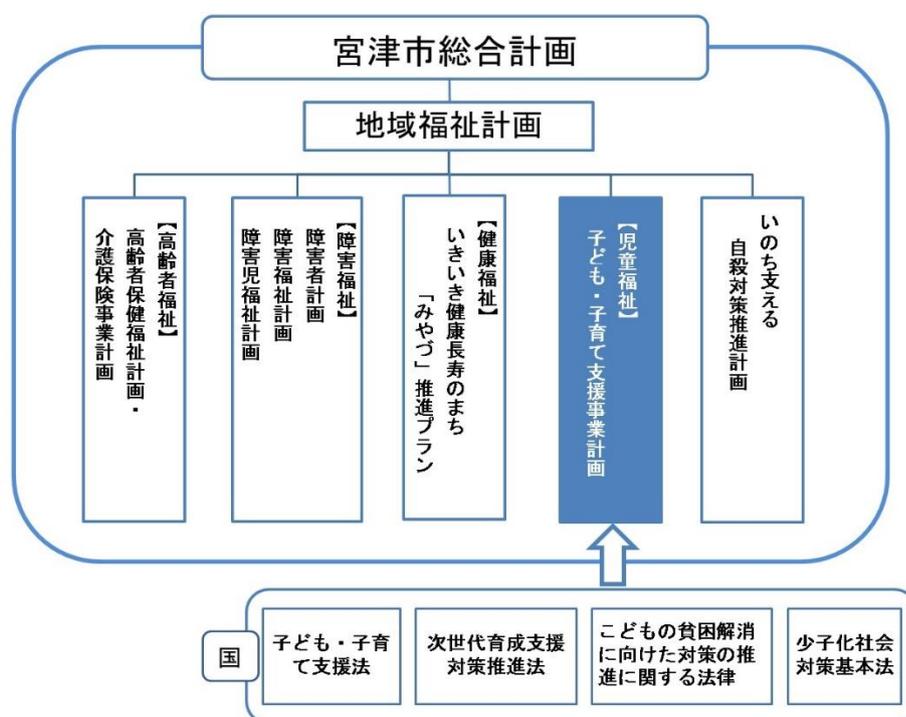
『みんなで育み みんなが育まれるまち みやづ』を基本理念として、ニーズに応じた多様できめ細かな子育て支援を推進します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく市町村行動計画として位置づけ、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画として、保健・福祉・教育・まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図る計画として策定します。

また、こどもの貧困解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画、少子化社会対策基本法第7条に基づく総合的かつ長期的な少子化に対するための施策を本計画に位置付け、こどもの貧困対策とともに推進します。

なお、本計画は、宮津市総合計画を上位計画と位置付け、高齢者・子ども・障害者（児）について横断的な施策を展開する「宮津市地域福祉計画」のもと、関連する個別計画との整合を図りながら取り組みを推進します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 計画の策定体制

○子育て中の保護者を対象とした子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

○宮津市子ども・子育て会議における審議

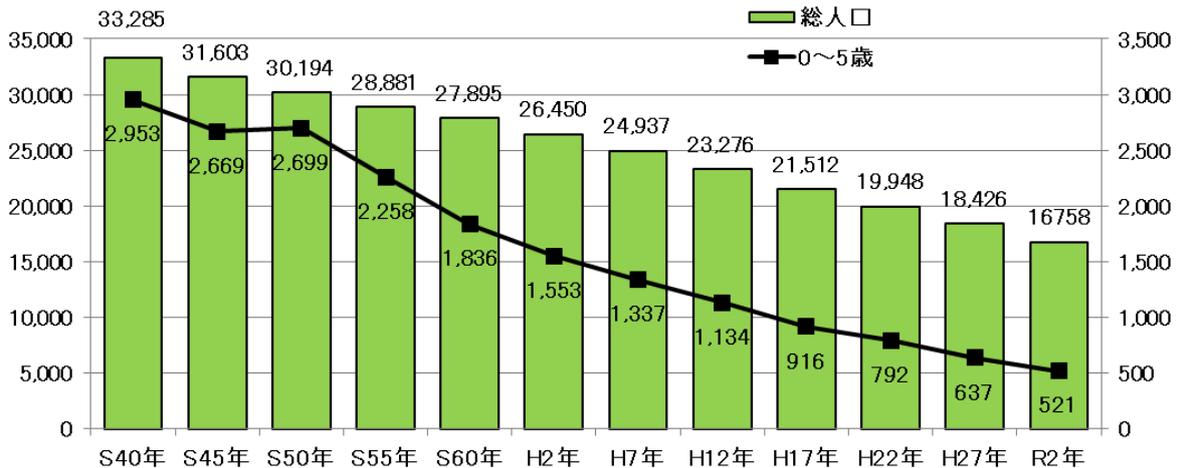
○パブリックコメントによる市民意見の募集・聴取

第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

1 人口の動向

(1) 人口の推移

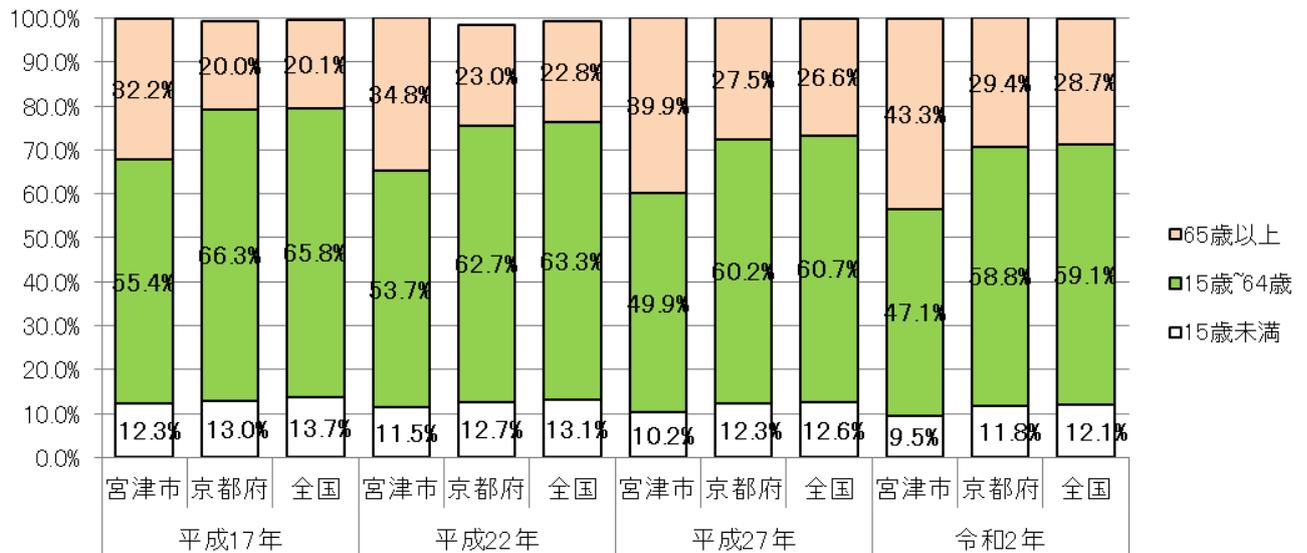
本市の人口は、昭和40年には33,285人でしたが、年々減少を続けており、平成22年以降は2万人を下回っています。また、就学前児童数（0～5歳）も年々減少し、平成17年には1,000人を割り込み、令和2年には521人となっています。



資料：国勢調査

年齢3区分別人口を、直近4回の国勢調査結果で比較すると、15歳未満及び15～64歳とも減少しています。令和2年の15歳未満人口の割合は9.5%で、京都府平均の11.4%、全国平均の11.9%を下回っています。

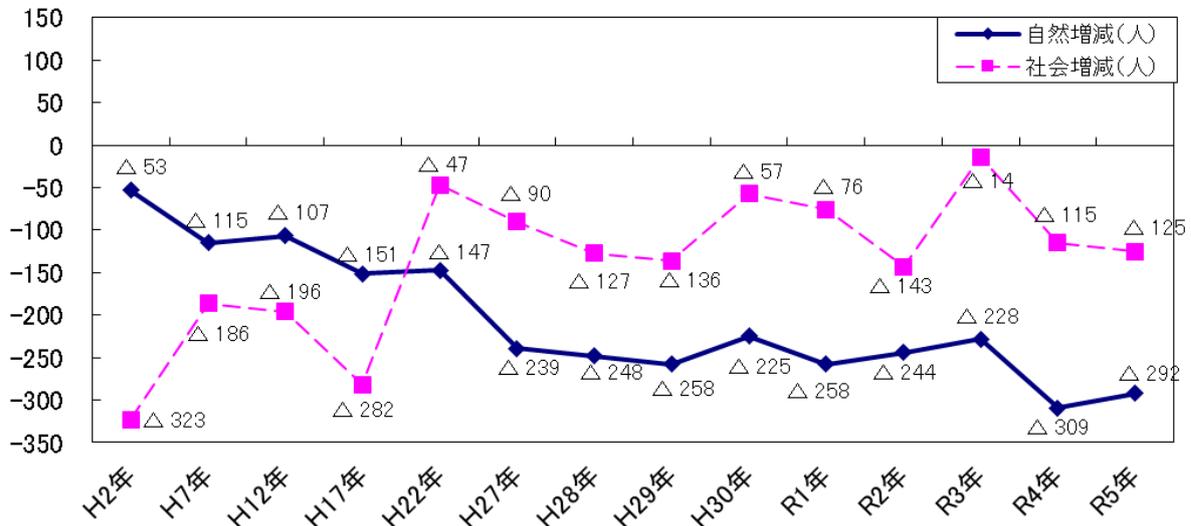
一方で、65歳以上の高齢者数は増加し、15歳未満の人口の4.5倍以上となっており、少子高齢化が進んでいることがわかります。



資料：国勢調査

(2) 人口動態

市制施行後、長らく転出数が転入を上回る社会減の状態が続いておりましたが、平成2年からはこれに加えて、死亡数が出生数を上回る自然減も加わり、人口の減少が加速度的に進んでいます。

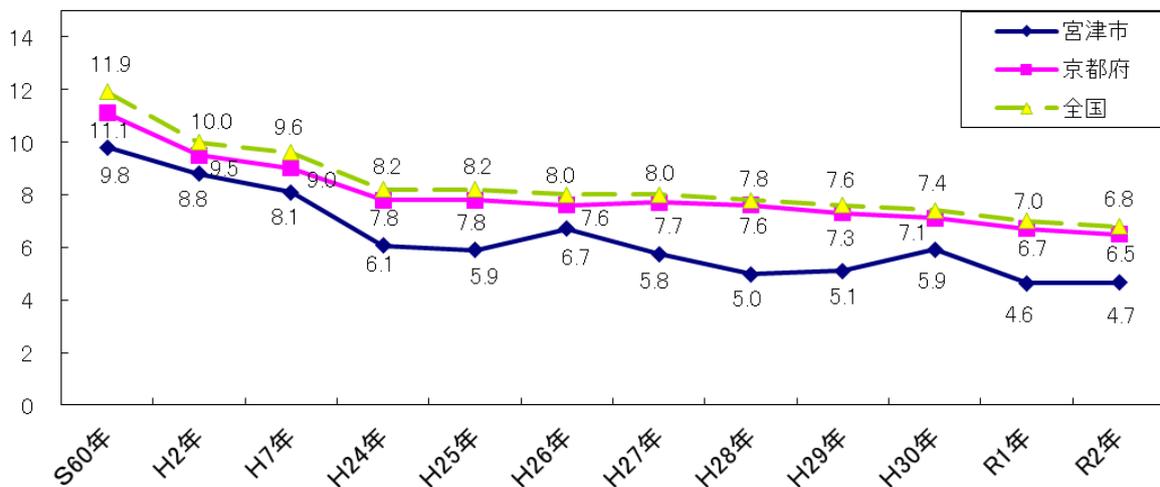


資料：市民課「住民基本台帳人口」(各年度末)

(3) 出生率・合計特殊出生率

①出生率

昭和60年に9.8であった本市の出生率（人口千人あたりの出生数）は、令和2年には5.2まで落ち込んでいます。昭和55年に、全国平均、京都府平均より高い出生率であったものが、昭和60年以降急激に低下し、全国平均、京都府平均を下回っています。

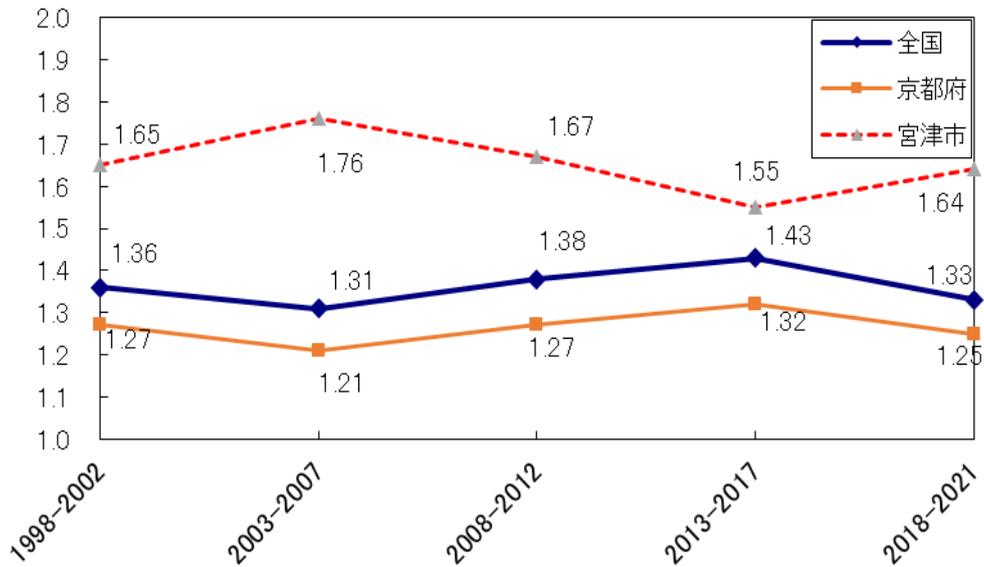


資料：宮津市統計書、全国・京都府平均は、「人口動態統計」

※出生数は12月末現在の数値

②合計特殊出生率

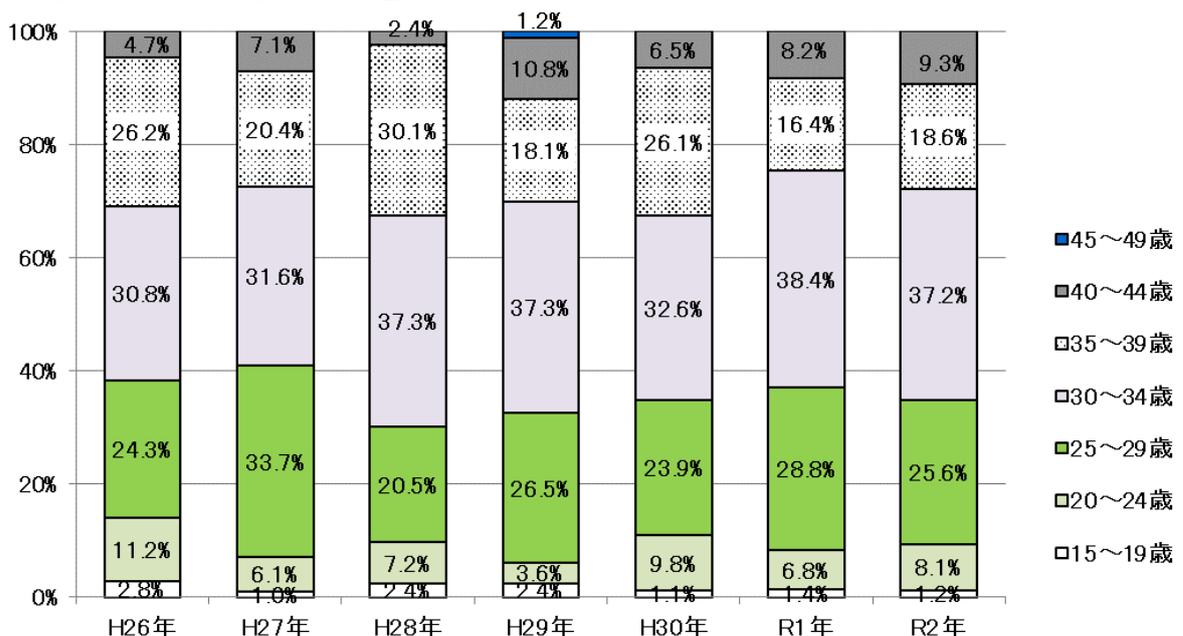
我が国の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの平均数）は、戦後減少を続けてきました。平成15年～平成19年（2003－2007）と、平成30年～令和3年（2018-2021）には増加に転じているものの、人口維持に必要な2.07を大きく下回っています。



資料：地域子育て環境「見える化」ツール京都府

(4) 母親の年齢階級別出生数

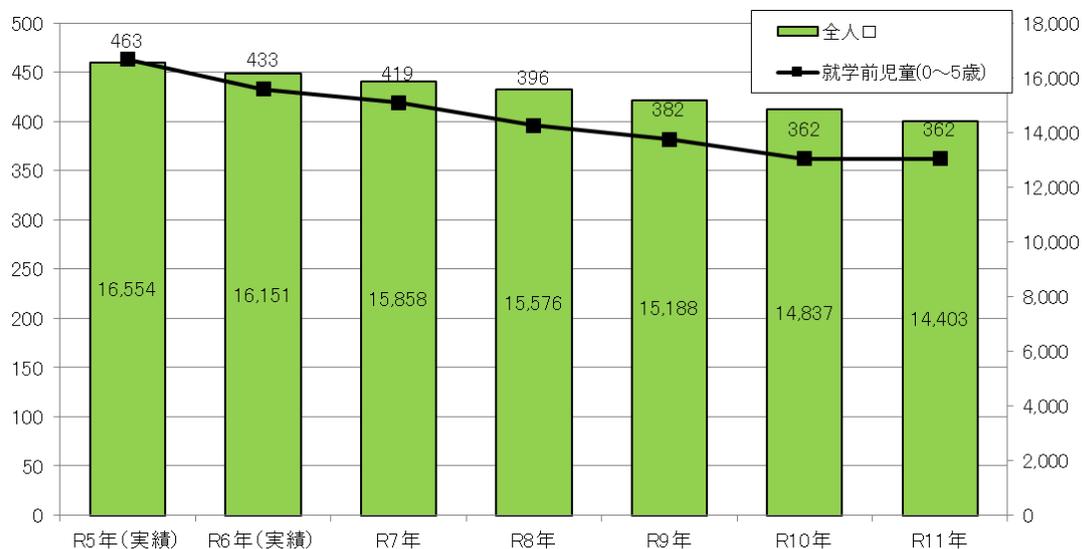
宮津市の出生数を母親の年齢階級別に分けると「25～29歳」と「30～34歳」で6割以上を占めています。また、近年では、30代の出産が増加傾向にあります。



資料：人口動態統計

(5) コーホート変化率による宮津市の推計人口

将来の市の人口を推計した結果、今後も人口減少が進むと予測され、総人口では令和7年には16,000人を割り込むとともに、就学前児童数は令和8年には400人を割り込み、300人台で推移していくものと推察されます。



※各年とも4月1日現在。住民基本台帳人口（外国人含む）を基礎資料としている。

※この推計値は、コーホート変化率^{※1}によって求めたものであり、社会経済情勢の変化や宅地等の開発、各種施策等による社会的要因にかかる補正等を行っていない。

※1 コーホート変化率…コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート変化率とは、過去の実績人口の動態から変化率を求め、将来人口を推計する方法をいいます。

2 世帯の状況

(1) 世帯数、平均世帯人員

宮津市の世帯数は、平成2年には9,139世帯でしたが、令和5年には8,324世帯と減少しています。

また、1世帯あたりの平均世帯員は、平成2年には3.00人でしたが、令和5年には2.01人と減少しています。

■総世帯数と平均世帯人員の推移

	平成2年	平成7年	平成20年	平成25年	平成30年
総世帯数 (対前年比)	9,139世帯 (—%)	9,135世帯 (100.7%)	8,835世帯 (98.5%)	8,822世帯 (100.1%)	8,589世帯 (99.3%)
1世帯当たり (対前年比)	3.00人 (—%)	2.85人 (98.8%)	2.45人 (99.9%)	2.29人 (98.3%)	2.13人 (98.5%)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総世帯数 (対前年比)	8,527世帯 (99.3%)	8,467世帯 (99.3%)	8,425世帯 (99.5%)	8,354世帯 (99.2%)	8,324世帯 (99.6%)
1世帯当たり (対前年比)	2.11人 (99.1%)	2.09人 (99.1%)	2.07人 (98.6%)	2.04人 (98.7%)	2.01人 (98.6%)

資料：市民課「住民基本台帳人口」「外国人登録人口」より

(2) 世帯構造の推移

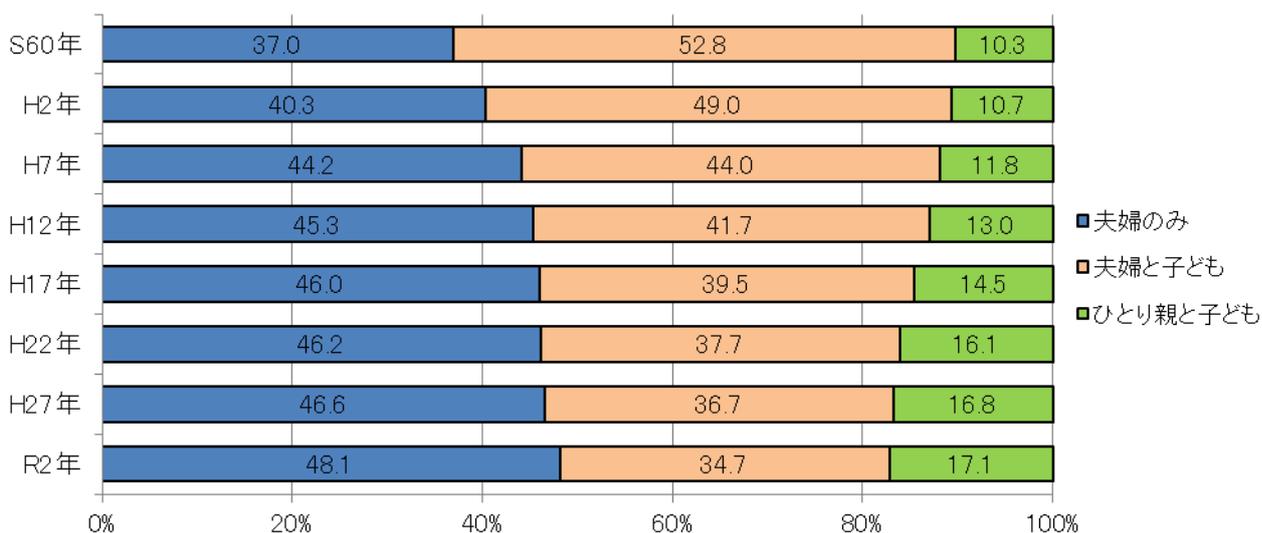
宮津市の昭和60年以降の一般世帯の世帯構造の推移を国勢調査で見ると、「核家族世帯」が最も多く、50%以上を占めています。また「単独世帯」が年々増加し、「三世代・その他の世帯」は年々減少しています。

■世帯構造の推移

区分	総世帯数 (施設等を 除く世帯)	核家族世帯					単独世帯		三世代・その他の世帯	
		夫婦のみ	夫婦と 子ども	ひとり親と 子ども	合計	比率		比率		比率
昭和60年	8,889	1,807	2,577	501	4,885	55.0%	1,675	18.8%	2,329	26.2%
平成2年	8,818	1,957	2,384	520	4,861	55.1%	1,797	20.4%	2,160	24.5%
平成7年	8,759	2,175	2,163	583	4,921	56.2%	1,900	21.7%	1,938	22.1%
平成12年	8,624	2,184	2,008	624	4,816	55.8%	2,131	24.7%	1,677	19.4%
平成17年	8,340	2,154	1,849	680	4,683	56.2%	2,223	26.7%	1,434	17.2%
平成22年	8,135	2,131	1,739	740	4,610	56.7%	2,361	29.0%	1,164	14.3%
平成27年	7,679	2,025	1,595	729	4,349	56.6%	2,403	31.3%	927	12.1%
令和2年	7,270	1,963	1,415	699	4,077	56.1%	2,425	33.4%	768	10.6%

資料：国勢調査より

核家族世帯の種別をみると、「夫婦のみ」の世帯が増加傾向にあり、代わって「夫婦と子ども」の世帯は減少傾向にあります。また、「ひとり親と子ども」の世帯は増加傾向にあります。



3 就業構造の動向

(1) 就業人口

昭和60年以降平成27年までの15歳以上の就業者数の推移をみると、就業者総数は生産年齢人口^{※1}の減少に伴って減少を続け、令和2年には昭和60年の約5割ほどの7,785人となっています。

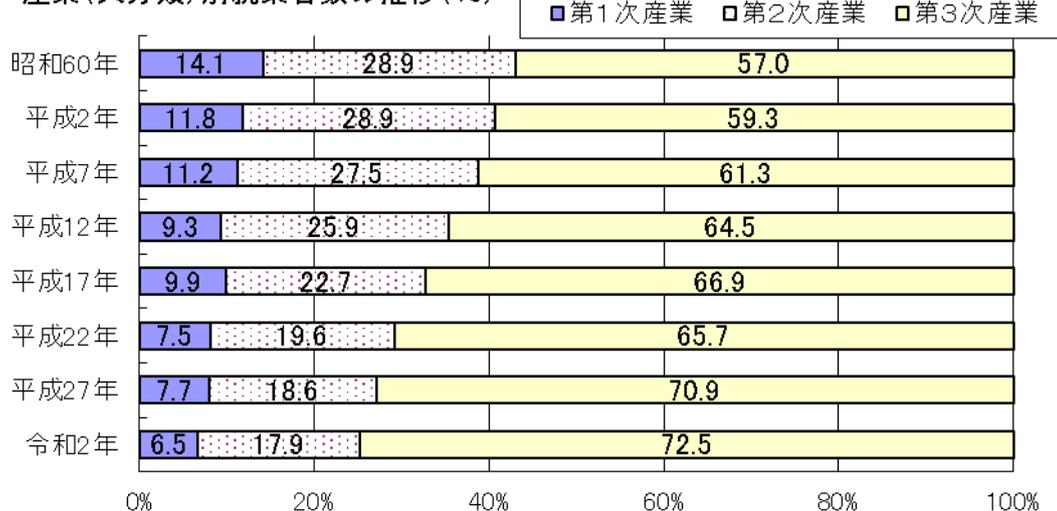
産業別従事者比率をみると、第1次産業^{※2}及び第2次産業は減少傾向にあります。この35年間で各産業の割合を比較すると、第1次産業は7.6%の減少、第2次産業は11.0%の減少となっています。一方、第3次産業の割合は増加し続けており、この30年間で15.5%の増加を示しています。

■産業（大分類）別就業者数の推移

年次	区分		総数		第1次産業		第2次産業		第3次産業	
	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)
昭和60年	14,625	100.0%	2,060	14.1%	4,222	28.9%	8,341	57.0%		
平成2年	13,756	100.0%	1,617	11.8%	3,975	28.9%	8,157	59.3%		
平成7年	13,140	100.0%	1,468	11.2%	3,614	27.5%	8,055	61.3%		
平成12年	11,543	99.7%	1,074	9.3%	2,987	25.9%	7,442	64.5%		
平成17年	10,460	99.5%	1,040	9.9%	2,373	22.7%	6,998	66.9%		
平成22年	9,528	92.8%	711	7.5%	1,864	19.6%	6,259	65.7%		
平成27年	8,657	97.2%	666	7.7%	1,611	18.6%	6,137	70.9%		
令和2年	7,785	96.9%	508	6.5%	1,393	17.9%	5,641	72.5%		

資料：国勢調査より（分類不能の産業の人員：平成22年694名(7.2%)、平成27年243名(2.8%)、令和2年243名(3.1%)を含む）

産業（大分類）別就業者数の推移(%)



※1 生産年齢人口：15歳以上 65歳未満の人口

※2 第1次産業：農業、林業、漁業

第2次産業：鉱業、建設業、製造業

第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、サービス業 等

(2) 女性の就業状況の推移

平成12年から令和2年までの産業別就業者数の性別内訳の推移をみると、第1次産業は、平成22年から減少傾向にあり、第2次産業は、継続して年々減少しています。特に女性の減少が顕著です。一方、第3次産業は、男女とも割合が増加し続けていますが、特に女性の増加が顕著です。

■産業（大分類）別男女別就業者数の推移

（上段：人、下段：％）

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総数	6,597	4,946	5,915	4,496	5,298	4,230	4,786	3,871	4,216	3,569
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.4%	97.0%	96.8%	97.0%
第1次産業	663	411	660	380	478	233	458	208	357	151
	10.1%	8.3%	11.2%	8.5%	9.0%	5.5%	9.6%	5.4%	8.5%	4.2%
第2次産業	1,961	1,026	1,640	733	1,308	556	1,167	444	973	420
	29.7%	20.7%	27.7%	16.3%	24.7%	13.1%	24.4%	11.5%	23.1%	11.8%
第3次産業	3,973	3,509	3,615	3,383	3,512	3,441	3,035	3,102	2,750	2,891
	60.2%	70.9%	61.1%	75.2%	66.3%	81.3%	63.4%	80.1%	65.2%	81.0%

資料：国勢調査より（分類不能の産業の人員：平成27年男性126名・女性117名、令和2年男性136名・女性107名を含む）

昭和60年から令和2年までの女性の労働力人口をみると、減少傾向が大きく、15歳以上の女性人口に占める割合（労働力率^{※1}）も年々減少し続けています。国や府の平均よりも高い労働力率でありましたが、平成12年には国平均を下回り、平成17年以降は国・府平均より下回る結果となっています。平成27年以降、国・府平均は上昇傾向にあり、宮津市では、令和2年に少し上昇しています。

■女性の労働力人口の推移

年次	区分	15歳以上人口（人）	労働力人口（人）	労働力率（％）	労働力率（％）	
					府平均	国平均
昭和60年		12,122	6,644	54.8	46.1	47.7
平成2年		11,769	6,172	52.4	46.9	48.4
平成7年		11,342	5,895	52.0	47.9	49.1
平成12年		10,697	5,086	47.5	46.4	48.7
平成17年		10,125	4,663	46.1	46.7	48.8
平成22年		9,461	4,348	46.0	47.0	47.1
平成27年		8,796	3,978	45.5	49.8	50.0
令和2年		8,044	3,650	47.5	52.3	53.5

資料：国勢調査より（平成27年・令和2年の労働力率は労働状態「不詳」を除いて算出）

※1 労働力率：（労働力人口／15歳以上人口）×100

4 保育・教育施設の現状

(1) 保育施設と教育施設の設置状況

令和6年度時点

地区名	区分	施設名	公私	認可年月	定員	備考
宮津	幼稚園	宮津幼稚園	公立	大正14年*	350名	
	幼稚園	宮津暁星幼稚園	私立	昭和11年 4月	55名	
	保育所	亀ヶ丘保育園	私立	平成18年 4月	50名	
	保育所	みずほ保育園	私立	昭和50年 4月	60名	
	保育所	たんぼぼ保育園	私立	昭和55年 4月	60名	
	認定こども園	吉津子ども園分園	私立	平成31年 4月	20名	
	認可外保育施設	キッズスクール	私立	平成25年 4月	—	令和4年度閉園
上宮津	保育所	上宮津保育所	公立	昭和27年 4月	—	令和4年度廃止
栗田	幼稚園	栗田幼稚園	公立	昭和25年 4月	105名	
由良	幼稚園	由良幼稚園	公立	昭和7年 4月	70名	休園中
吉津	認定こども園	吉津子ども園	私立	平成31年 4月	50名	
府中	認定こども園	府中子ども園	私立	平成28年 4月	50名	
日置	保育所	日置保育所	公立	昭和54年 4月	20名	
世屋	保育所	世屋保育所	公立	昭和56年 4月	—	平成14年度廃止
養老	保育所	養老保育所	公立	昭和42年 5月	45名	
日ヶ谷	保育所	日ヶ谷保育所	公立	昭和28年10月	—	令和2年度廃止

※宮津幼稚園の大正14年は、宮津町営として認可され、宮津尋常高等小学校の校舎を借用して開園。



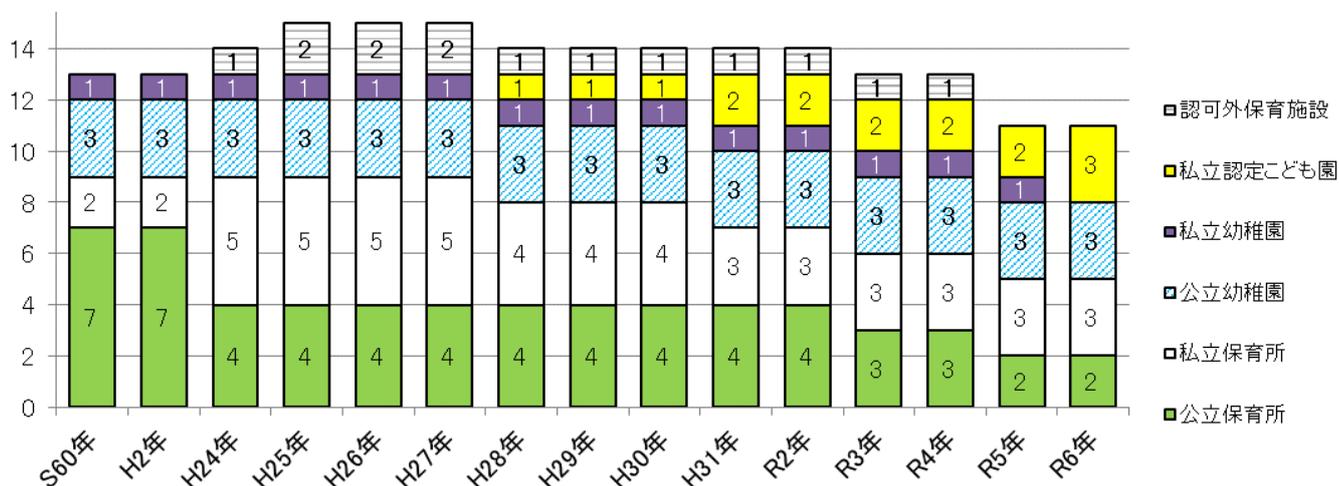
(2) 保育施設と教育施設の比較

令和6年度時点

	公立保育所	私立保育所	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	公立幼稚園	
市内運営箇所数	2箇所	3箇所	2箇所	1箇所	2箇所	
目的	日々保護者の委託を受けて、保育を必要とする乳児又は幼児を保育【児童福祉法第39条】		保護者の就労に関わらず、教育・保育を一体的に提供		幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長【学校教育法第22条】	
機能と役割	保護者の就労等により保育を必要とする乳児又は幼児等を保育する児童福祉施設。ただし、3～5歳児に対しては幼稚園教育に準じる教育が行われる		保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設	満3歳から小学校就学前までの幼児を対象に保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設	3歳児から小学校就学前までの幼児を対象に教育を行う学校	
保育・開園時間	8:00～18:00		保育所(園)・幼稚園に準じる		8:00～15:00	
延長保育・預かり時間	-	7:00～19:00(20:00)			15:00～18:30	
休業日	日・祝・年末年始				土・日・祝・春・夏・冬・年末年始	
通園区域	なし				なし	
保育料/月額	0円～41,800円(所得による) 3歳児以上無償化			満3歳児以上無償化	3歳児以上無償化	
保育サービス	通園バス			-	○	-
	預かり保育		-			○
	長時間保育(延長保育)			○	○	-
	一時保育		○		-	
	乳児保育				-	
	休日保育		-	○(一部)	-	
	完全給食	○	○	○	○	○
	園ひろば					

(3) 保育・教育施設数の推移

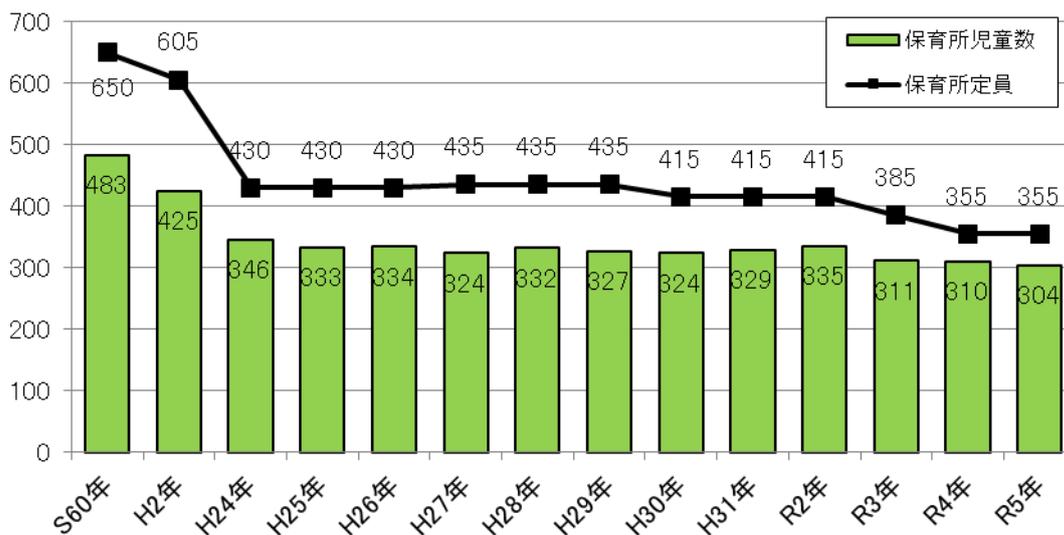
保育施設では、公立保育所は昭和60年の7箇所から令和5年の2箇所に減少、一方で、私立保育所は3箇所に増加しました。これは、公立保育所を私立保育所に民間委託(3箇所)した結果といえます。また、平成28年度からは私立保育所が認定こども園に移行する動きもあります。教育施設は、平成25年に休園した1箇所を含め、3箇所で維持しています。



※上記グラフには休園中の保育・教育施設(公立幼稚園1箇所)を含みます。私立幼稚園はR6年から幼稚園型認定こども園となりました。

(4) 保育所の定員と入所児童数

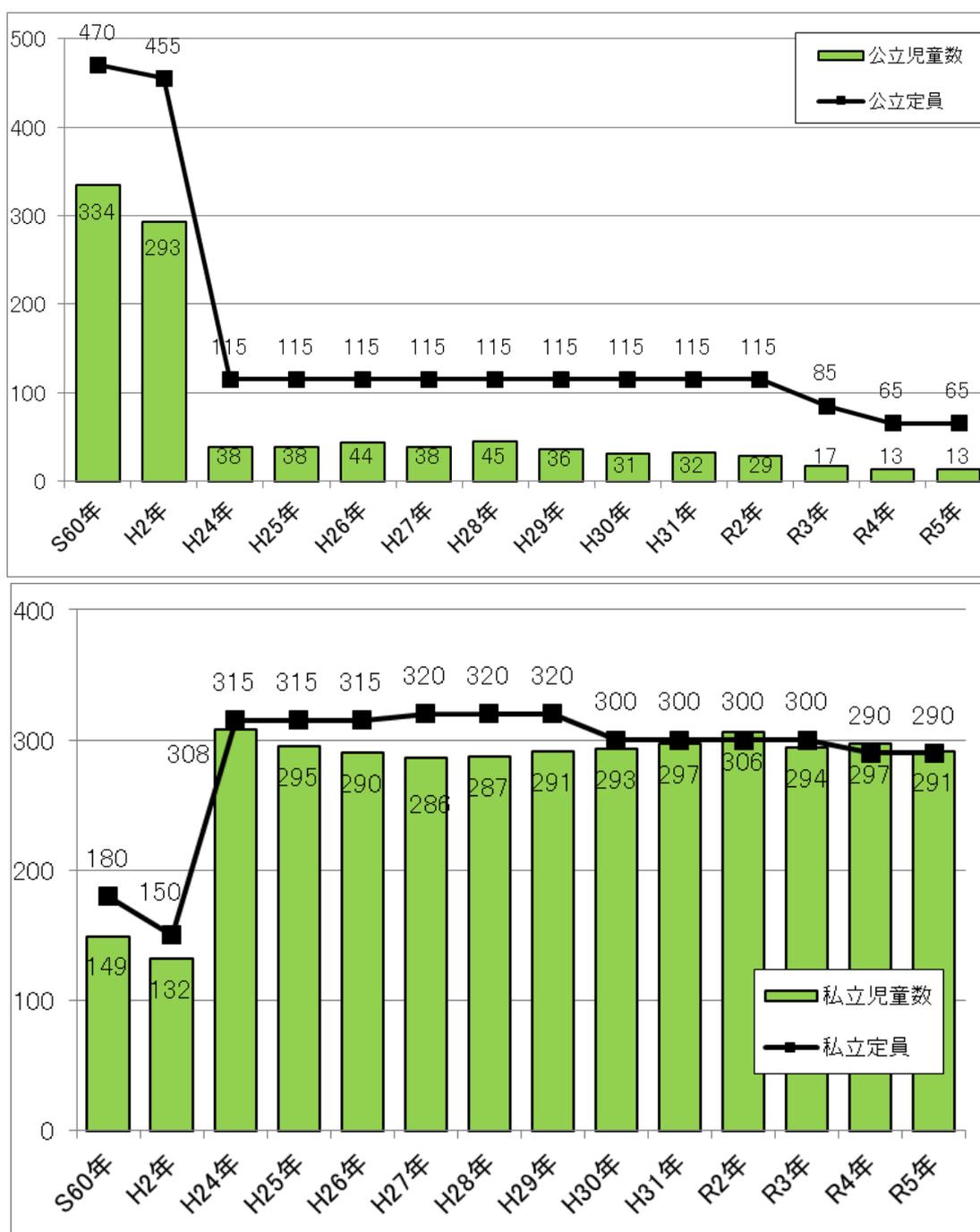
保育所の定員は昭和60年当時650名でしたが、令和4年以降は355名となっています。また、入所児童数の推移は、平成2年までは400名を超えていましたが、以降は徐々に減少し、現在は300名前後でほぼ横ばいの入所児童数となっています。



※各年4月1日現在の入所児童

(5) 公立保育所と私立保育所の状況

公立保育所は入所児童数及び定員とも減少し、令和5年での入所児童数は13名まで落ち込んでいる状況です。これは、入所児童数の減少と併せ、施設運営を私立保育所に移行したためです。一方で私立保育所は入所児童数の増加と併せ民営化に移行したため、入所児童数も増加し、近年は横ばい状況です。なお、これまで平成14年、平成20年、平成24年に公立保育所を私立保育所に移行しています。

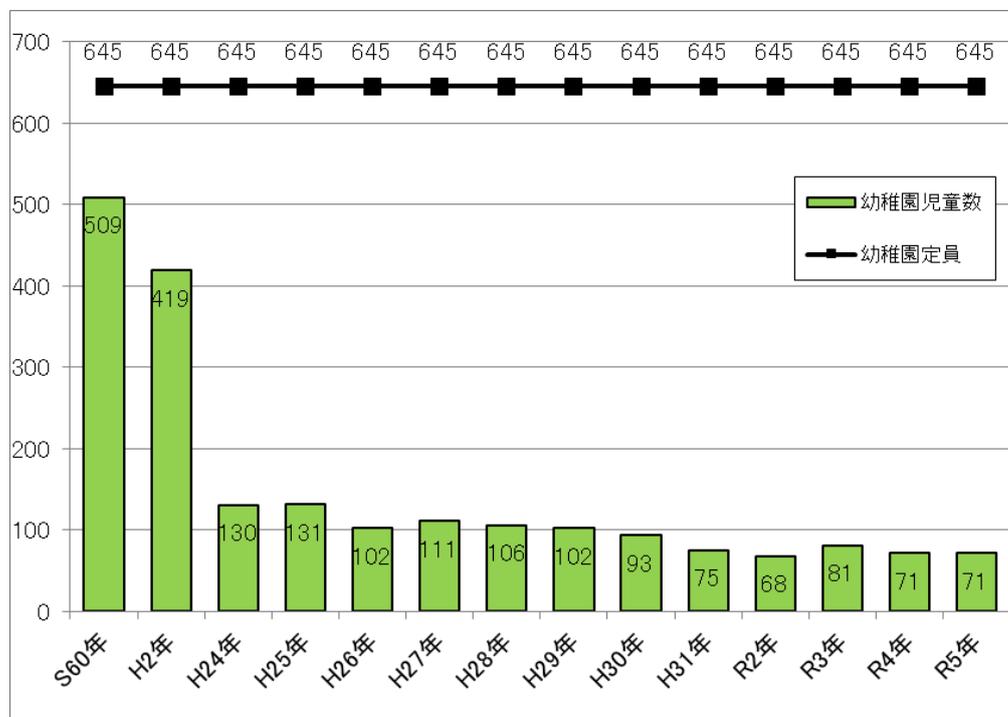


資料：宮津市政資料集

(6) 幼稚園の定員と入園児童数

幼稚園の定員は昭和60年以降、645名で推移しています。

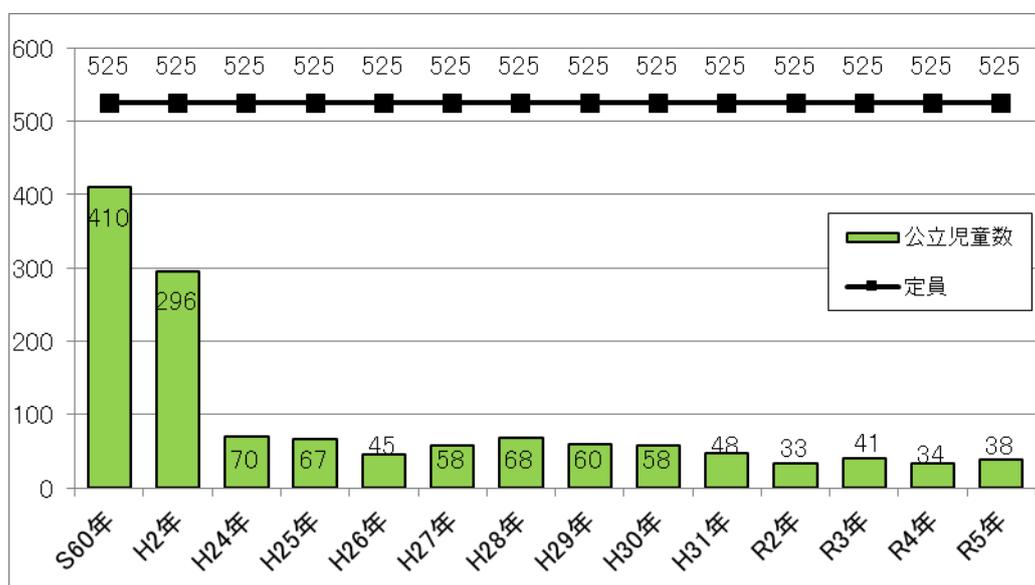
また、入園児童数の推移は、昭和60年では509名でしたが、年々減少し、令和5年では71名にまで落ち込んでいる状況です。

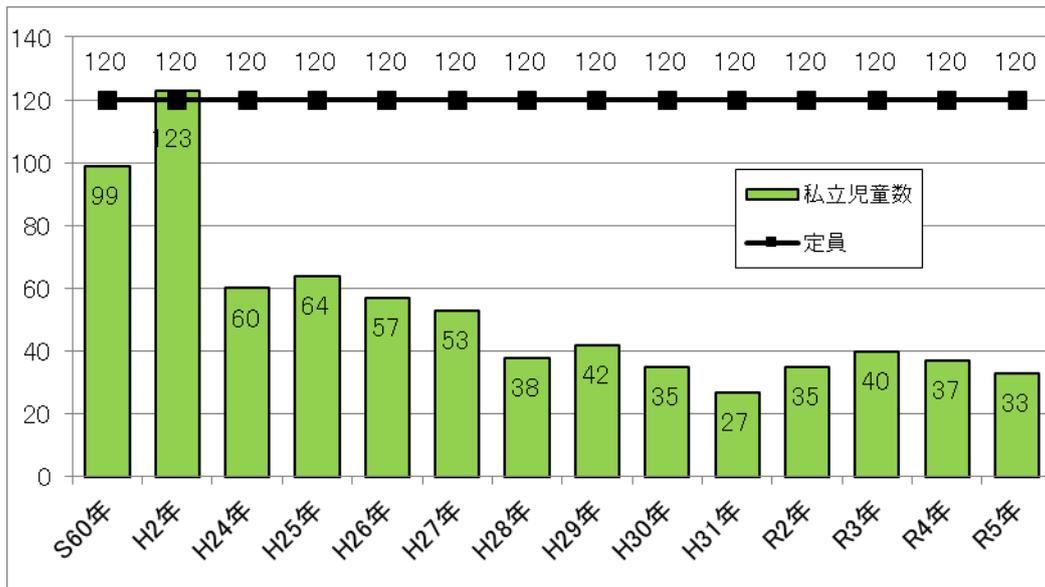


(7) 公立幼稚園と私立幼稚園の状況

公立幼稚園の児童数は昭和60年では410名でしたが、年々減少し、令和5年では38名まで減少しています。

私立幼稚園の児童数は平成12年まで100名台でしたが、以降は減少傾向に転じ、令和5年では33名まで減少しています。なお、令和6年から幼稚園型認定こども園に移行しました。

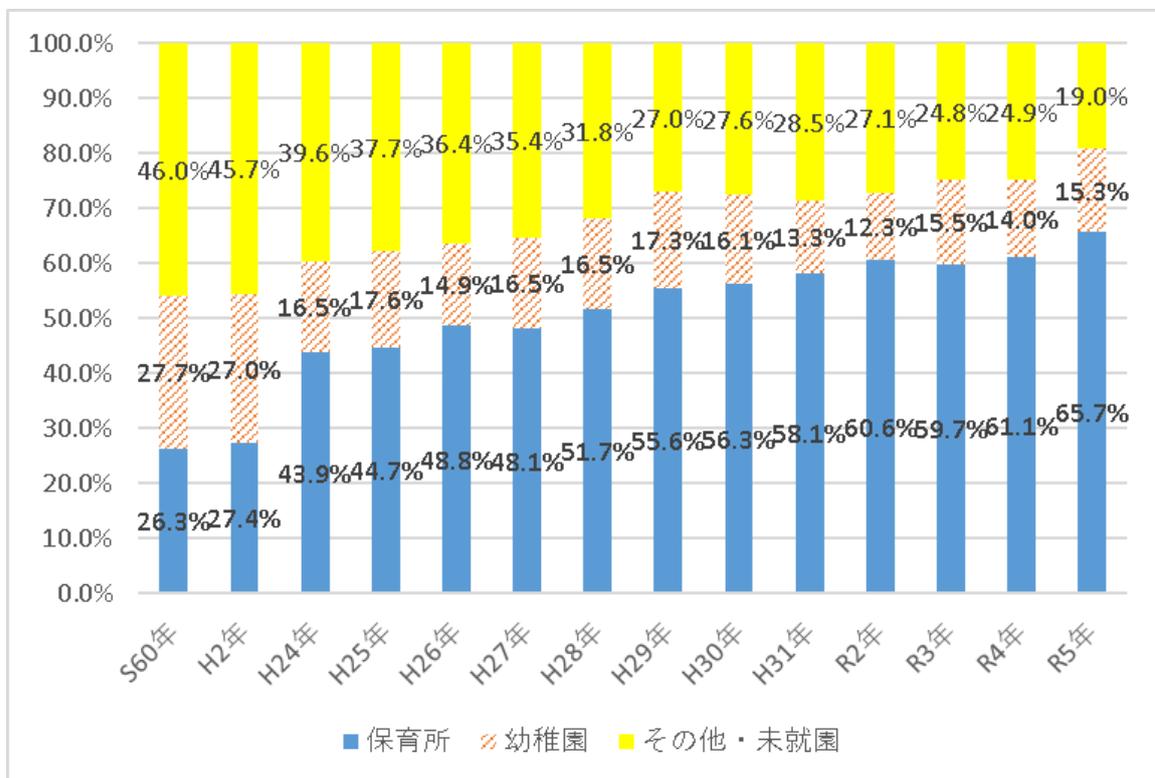




資料：学校基本調査

(8) 保育・教育施設等への入所率（0歳～5歳児）

市内の保育・教育施設等への入所率をみると、保育施設では昭和60年に比べ令和5年では39.4ポイント増加しています。一方で教育施設（幼稚園）では12.4ポイント減少しており、保育施設への入所率が高いことがうかがえます。また、その他施設や未就園も年々減少傾向にあることがうかがえます。



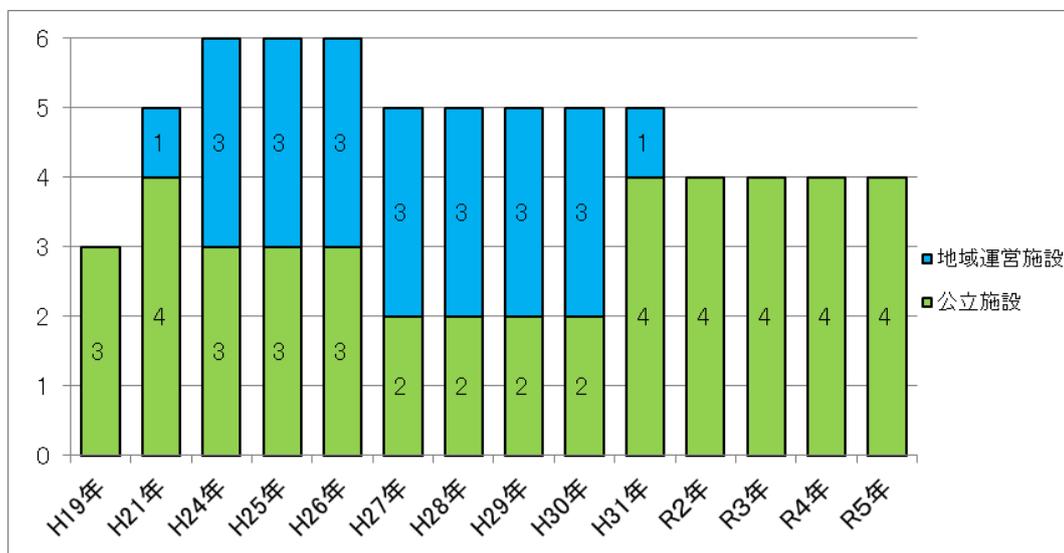
(9) 保育・教育施設等への年齢別入所率（3歳～5歳児）

令和5年度当初の3歳児から5歳児の就学前児童数に占める施設別の入所割合をみると、9割以上が施設へ入所している状況です。施設別では私立保育所（私立認定こども園）への入所割合が高く、公立保育所と私立保育所を合わせた保育施設全体では半数以上となっています。



(10) 放課後児童クラブの施設数の推移

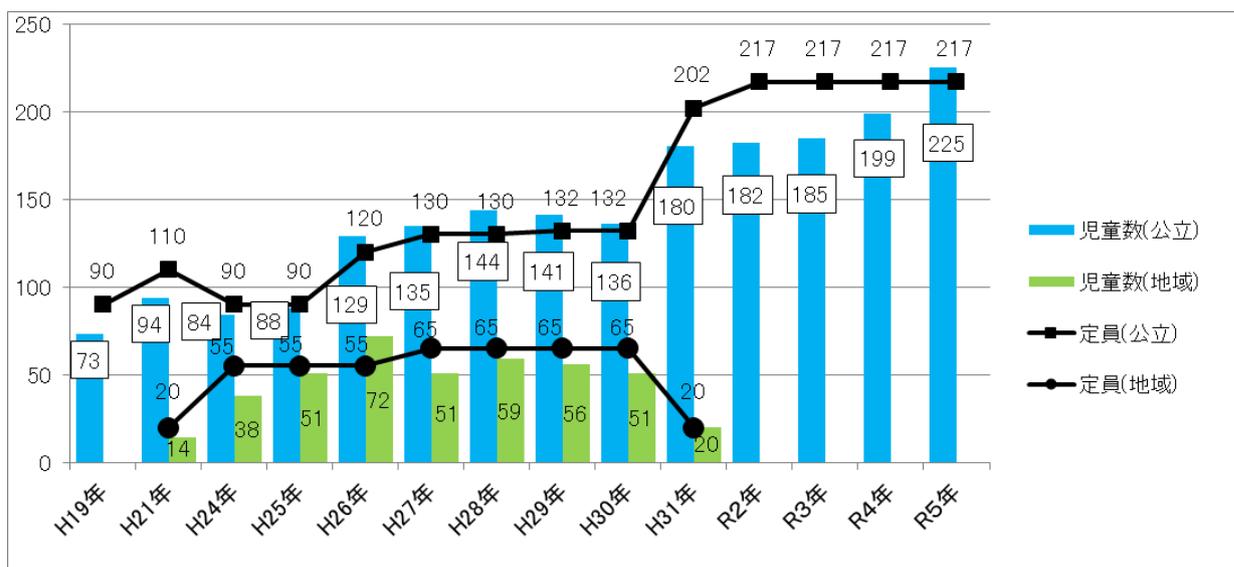
放課後児童クラブは、平成20年までは公立施設のみでしたが、平成21年から地域主体の放課後児童クラブが設置されました。平成31年からは地域主体の施設の一部について小学校敷地内に移転し、令和2年には全て公立施設へ移行をしています。



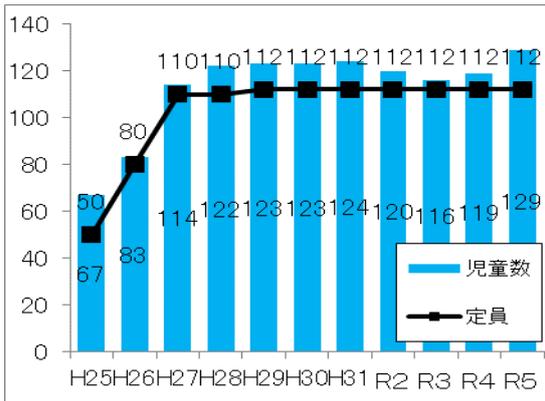
[放課後児童クラブ]
 保護者が労働等により昼間家庭にいないおおむね10歳未満の小学校等の児童に対して、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として行う。

(11) 放課後児童クラブの定員・利用児童数の推移

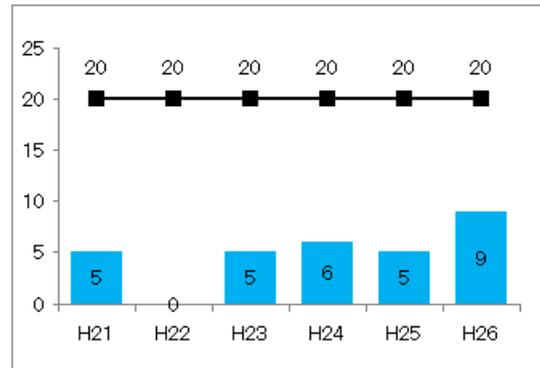
公立の放課後児童クラブの定員は、平成31年に地域運営型から市設置型へ移行したことにより202名となり、利用児童数は180名に増えました。令和5年は定員217名で、実利用児童数は225名となっています。



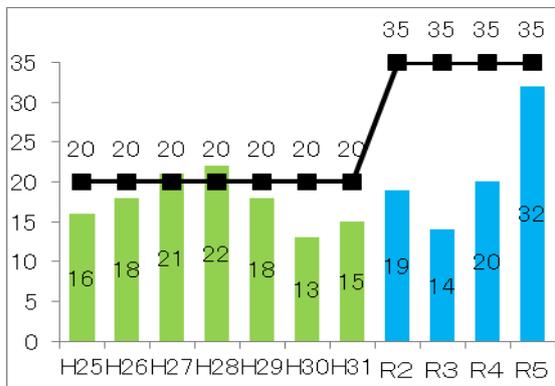
◆宮津のびのび放課後児童クラブ



◆上宮津のびのび放課後児童クラブ (H26廃止)

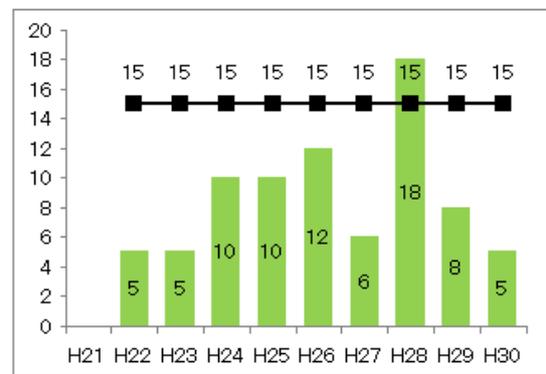


◆吉津のびのび放課後児童クラブ

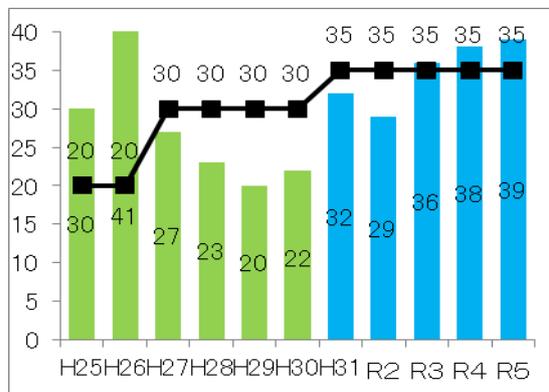


※令和2年から公営

◆由良浜っこクラブ (地域運営・H30廃止)

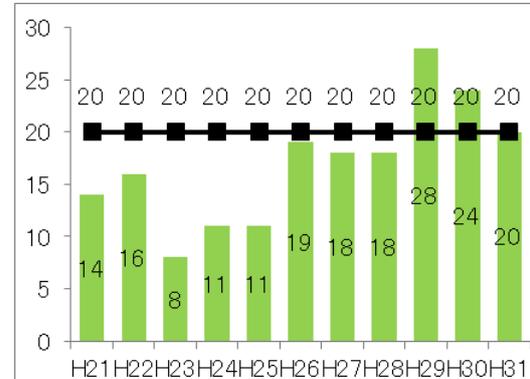


◆府中のびのび放課後児童クラブ



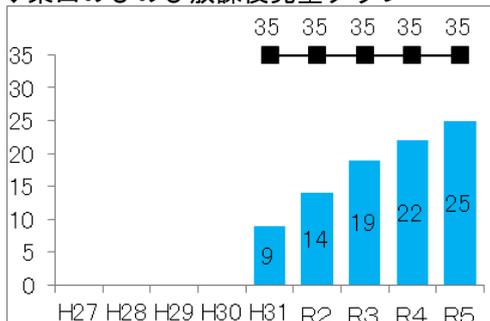
※府中放課後児童クラブは平成21年までは公営、平成22年から地域運営、平成31年から公営

◆養老わいわいクラブ (地域運営・H31廃止)



※養老わいわいクラブは長期休業中のみ

◆栗田のびのび放課後児童クラブ



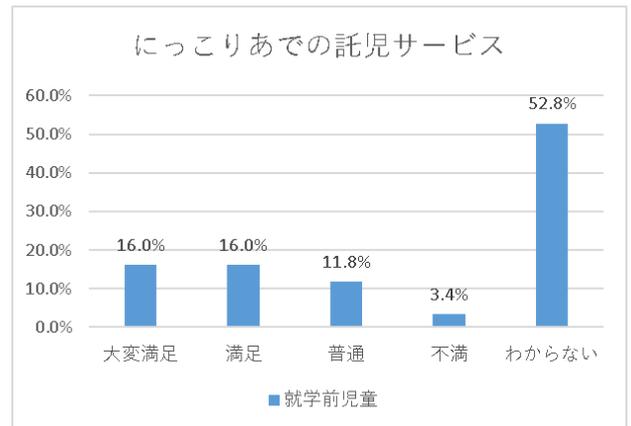
※栗田放課後クラブは平成31年から実施

5 第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）における取組状況

第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画において、「選ばれるまち」に向けた子育て・教育環境の充実、総合的な移住定住対策など、積極的な推進を図りました。

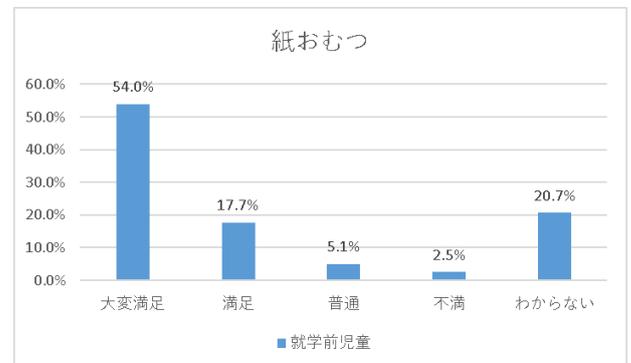
①子育て支援センター「にっこりあ」での託児サービスの実施

子育て中の保護者の負担を少しでも軽減し、ゆとり時間を提供することで、余裕をもって育児ができる環境を提供するため、令和4年11月から「にっこりあ」において、託児サービスを実施しています。保護者のリフレッシュやスキルアップ、通院などの時間の確保に繋がり、保護者の負担軽減を図りました。



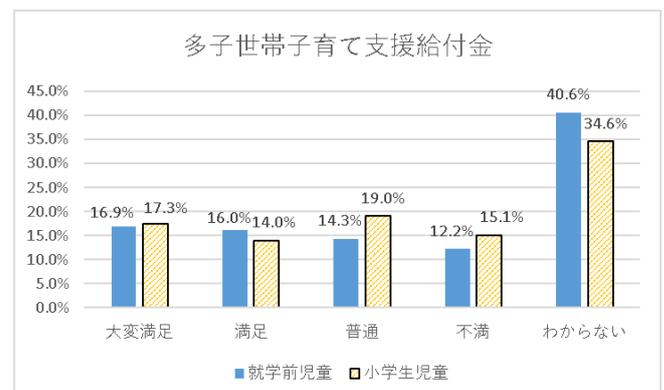
②就学前施設における紙おむつ・おしりふきの無償提供

保育所等の在園児に対して、保護者・保育士の負担が大きい「紙おむつ等」の持参及び持ち帰りを廃止し、紙おむつ等の無償提供を令和5年度から始めました。新しいサービスを導入することで、保護者負担の軽減を図るとともに、保育士の負担軽減による空き時間を保育サービスの向上につなげました。



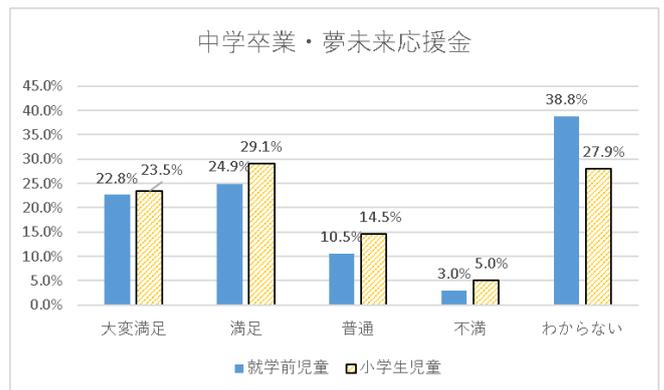
③多子世帯子育て支援給付金の支給

令和5年度に、物価高騰等の影響をより受けている中学生までの第3子以降の児童に対して、1人あたり月額1万5千円から3万円の支援金を支給し、家計の経済的負担の軽減を図りました。



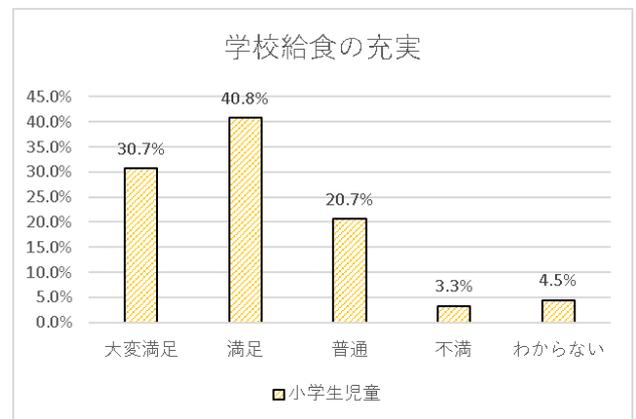
④ 中学卒業・夢未来応援金の支給

令和5年度から、義務教育を終了し、進学や就職など新たなステージに旅立つ中学生を応援するため、中学校等卒業生の保護者を対象に1人あたり5万円の応援金を支給しました。所得制限はなく、コロナ禍において、急激な物価高騰により日常生活で様々な影響を受ける子育て世帯に対して、経済的負担の軽減を図りました。



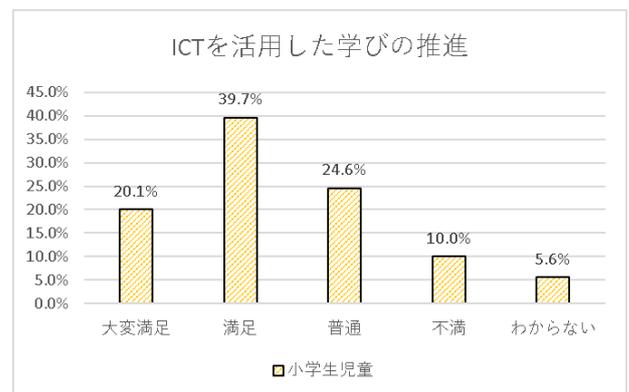
⑤ 学校給食の充実

民間委託によるセンター方式給食を小中学校に導入する中、食に関する指導や、地産地消の推進、学校教育全体を通じた食育など、学校給食の充実を図りました。また、令和3年度から幼稚園給食を開始し、就学前の教育・保育を充実しました。



⑥ ICTを活用した学びの推進

国のGIGAスクール構想のもと、小中学校において一人1台のタブレット端末を導入し、デジタル技術を活用した学習を進め、ICTを活用した学習意欲の喚起と個別最適な学びを推進しました。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人口減少が続く本市が「活力あるまち」として持続していく上で、子どもは未来の希望であり、宝であります。その子どもの健やかな育ちを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、本市の未来にとって極めて重要です。

これまでから、本市では安心して子どもを生み育て、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、教育・保育・子育て支援サービスの量的・質的な充実をはじめ、子育て世帯にやさしく、住みよいまちづくりを推進してきました。

本計画においては、これまでの取り組みを継承しつつ、

◆子どもや子育てが個々の家庭の中だけではなく、地域社会の中でしっかりと支えられ、見守られながら、子どもの成長を地域全体で喜び合い、共に分かり合うことのできる社会を目指し、

『みんなで育み みんなが育まれるまち みやづ』を基本理念として、ニーズに応じた多様できめ細かな子育て支援を推進します。

みんなで育み みんなが育まれるまち みやづ

<基本方針>

①子育てに夢を持てる環境づくり

②子どもが健やかに育つまちづくり

2 基本目標

本計画の基本理念を踏まえ、「子育てに夢を持てる環境づくり」並びに「子どもが健やかに育つまちづくり」の2つの基本方針のもと、次の目標を掲げ、総合的に施策を展開します。

〔1〕子育てに夢を持てる環境づくり

(1) 子どもを安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます

加速する少子高齢化や、共働き家庭の増加や核家族化など、子育て家庭を取り巻く環境はますます厳しくなっており、子育てへの負担や不安、孤立感が高まっています。

子育て世代の保護者が仕事をしながら充実した子育てができるために、保護者のニーズに対応した教育・保育サービスの充実に取り組みます。

また、仕事と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるよう育児休業制度や父親の育児参加の促進、職場の意識改革に努めることで、子育ての負担感を軽減し、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを進めます。

配慮の必要がある児童や家庭が、将来に夢や希望を持てるよう、ライフステージに応じた教育・生活・経済的支援を図るとともに、関係機関との連携を深め、児童虐待や不登校の未然防止など、社会的自立に向けた支援体制の構築に努めます。

(2) 家庭の子育て力を高め、子どもの成長に楽しみや喜びを感じられるよう支援します

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人もいます。

家庭が実際に子育てを経験する中で、周囲からの様々な支援を受けながら子育て力が向上し、子どもの成長に喜びや楽しみを感じることができるよう、子育てに関する必要な情報提供や気軽に相談できる体制づくり、保護者同士の交流等を通して子どもと親の育ちを支援します。

〔2〕子どもが健やかに育つまちづくり

（1）安心・安全に暮らせる社会環境づくりに取り組みます

乳児期までの母子の健康の保持・増進を図るため、保健師による訪問支援や産後ケア、健診等を実施し、保護者に寄り添いながら、母と子の健やかな育ちを切れ目なく支援します。

また、子どもを取り巻く社会環境の厳しさが増す中で、子ども連れで安心して外出できる遊び場所や道路環境、また、子どもが健全で安全に過ごせる場を確保するため、児童遊園をはじめとする安全な遊び場の維持管理に努めます。

関係機関等との連携のもと交通安全対策や防犯対策に取り組み、子どもが事故や犯罪に巻き込まれないよう、地域住民とともに安心・安全のまちづくりを推進します。

（2）明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもの育ちを支援します

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資です。

先行きが不透明で予測困難な社会において、子どもたちを取り巻く環境が変化しても、地域社会の一員として活躍する人づくりを進めるため、学校・家庭・地域等人のつながりを大切に、子どもたち一人ひとりの多様性が認められ、お互いを尊重し、認め合うことのできる共感力を育みます。

また、学校給食など食育の取り組みを通して、確かな学力の基礎となるたくましい身体を育成するとともに、就学前から中学校までの一貫した教育を通して、子ども達の確かな学力と社会を生き抜く力の育成や「ふるさと宮津」に誇りと愛着を持つ子ども達の育成に努めます。

加えて、地域と学校との結びつきをより強くし、家庭・学校・地域が連携して、地域全体で子ども達の学びや成長を支える体制づくりを推進します。

（3）地域ぐるみで子育て家庭を支えるまちづくりに取り組みます

子どもの成長過程において、家庭、地域、教育・就学前施設等、子どもの生活の場を有機的に連携させ、子ども同士はもとより、様々な大人や事業者等との関わりの中で成長する機会を持つことは、子どもにとって大切な経験となり、また、「まち全体での子育て」に向けた機運醸成にもつながります。

家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、喜びを感じながら子育てできるように、子育てを地域で支えることのできる環境づくりを進め、子どもが地域の宝として、地域とともに一緒に育つ「子育て・子育てのまちづくり」に取り組みます。

3 施策の体系

本計画の基本理念を実現する施策の体系は次のとおりです。

なお、個別の施策の中で特に力を入れて取り組んでいく事業について、充実 新規として位置づけ、第4章で記載をしています。

◆基本理念◆
みんなで育み みんなが育まれるまち みやづ

基本方針	基本目標	基本施策
子育てに夢を持てる環境づくり	1. 子どもを安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます	(1) 子どもを安心して妊娠し、出産できる環境づくり (2) 幼児期の学校教育・保育サービスの充実 (3) 地域子ども・子育て支援事業等の充実 (4) 仕事と子育てが両立できるための環境づくりの推進 (5) 子育て家庭への経済的支援 (6) 子どもの貧困対策やヤングケアラー支援の推進 (7) 配慮の必要がある家庭と子どもへの支援体制の充実
	2. 家庭の子育て力を高め、子どもの成長に楽しみや喜びを感じられるよう支援します	(1) 子育て情報や必要な支援を必要な人に届ける情報発信と相談支援体制の充実 (2) 子育て支援のネットワークづくり
子どもが健やかに育つまちづくり	3. 安心・安全に暮らせる社会環境づくりに取り組みます	(1) 母と子が健やかに育つ環境づくり (2) 安心・安全なまちづくり
	4. 明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもの育ちを支援します	(1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備 (2) 家庭や地域の教育力の向上 (3) 次代を担う親の育成 (4) 食育の推進
	5. 地域ぐるみで子育て家庭を支えるまちづくりに取り組みます	(1) 子どもの地域活動への応援 (2) 家庭・地域・教育・保育施設等が連携したコミュニティづくり

第4章 子ども・子育ての支援施策の方向と展開

〔1〕子どもを安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます

（1）子どもを安心して妊娠し、出産できる環境づくり

妊娠・出産を希望するすべての方が安心して妊娠・出産が行えるよう不妊・不育症治療に対する支援を行うとともに、すべての妊産婦に対し、様々なニーズに即した支援を行います。

【取組内容】

①妊娠を望む夫婦等への支援

事業名	実施内容	担当課
充実 不妊治療への助成	不妊治療にかかる経済的負担を軽減するため、その治療費用の一部を助成します。また、特定不妊治療を受けるための医療機関への通院費を助成します。	健康・介護課

②妊娠期から出産までの支援

事業名	実施内容	担当課
不育治療への助成	不育症の治療に要する経費を助成します。	健康・介護課
新規 妊婦等包括相談支援	妊娠期の保護者に寄り添った相談を行い、産前産後の見通しや過ごし方、産後の必要な手続きなどの情報提供や必要なサポートにつなげます。	
妊婦健康診査の実施	母と胎児の健康を守るため、全ての妊婦に妊婦健診の費用を助成します。	
パパママ学級の実施	父母を対象とした妊娠期の保健指導・健康相談や沐浴実習、父親の妊婦体験を実施します。	

（2）幼児期の学校教育・保育サービスの充実

就学前施設においては、利用者のニーズを踏まえ、幼児期の教育・保育に関わる施設・事業の充実を図ります。

【取組内容】

①幼児期の学校教育の充実

事業名	実施内容	担当課
幼稚園教育・保育の充実	保護者のニーズ等も見据え、在園児の一時預かり事業や3年教育の実施を継続するとともに、給食の継続的な実施や幼児教育アドバイザーの配置など、教育・保育体制の充実を図ります。	学校教育課
認定こども園の継続	幼児期の教育・保育を総合的に提供する認定こども園について継続実施します。	子ども未来課
幼稚園の環境整備	就学前教育等、幼稚園の適切な運営を図るため、施設整備等環境を充実します。	学校教育課
魅力ある幼稚園づくり	各幼稚園において創意工夫をし、魅力ある園づくりを推進します。	
幼稚園教育の質の向上	教諭の専門性を高めるため、研修への参加機会の確保・充実を図り、教育の質の向上に努めます。	

②保育サービスの充実

事業名	実施内容	担当課
地域型保育事業	子育て家庭のニーズや地域の受入体制等を踏まえ、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問保育、事業所内保育）の導入を検討します。	子ども未来課
乳児保育の充実	0歳児から受入れを実施するとともに受入施設の確保を図ります。	
休日保育の充実	休日（日曜日・祝日）保育の実施を継続します。	
障害児保育の推進	障害のある児童へのきめ細かな保育の充実に努めます。	
医療的ケア児保育の実施	看護師等の専門スタッフを配置し日常的に医療的ケアを必要とする子どもの保育を行います。	
保育所の環境整備	保育所の適切な運営を図るため、施設整備等環境を充実します。	
特色ある保育所づくり	各保育所において創意工夫をし、特色ある保育所づくりを推進します。	
充実 保育の質の向上	保育の質の向上を図るため、研修への参加機会の確保等により、保育士の専門性と資質の向上に努めます。	

(3) 地域子ども・子育て支援事業等の充実

地域における子育て支援については、すべての子育て家庭に対する支援の観点から、本市の地域の実情、利用者の多様なニーズを踏まえ、地域全体で子育てを支援していくよう事業の充実を図ります。

【取組内容】

地域子ども・子育て支援事業等の充実

事業名	実施内容	担当課
充実 子育て支援センターの充実 (地域子育て支援拠点事業)	宮津市子育て支援センターにっこりあでは、就学前児童とその保護者の交流促進、子育ての相談や情報提供、助言や援助を行い、安心・ゆとりのある子育てを支援します。 また、子育て中の保護者の負担軽減を図るため託児サービスを実施します。	子ども未来課
放課後児童クラブの実施	受入れを6年生までとしている放課後児童クラブの受入体制の充実や指導員等の質の向上を図るため、社会福祉法人等と連携して実施します。	
総合的な案内窓口の充実 (利用者支援事業)	子ども及びその保護者等が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を利用できるように、宮津市子育て支援センターにっこりあにおいて総合的な案内を行います。	
一時預かり事業	保護者の利便性やニーズを踏まえ、就学前施設において一時預かり事業を実施します。	子ども未来課 学校教育課
延長保育事業	保護者のニーズに対応して延長保育を実施します。	子ども未来課
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が病気、出産、介護等で一時的に養育が困難になった場合、子どもを児童養護施設等で一時的に預かり、必要な保護を行うショートステイ事業を実施します。	
病児保育の実施	医療機関等との連携のもと、宮津市・伊根町・与謝野町の共同設置による宮津与謝病児保育所において病児保育を実施します。	
充実 ファミリー・サポート・センター事業	援助を受けたい人と援助を行いたい人との会員登録による育児の手助けを行います。定期的に会員募集等の周知や、講習会・交流会の実施により会員組織の充実を図り、利用促進を行います。	
新規 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を実施します。	

(4) 仕事と子育てが両立できるための環境づくりの推進

親が仕事と子育てを両立させながら、継続して就労ができるよう、企業に対し各種法制度の普及・啓発を引き続き行います。

また、男女がともに仕事と子育てを両立できるゆとりある家庭生活の実現に向け、企業等において、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解を推進し、働き方の見直しや多様な働き方についての普及・啓発に努めます。

【取組内容】

①男女が共同して子育てを担う意識の醸成

事業名	実施内容	担当課
男女共同子育て意識づくりの啓発	男女共同参画講演会等の開催を通じて、子育てに男女が協力して取り組む意識の啓発に努めます。	市民環境課 子ども未来課
パパママ学級の実施（再掲）	父母を対象とした妊娠期の保健指導・健康相談や沐浴実習、父親の妊婦体験を実施します。	健康・介護課
父親の育児参加	男性のワーク・ライフ・バランスを推進し、子どもを育てる意識の醸成を図ります。 また、男性の家事・育児の参加を促進する事業を実施します。	子ども未来課

②ワーク・ライフ・バランスの理解推進

事業名	実施内容	担当課
子育てを地域で支える意識の啓発	子育てを地域で見守り、支える気運を高める啓発活動を実施します。	子ども未来課
企業等への啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進と育児休業・短時間勤務制度の普及等、仕事と家庭の両立の意義について理解を深める啓発活動等を実施します。	商工観光課 子ども未来課 市民環境課
父親の育児参加（再掲）	男性のワーク・ライフ・バランスを推進し、子どもを育てる意識の醸成を図ります。 また、男性の家事・育児の参加を促進する事業を実施します。	子ども未来課

③魅力ある働く場づくり（ジェンダーギャップ解消）

事業名	実施内容	担当課
新規 女性活躍応援塾	働く場において、いきいきと働く女性が増え、更に活躍していくための女性活躍応援塾を実施します。	市民環境課

(5) 子育て家庭への経済的支援

教育費・医療費をはじめ、近年の物価高騰など、子育てにかかる費用が重くのしかかり、それに負担を感じている家庭は少なくありません。このような経済的負担の増大が少子化の原因のひとつとして指摘されていることから、医療費や教育費等の負担の軽減、各種手当等を支給することで、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

【取組内容】

①子育てや教育・保育にかかる費用負担の軽減等

事業名	実施内容	担当課
新規 妊婦のための支援給付	妊婦であることの認定後、及び妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に、支援給付金を支給します。	健康・介護課
保育所保育料の軽減	保育所に入所している世帯に対して、保育所保育料の負担軽減を実施します。多子世帯の経済的負担を軽減するため、18歳未満の児童が3人以上いる世帯の第3子以降に係る保育料を免除します。（所得制限あり） また、幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施と適正な給付を行います。	子ども未来課
幼稚園給食の実施と学校給食の維持・充実	幼稚園給食を継続的に実施し、安全・安心な学校給食を維持・充実させるとともに、更なる食育の取り組みを推進します。	学校教育課
就学の援助	小中学生を持つ世帯の所得状況に応じて、学用品費等を支給します。	
新規 宮津市未来を担う人財応援奨学金による支援	大学生等に、無利子の奨学金を貸与し、進学に伴う経済的負担を軽減するとともに、大学等卒業後、宮津にUターンした場合は奨学金の返還を不要とすることにより、若者の移住定住を促進します。	移住定住・魅力発信課

②各種手当の支給

事業名	実施内容	担当課
児童手当の支給	高校卒業前の児童を持つ世帯に、児童手当を支給します。	子ども未来課
児童扶養手当の支給	ひとり親世帯等に、所得状況に応じて児童扶養手当を支給します。	
新規 中学卒業・夢未来応援事業	進学や就職など新たなステージに立つ子どもたちに対して、応援金を支給します。	

事業名	実施内容	担当課
特別児童扶養手当の支給	障害のある児童を養育している世帯に、障害や所得の状況に応じて特別児童扶養手当を支給します。	社会福祉課

③医療費・療育費の助成・拡充

事業名	実施内容	担当課
充実 子育て支援医療費の支給	満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童の医療費を支給します。	子ども未来課
ひとり親家庭医療費の支給	満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童及びひとり親等の医療費を所得状況に応じて支給します。	
未熟児の養育支援	出生後、入院療育が必要と医師が認めた未熟児にかかる費用の保護者負担を軽減します。	健康・介護課

(6) 子どもの貧困対策やヤングケアラー支援の推進

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、教育・生活・経済的支援等の施策を推進します。

経済的な理由で子どもを生み育てることが困難な状況にならないよう、子どもの成長や家庭の状況に応じた、きめ細かな支援を行います。

【取組内容】

事業名	実施内容	担当課
子どもの貧困の解消に向けた対策	子育て中の保護者と子どもを対象に、貧困に関する実態調査を実施し、家庭が抱える課題や支援ニーズを把握するとともに、貧困の解消に向けた対策を推進します。	子ども未来課
地域での居場所づくりへの支援	食事の提供や地域の人とつながる居場所を提供する活動に対して支援を行います。	
保育所保育料の軽減 (再掲)	保育所に入所している世帯に対して、保育所保育料の負担軽減を実施します。多子世帯の経済的負担を軽減するため、18 歳未満の児童が 3 人以上いる世帯の第 3 子以降に係る保育料を免除します。(所得制限あり) また、幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施と適正な給付を行います。	子ども未来課
就学の援助 (再掲)	小中学生を持つ世帯の所得状況に応じて、学用品費等を支給します。	学校教育課
児童手当の支給 (再掲)	高校卒業前の児童を持つ世帯に、児童手当を支給します。	子ども未来課

事業名	実施内容	担当課
児童扶養手当の支給 (再掲)	ひとり親世帯等に、所得状況に応じて児童扶養手当を支給します。	子ども未来課
充実 子育て支援医療費の支給 (再掲)	満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童の医療費を支給します。	
ひとり親家庭医療費の支給 (再掲)	満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童及びひとり親等の医療費を所得状況に応じて支給します。	
ひとり親家庭等に対する就労支援	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業及び高等技能訓練促進給付金事業を継続するとともに、事業の啓発、就労支援に努めます。	
ひとり親家庭に対する相談体制の充実	母子・父子自立支援員による相談等、関係機関の相談・支援体制の充実を図ります。	
入院助産の実施	助産制度の情報提供及び低所得者に対して指定施設での入院助産を支援します。	
新規 ヤングケアラーの支援体制の整備	ヤングケアラーの状況を把握し、負担軽減に向け必要な施策を実施します。	子ども未来課 学校教育課
新規 生活・学習支援事業	ひとり親家庭や低所得者世帯の子どもに対して、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援など、生活の向上を図る取り組みを進めます。	社会福祉課 子ども未来課 学校教育課

(7) 配慮の必要がある家庭と子どもへの支援体制の充実

子どもを含む全ての人の人権が尊重される環境づくりが必要であり、児童虐待をはじめ子どもの人権を侵害する行為がなくなるよう取り組みを強化することが重要です。保健・福祉・医療・教育・警察等関係機関との連携を深め、虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

また、近年は不登校及び不登校傾向の児童生徒が増加しています。このため、関係機関等との連携を深め、虐待や不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図りながら、将来の進路を主体的に捉え、子どもたちの進級や進学、社会的自立に向けた支援体制の充実を図ります。

ひとり親家庭は、日常生活全般にわたる対応をひとりですていかなければならないため、精神的負担や経済面で負担を感じている人は少なくありません。

ひとり親家庭が抱えるニーズに対応するため、経済的支援や相談支援サービスの展開を行います。

障害のある子どもなど一人一人が、成長後も社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの状況に応じた適切な療育及び教育を充実するとともに、保護者が安心して子どもを育てることができる支援体制の充実を図ります。

【取組内容】

①児童虐待対策の充実・不登校支援

事業名	実施内容	担当課
新規 こども家庭センターの運営	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子どもに関する相談全般から、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワークまでを行う拠点として、児童福祉司等の専門職員を配置したこども家庭センターの運営を行います。	子ども未来課
児童相談体制の充実	子育てや家庭に関わる相談事業を充実し、気楽に悩みや不安を相談できる体制により児童虐待の早期発見に努めます。乳児健康診査・育児相談・訪問等の母子保健活動や保育所・幼稚園・学校・子育て支援センター等の連携を図る中で、虐待の危険のある親子を把握し、保護者の心理的負担の軽減や家庭環境の改善を促すことを通じて、虐待の発生予防・早期発見に努めます。	
要保護児童への支援体制の充実	要保護児童対策地域協議会により関係機関（保育所、幼稚園、学校、医師会、民生委員・児童委員、弁護士、京都府、警察、法務局、消防等）との連携を強化し、個々のケースに応じて迅速かつ適切な対応が図られるようネットワークの充実に努めます。	
DV被害者の子どもの支援	DVが子どもに及ぼす影響について、地域で子どもに関わるあらゆる関係者に対し理解を促進し、子どもへの対応を支援するとともに、子どもに対しての心の面からのサポートを実施します。	子ども未来課 市民環境課
地域における見守り体制の充実	P T A、民生委員・児童委員、主任児童委員、地域の人々等の連携協力体制を強化し、身近な地域における見守り体制の充実に努めます。	社会福祉課 学校教育課 社会教育課
新規 子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に不安・負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等を訪問し、家事・子育て等の支援を検討します。	子ども未来課
充実 不登校等児童生徒への支援の推進	不登校児童・生徒を対象とした適応指導教室「こころのひろば」を開設し、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図るとともに、校内フリースクールを設置し、児童生徒の社会的自立や進路実現に向け、状況に応じた支援を行います。	学校教育課

事業名	実施内容	担当課
新規 みやづ子どもサポートセンターの設置・運営 (児童育成支援拠点事業)	家庭や学校に居場所のない児童生徒を対象に居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を行います。	学校教育課 子ども未来課

②ひとり親家庭への自立支援

事業名	実施内容	担当課
ひとり親家庭等に対する就労支援（再掲）	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業及び高等技能訓練促進給付金事業を継続するとともに、事業の啓発、就労支援に努めます。	子ども未来課
ひとり親家庭に対する相談体制の充実（再掲）	母子・父子自立支援員による相談等、関係機関の相談・支援体制の充実を図ります。	
児童扶養手当の支給（再掲）	ひとり親世帯等に、所得状況に応じて児童扶養手当を支給します。	
ひとり親家庭医療費の支給（再掲）	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及びひとり親等の医療費を所得状況に応じて支給します。	

③障害のある子ども・医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実

事業名	実施内容	担当課
発達障害等の児童生徒への教育的支援	学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の状態を示す児童生徒に対して、特別支援教育支援員を配置し、適切な指導、支援に努めます。	学校教育課
障害児通所支援事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業等）	障害のある子どもの社会的な自立や発達を促すため、障害児通所支援事業を実施します。	社会福祉課
障害児日中一時支援事業（障害児一時預かり）	保護者の就労や不在時に障害のある子どもの一時的な預かりを行います。	
支援ファイルの活用促進	保護者が関係機関と障害のある子どもの情報共有を行う支援ファイル「かけはし」の活用により、ライフステージに合わせた切れ目の無い支援を行います。	
障害者自立支援協議会発達部会の取組推進	子育て支援を目的に、子どもの発達に関する講演会や保護者・専門職等による交流会を開催し、地域での障害のある子どもへの理解を深めるとともに、不安を抱えている保護者のメンタルケアの支援を行います。	

事業名	実施内容	担当課
障害児相談支援事業	児童発達支援センター等において、療育やサービスの利用にかかる保護者等の相談、助言等を行います。	社会福祉課
特別児童扶養手当の支給 (再掲)	障害のある児童を養育している世帯に、障害や所得の状況に応じて特別児童扶養手当を支給します。	
障害児保育の推進 (再掲)	障害のある児童へのきめ細かな保育の充実に努めます。	子ども未来課
放課後児童クラブの障害児受入体制の充実	放課後児童クラブにおける障害児の受入体制の充実に努めるとともに専門機関との連携を強化します。	
充実 障害者インフルエンザ・障害者新型コロナウイルス感染症予防接種の助成	生後6月以上64歳以下の障害児者(身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A・B又は精神障害者保健福祉手帳1～3級)がインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の予防接種を受ける場合、その接種費用の一部を助成します。	社会福祉課
医療的ケア児支援体制の構築	医療的ケアの必要な子どもとその家族が住み慣れた地域で健やかに生活できるよう、関係機関と連携し、支援体制の構築を図ります。	

〔2〕家庭の子育て力を高め、子どもの成長に楽しみや喜びを感じられるよう支援します

(1) 子育て情報や必要な支援を必要な人に届ける情報発信と相談支援体制の充実

子育てに対する親の精神的な負担や不安を軽減し、子育てをより楽しく充実したものとするためには、多様な子育て支援サービスを充実させるとともに、それらを利用する親がそれぞれの状況に応じ、適切な支援を適切に選ぶことができるよう、十分な情報の提供と相談支援体制の充実が必要です。

すべての子育て家庭が住み慣れた地域で、安心して子育てすることができるよう保健・福祉・医療・教育などの各主体が連携し、総合的な子育て相談支援体制の充実を図るとともに、さまざまな媒体の活用を通じて子育てに関する情報提供の充実を図ります。

【取組内容】

①こども家庭センターの充実等

事業名	実施内容	担当課
新規 こども家庭センターの運営 (再掲)	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子どもに関する相談全般から、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワークまでを行う拠点として、児童福祉司等の専門職員を配置したこども家庭センターの運営を行います。	子ども未来課
子育て支援センターの充実 (地域子育て支援拠点事業) (再掲)	宮津市子育て支援センターにっこりあでは、就学前児童とその保護者の交流促進、子育ての相談や情報提供、助言や援助を行い、安心・ゆとりのある子育てを支援します。	
総合的な案内窓口の充実 (利用者支援事業) (再掲)	子ども及びその保護者等が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を利用できるように、宮津市子育て支援センターにっこりあにおいて総合的な案内を行います。	
保育所の子育て相談機能の充実	未就園児の親子を対象として、「親子の広場」や「子育てサポートセンター」等、各保育所で親子の交流促進、子育て相談等を実施します。	

②子育てに関する情報提供の充実

事業名	実施内容	担当課
充実 子育て総合情報の提供	子育てに関するガイドブックの発行や、若い世代が利用しやすいSNS等による発信など、情報を必要とする方へ総合的な子育て情報を提供します。	子ども未来課
母子保健に関する地域情報の提供	妊娠や出産、育児に関する地域情報を提供します。	健康・介護課

事業名	実施内容	担当課
交流事業・子育て講座等の実施	子育て支援センターやファミリー・サポート・センター等において、地域の子育て支援者や子育て中の保護者など幅広い層を対象とする交流事業や子育て講座等を実施し、子育てに関する情報提供と交流促進を図ります。	子ども未来課

③妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制の充実

事業名	実施内容	担当課
新規 こども家庭センターの運営 (母子保健機能)	母子保健及び育児に関する総合支援窓口において、保健師が相談に応じます。また、母子手帳交付時の面談、乳幼児健診等を通じて支援が必要な母子を早期に把握し、電話や訪問により、育児不安除去に向けたアドバイス等を行います。	健康・介護課
新規 妊婦等包括相談支援 (再掲)	妊娠期の保護者に寄り添った相談を行い、産前産後の見通しや過ごし方、産後の必要な手続きなどの情報提供や必要なサポートにつなげます。	
パパママ学級の実施 (再掲)	父母を対象とした妊娠期の保健指導・健康相談や沐浴実習、父親の妊婦体験を実施します。	
離乳食教室	管理栄養士による離乳食の指導、保健師等による育児相談を実施します。	
ベビーマッサージ教室	スキンシップを通じて母子の絆を深めるため、助産師の指導の下、オイルを使ったマッサージを行います。また、授乳や育児に関する相談、保護者同士の交流機会にもします。	子ども未来課

④子どもの養育に関する相談支援体制の充実

事業名	実施内容	担当課
こころの相談体制の充実	教育相談室「こころのまど」、適応指導教室「こころのひろば」の相談員や、スクールカウンセラー等と連携し、子ども達の社会的自立に向け、状況に応じた教育相談や支援の充実に努めます。	学校教育課
子育て相談（のびのびっこ広場）	発達等が気になる子どもやその育児に悩みを抱える保護者を対象に育児相談や、発達を促すための感覚統合を取り入れた運動遊びを実施します。	健康・介護課
年中児すこやか相談事業	友達とうまく遊べない、集団で生活するのが難しいなど、集団生活が苦手な子どもの早期発見・早期療育を目的に、保護者、保育者から提出された問診票を用いてスクリーニングを行い、集団での様子を観察します。必要な幼児に SST（ソーシャルスキルトレーニング）等の個別支援を行います。	

事業名	実施内容	担当課
わくわく教室	小学校に行くまでの大事な時期に、友達と楽しく遊びながら社会性を身につけていく支援を行います。	健康・介護課
ほめ方教室	子どもとの関わりを見つめ直し、何をほめるのか、いつ、どのタイミングでどのようにほめると効果的なのかなど、見方や関わり方に気付きを得る支援を行います。	
障害児相談支援事業（再掲）	児童発達支援センター等において、療育やサービスの利用にかかる保護者等の相談、助言等を行います。	社会福祉課

（２）子育て支援のネットワークづくり

地域における子どもの健やかな成長を支援するにあたって、教育・保育施設のサービスなどの公助を充実する一方で、公助では十分手を差し伸べることができないニーズに対しては、地域での助けあい、支えあいといった共助による子育て支援が重要です。

地域での子育て機能の強化を図るため、地域ぐるみによる子育て支援活動を支援するとともに、子育て経験のある市民の知識や技能などを積極的に活用する自主的な子育てグループの活動を促進し、各活動の連携・交流の促進や情報の共有化など子育て支援のネットワークづくりを推進します。

【取組内容】

地域の子育て支援活動や交流の促進

事業名	実施内容	担当課
充実 子育て支援センターの充実 （地域子育て支援拠点事業） （再掲）	宮津市子育て支援センターにっこりあでは、就学前児童とその保護者の交流促進、子育ての相談や情報提供、助言や援助を行い、安心・ゆとりのある子育てを支援します。また、子育て中の保護者の負担軽減を図るため託児サービスを実施します。	子ども未来課
子育てグループ育成・保護者同士の交流支援	子育て支援センターや社会福祉協議会のふれあいサロンの活動等を通じて、地域の子育て活動についての情報提供等を行うとともに、育児期の保護者同士等の交流や情報交換を支援します。	
充実 子育てサークル活動の支援	既存施設を有効に活用し、相談支援、情報提供等を行い、子育てサークル活動等への支援の充実に努めます。	
保育所の子育て相談機能の充実（再掲）	未就園児の親子を対象として、「親子の広場」や「子育てサポートセンター」等、各保育所で親子の交流促進、子育て相談等を実施します。	

〔3〕安心・安全に暮らせる社会環境づくりに取り組みます

(1) 母と子が健やかに育つ環境づくり

妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進の観点から、保健・医療・福祉および教育の各分野との連携のもと、母子保健事業の取り組みに加え、疾病や児童虐待の兆候の早期発見を

はじめ、育児不安の軽減、子育て家庭の孤立化の防止を図ります。

【取組内容】

①訪問活動・指導の充実

事業名	実施内容	担当課
乳児家庭全戸訪問 (赤ちゃん訪問)	保健師が生後2か月頃までに乳児の家庭を訪問し、母子の健康状態を観察した上で、必要に応じた保健指導を行います。また、今後の予防接種や健診等の説明や母親等からの子育て相談・育児手技の指導等に対応します。	健康・介護課
保健師家庭訪問（養育支援訪問）	乳幼児の発育・発達や保護者の養育状況などに困難さがある家庭に対して、保健師が継続的に訪問し、子育ての指導・助言や保護者の悩み等への相談を実施することで、母子どもの健康の保持増進を図ります。	
赤ちゃんお誕生おめでとう訪問	地域の民生委員・児童委員、主任児童委員が生後2か月以後の乳児の家庭を訪問し、子育てリーフレット、絵本を配布するなど、地域との繋がりを大切にする中で、母親等の育児不安の解消・軽減に努めます。	社会福祉課
新規 乳幼児家庭の子育て相談	主任児童委員が乳幼児健診に合わせて子育て家庭の相談を行い、育児の悩みや不安の解消・軽減が図られ、安心して子育てができるよう支援します。	

②健診事業等の推進

事業名	実施内容	担当課
新規 新生児聴覚検査	新生児の聴覚障害を早期に発見し、早期治療につなげるため、新生児聴覚検査費用を助成します。	健康・介護課
新規 1か月児健康診査	1か月児健康診査費用を助成します。	
乳児健康診査	4か月児、7か月児の健康診査を実施します。	
充実 1・2か月児相談	生後12か月児に保健師による発達確認、育児相談等や歯科衛生士による講話、個別相談を実施します。	
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児の健康診査を実施します。	

事業名	実施内容	担当課
2歳6か月児歯科健康教室	歯科医師による診察のほか、歯科衛生士・保健師・栄養士による保健・育児指導等を実施します。	健康・介護課
3歳児健康診査	3歳児の健康診査を実施します。	
予防接種の実施	様々な疾病から子どもの健康を守るため、予防接種を実施します。	

③母性の健全育成と医療等の充実

事業名	実施内容	担当課
休日医療体制等の整備	初期救急医療の体制確保のため、休日応急診療所及び休日在宅当番医制を運営し、子ども等が急病やケガの時でも安心して医療サービスが受けられるよう、地域医療体制を整備します。	健康・介護課
充実 不妊治療への助成（再掲）	不妊治療にかかる経済的負担を軽減するため、その治療費用の一部を助成します。また、特定不妊治療を受けるための医療機関への通院費を助成します。	
不育治療への助成（再掲）	不育症の治療に要する経費を助成します。	
入院助産の実施（再掲）	助産制度の情報提供及び低所得者に対して指定施設での入院助産を支援します。	子ども未来課
新規 初回産科受診料の助成	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るため、初回産科受診料の助成を行い、必要に応じて市が医療機関と連携して支援を行います。	健康・介護課
妊婦健康診査の実施（再掲）	母と胎児の健康を守るため、全ての妊婦に妊婦健診の費用を助成します。	
産婦健康診査の実施	出産後間もない時期の母親の心と体の健康状態を把握し、産後うつ等を予防するため、産婦健康診査の費用を助成します。	
新規 医療 MaaS による妊産婦健康診査の検討	医療 MaaS 車両の活用により、妊産婦が自宅にしながら健康診査を受けられる仕組みを検討します。	
充実 産後ケア事業	産後間もない時期の母子の健康・育児をサポートするため、医療機関等への宿泊や、通所等により心身ケアや育児指導を受けていただくサービスを提供します。	
新規 親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるための支援を検討します。	子ども未来課 健康・介護課

(2) 安心・安全なまちづくり

子どもや子育て家庭を含め、地域に暮らす全ての人々が安心して暮らすことのできるまちづくりをめざし、関係機関・団体と連携し、道路や歩道、公共施設のバリアフリーに取り組めます。

また、市民一人一人の交通安全意識を高める交通安全教育、子どもや高齢者、障害のある人を含めた全ての市民にとって安全で快適な歩道や自転車道など、交通安全施設の整備を図るとともに、子どもが犯罪に巻き込まれない安全なまちづくりを創出するため、家庭、地域、学校、関係団体等が連携した防犯活動を推進します。

【取組内容】

①子どもを犯罪等から守る取組の推進

事業名	実施内容	担当課
子ども見守り活動の推進	各小学校で学校と地域が連携して「子ども見守り隊」を結成し、登下校時の子どもの見守りに努めます。各小学校のPTA等の地域住民が、車両等にパトロール隊のプレート等を掲示し、防犯活動の啓発に努めます。	学校教育課 社会教育課
子ども110番のいえ事業の取組	子どもを犯罪から守るため、子どもの緊急避難場所として、警察、防犯推進委員協議会と連携を図り、地元の協力を得て子ども110番のいえの充実を図ります。	学校教育課
青少年教育推進事業	社会環境浄化推進員によるコンビニや携帯ショップ等への京都府青少年の健全な育成に関する条例の普及啓発活動を実施します。また、スマートフォンやインターネットを使った犯罪に巻き込まれないよう、ネットトラブル防止等の周知・啓発に努めます。	社会教育課
青色防犯パトロールの推進	警察機関と連携し、青色防犯パトロール車による活動の推進、広報に努め、登下校時の子どもの見守り活動のパトロール展開に努めます。	総務課
防犯カメラ・ドライブレコーダーによるまちの見守り推進	市内の公道等に設置している防犯カメラを運用するとともに、ドライブレコーダーによる見守り活動協力事業所等の登録協力を募り、見守り体制を充実・強化していきます。	

②子どもを事故等から守る取組の推進

事業名	実施内容	担当課
交通安全の取組の推進	子どもを交通事故から守るため、交通安全の啓発に努めるとともに、教育・保育施設において、交通安全教育を推進します。	市民環境課 子ども未来課 学校教育課

事業名	実施内容	担当課
通学路等交通安全プログラムの推進	宮津市通学路等安全推進協議会の関係機関と連携を図り、小中学校の通学路や教育・保育施設の周辺及び施設外活動時の児童安全を確保に向けた取り組みを推進します。	学校教育課 子ども未来課 市民環境課 土木管理課
子育て世帯に配慮した公共施設等の整備	授乳室やベビーベッドの設置等、またベビーカーでの移動等に配慮した歩道等の整備を行うなど、子育て世帯が利用しやすい公共施設の整備に取り組みます。	子ども未来課 (各施設所管)
児童遊園等の適正な維持管理	定期的な遊具の点検・修理により、子育て世帯が安心して利用できるよう児童遊園などの公園緑地の適正な維持管理に努めます。	都市住宅課 子ども未来課
子育て世帯に配慮した住宅の提供	子育て世帯に配慮した住宅の提供を行うとともに、子育て世帯が安心して快適に暮らせる生活環境の整備に努めます。	都市住宅課
子育て世帯のリフォームの支援	多子世帯、3世代同居・近居世帯が行う子育て環境整備・充実のための住宅のリフォーム費用を支援します。	移住定住・魅力発信課

〔4〕 明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもの育ちを支援します

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備

児童・生徒一人一人の個性や創造性を伸ばし、「生きる力」の育成を目指して、「確かな学力」「豊かな心」「たくましい身体」を育む教育を推進するとともに、指導方法の充実による学力の向上や、人権・道徳教育など健やかな心を育む教育活動を充実します。

また、魅力のある教育活動を展開し、家庭や地域社会との連携を進める中で、地域社会に根ざした信頼される学校（園）づくりに努めます。

【取組内容】

① たくましい身体の育成・確かな学力と教育環境の充実

事業名	実施内容	担当課
保育所・幼稚園・学校の連携	就学に向けて、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、保育所・幼稚園・小学校が積極的な連携を図るよう配慮します。	子ども未来課 学校教育課

事業名	実施内容	担当課
国際理解教育の推進	幼児期から英語教育に親しむことができるよう、新たに公立・私立保育所、幼稚園へ定期的に AET（英語指導助手）を派遣します。また、引き続き小学校・中学校に AET を派遣します。	学校教育課
魅力ある学校（園）づくり	各学校（園）が創意工夫をしながら、それぞれの目標や地域の実態に応じた学校（園）づくりを推進します。	
充実 学力向上を図るための授業改善	基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、身に付けた知識・技能を基に情報を収集したりできるよう、他者と協働的に課題解決したりできるよう授業改善を進めます。	
充実 論理的思考力や表現力の育成	思考力・判断力・表現力を高める言語活動を充実させ、論理的思考力や表現力の基礎である言語を使いこなす能力を育成します。	
充実 新規 ICTを活用した学習意欲の喚起、個別最適な学びと協働的な学びの実現	主体的に学習に取り組む意欲・態度を育てるとともに、ICTを活用したドリル学習によって、学ぶ楽しさや分かる喜びを実感でき、努力し続けようとする意欲を養います。 また、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、演劇的手法を活用したコミュニケーション教育など学習活動の充実を図り、非認知能力の育成を進めるとともに、「ふるさとみやづ学」など探究的な学習や体験活動等を通じ、子ども同士で、あるいは多様な他者と協働した学びを推進します。	
幼稚園給食の実施と学校給食の維持・充実（再掲）	幼稚園給食を継続的に実施し、安全・安心な学校給食を維持・充実させるとともに、更なる食育の取り組みを推進します。	

②夢・志・豊かな感性を持った人づくり

事業名	実施内容	担当課
こころの教育の推進	教育相談室「こころのまど」、適応指導教室「こころのひろば」を設置し、相談員によるきめ細かな支援をはじめ、学校におけるスクールカウンセラー等による相談を実施するとともに、地域人材の活用や体験活動を生かし、道徳教育の充実を図ります。	学校教育課
いじめ防止対策の推進	行政や学校、地域住民、家庭その他のいじめ防止等に関係する機関・団体による小中学校におけるいじめの防止等のための対策をより総合的、効果的に推進します。	
人権教育の推進	学校等における人権教育、人権教育指導者を養成するための研修会を開催するほか、人権カレンダーの作成・配布等により啓発を図ります。	社会教育課 学校教育課

事業名	実施内容	担当課
充実 不登校等児童生徒への支援の推進 (再掲)	不登校児童・生徒を対象とした適応指導教室「こころのひろば」を開設し、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図るとともに、校内フリースクールを設置し、児童生徒の社会的自立や進路実現に向け、状況に応じた支援を行います。	学校教育課

③地域と一体となった学校づくり

事業名	実施内容	担当課
小中一貫教育の推進	就学前から中学校卒業までの10年間を見通した上で、一貫した系統的な教育を行い、子ども達の確かな学力と社会を生き抜く力を育成します。	学校教育課
「ふるさとみやづ学」の推進	子ども達が宮津の自然や伝統的な産業、歴史・文化遺産などの地域素材をもとに体験的に学習し、地域社会の一員としての自覚を持ち、ふるさと宮津を愛し、よりよい宮津を築こうとする自主的・実践的な態度を育てます。	
教育ギャラリーの推進	学校(園)で実施している教育内容等の展示を行い、広く広報し、教育活動への理解を進め、家庭や地域住民との連携を深めます。	
新規 コミュニティ・スクールの推進(学校運営協議会制度の導入)	地域の方が学校運営に参画する学校運営協議会制度を導入し、学校と地域との結びつきをより強くし、地域と一体となって子ども達を育てていきます。	
新規 地域学校協働活動の推進	地域住民等の参画を得て、地域全体で子ども達の学びや成長を支えるとともに、地域と学校との相互連携、協働を推進します。	学校教育課 社会教育課
環境学習の推進	年齢に応じた環境学習プログラムの提供を学校等や環境団体が実施します。また、人と自然の持続可能な関わりについての理解を深められるよう、自然との共生、脱炭素及び資源循環について学ぶ機会の充実を図ります。	市民環境課 学校教育課
防災学習の推進	就学前施設や学校で防災指導を実施し、防災に関する知識とともに「自助」「共助」の意識を高めます。	消防防災課 子ども未来課 学校教育課

(2) 家庭や地域の教育力の向上

次代の親を育成する観点から、子育て家庭に対し、男女が共同して家庭を築き、子どもを生き育てることの意義、子どもや家庭を持つことの重要性について理解を深めることが重要です。

そのため、子どもの成長過程に応じ適切な子育てができるよう家庭教育に関する情報や相談、子どもをはぐくむ7か条の啓発及び学習機会を提供するとともに、親子の絆や子どもの大切さへの理解を深める体験・交流活動機会の充実を図ります。

【取組内容】

①家庭教育及び親子の絆づくりへの取組

事業名	実施内容	担当課
家庭教育に関する学習機会や情報の提供	公民館事業やPTA活動等において、家庭教育に関する講座や保護者同士の交流、情報交換等の機会を設けるとともに、関係機関及び地域で子育て支援に携わる人々が連携を密にして各種事業を展開します。	社会教育課 学校教育課 子ども未来課
家庭における生活習慣の取組	早寝・早起き、朝ご飯等、子どもに対し望ましい基本的な生活習慣を育成するための取り組みを支援します。	
親子行事の充実	保育所・幼稚園・学校等における親子行事、地域の子ども会の行事、子育て拠点等での行事を通じて、親子の絆を深めるとともに、家族が協力して子育てする大切さを啓発します。	社会教育課 学校教育課

(3) 次代を担う親の育成

中学生や高校生など、これから親となる世代が将来子どもを生き育てたいと思えるように、同世代間並びに異世代間の交流機会の充実を図り、子育てや家庭の大切さについての理解を深めるための教育や啓発を推進します。

また、次代の親の育成に向け、母性、父性について正しく理解し、自他を大切にすることを育むため、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発など、学校保健と連携し、思春期の心と体の健康づくりを推進します。

【取組内容】

①体験活動・世代間交流の推進

事業名	実施内容	担当課
子どものびのび体験活動事業	公民館において、文化・スポーツ・自然体験等の様々な体験活動を実施します。	社会教育課

事業名	実施内容	担当課
乳幼児とふれあう機会の充実	学校における授業や職場体験学習等を通じて赤ちゃんの可愛さや命の大切さを実感し、次代を担う子どもたちが乳幼児と交流する機会の拡充に努め、ライフデザインの重要性を認識するための機会を設けます。	学校教育課
高齢者等を活用した子どもの育ちの支援	保育所や幼稚園等において、経験豊富な高齢の方と子どもとの世代間交流の機会を設けます。	子ども未来課 学校教育課

②子どものこころとからだの健康づくり

事業名	実施内容	担当課
こころとからだに関する教育の充実	喫煙、飲酒、薬物、性等についての正しい知識の普及に努めます。	学校教育課

(4) 食育の推進

乳幼児期からの食育の意義についての啓発に努め、調理する、楽しく食べるといった食生活全般にわたる知識の普及・意識向上を図ります。

また、「食」を通じ、子どもの豊かな人間形成を育むため、子どもの発達段階に応じた正しい「食」に関する指導や情報提供を充実し、乳幼児期から望ましい食習慣を定着させる健康づくりを推進します。

【取組内容】

食育の取組

事業名	実施内容	担当課
離乳食教室 (再掲)	管理栄養士による離乳食の指導、保健師等による育児相談を実施します。	健康・介護課
保育所・幼稚園・学校における食育の取組	早寝・早起き、朝ご飯等、生活習慣全体を見直し、「食」に関する知識や関心を持つための学習を推進します。食育の視点を含めた保育・教育活動に努め、命のつながりや大切さを学びます。	子ども未来課 学校教育課
幼稚園給食の実施と学校給食の維持・充実(再掲)	幼稚園給食を継続的に完全実施し、安全・安心な学校給食を維持・充実させるとともに、更なる食育の取り組みを推進します。	学校教育課
就学前施設・学校の給食の充実	給食における食育の取り組みを推進します。毎月19日の「みやづの食の日」に、地元食材を活用した献立を作成し、地域を大切に作る心を育てる取り組みを実施します。また、栄養教諭等による栄養についての講話を行うなど、「食」への関心を高めます。	

事業名	実施内容	担当課
「きょうと食いく先生」の授業の実施	食に関するエキスパートである「きょうと食いく先生」が持つ、知識や経験を子どもたちに伝えることにより、市内の食文化の裾野を広げていきます。	商工観光課 子ども未来課 学校教育課

〔5〕地域ぐるみで子育て家庭を支えるまちづくりに取り組みます

（1）子どもの地域活動への応援

子どもが創造性や社会性、協調性を身につけ、豊かな人間関係の基礎を築き、人間性豊かな人格の形成を促すため、地域でのさまざまな体験や交流活動などを推進し、子どもに生きる力を培い、思いやりのあふれたまちづくりを目指します。

【取組内容】

①地域での多様な体験・交流機会の確保、環境づくり

事業名	実施内容	担当課
図書館の充実	「学びの場」としての図書館本来の機能充実や多機能化を図る中で、子育て情報の提供や読み聞かせなど「子育ての場」としての機能を充実し、図書館ならではの子育て支援サービスを実施します。	図書館
子どものびのび体験活動事業（再掲）	公民館において、文化・スポーツ・自然体験等の様々な体験活動を実施します。	社会教育課
児童のボランティア活動の促進（福祉協力校等）	社会福祉協議会等と連携して、社会福祉施設等での生徒のボランティア活動を支援します。	学校教育課
スポーツに触れるきっかけづくりとスポーツ教室の充実	親子が一緒に参加できるスポーツの機会を提供するとともに、スポーツを通じた世代を超えた交流機会をつくります。また、スポーツ団体との連携により、子どもを対象としたスポーツ教室を充実します。	企画課
新規 ジュニアスポーツ育成チャレンジ事業	競技スポーツに取り組む小学生や中学生の競技力向上と心身の健全な発達をより一層促し、全国大会や国際大会出場という目標に向かってチャレンジするための環境づくりの取り組みを支援します。	

(2) 家庭・地域・教育・保育施設等が連携した地域コミュニティづくり

子どもの「生きる力」を育むため、家庭・地域・教育・保育施設等がそれぞれの立場で、それぞれの教育力を発揮しながら子どもを育成していくことが重要です。

そのため、家庭・地域・教育・保育施設等、そして行政がそれぞれの役割のもと連携を深める取り組みを推進し、子どもの育ちを支え、地域の人材の力が発揮できる地域コミュニティづくりを推進します。

【取組内容】

①子どもの居場所づくり

事業名	実施内容	担当課
放課後児童クラブの実施 (再掲)	受入れを6年生までとしている放課後児童クラブの受入体制の充実、指導員等の質の向上、社会福祉法人等への委託を図ります。	子ども未来課
子どものびのび体験活動事業 (再掲)	公民館において、文化・スポーツ・自然体験等の様々な体験活動を実施します。	社会教育課
児童遊園等の適正な維持管理 (再掲)	定期的な遊具の点検・修理により、子育て世帯が安心して利用できるよう児童遊園などの公園緑地の適正な維持管理に努めます。	都市住宅課 子ども未来課
新規 みやづ子どもサポートセンターの設置・運営 (児童育成支援拠点事業) (再掲)	家庭や学校に居場所のない児童生徒を対象に居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を行います。	学校教育課 子ども未来課
新規 放課後子ども教室の実施	放課後や週末の子どもの居場所をつくるため、中央公民館や地区公民館を開放し、地域住民の参画により子どもたちに文化・スポーツ等の様々な体験の機会を設けます。	社会教育課

②地域活動の推進と充実

事業名	実施内容	担当課
環境にやさしいまちづくりの推進	人と自然の共生や資源循環について考える機会を提供し、地域資源の有効活用を推進するほか、広報による気運醸成等を通じて地域での環境美化、落書き除去、緑化や花いっぱい運動等を推進します。	総務課 市民環境課
新規 地域学校協働活動の推進 (再掲)	地域住民等の参画を得て、地域全体で子ども達の学びや成長を支えるとともに、地域と学校との相互連携、協働を推進します。	学校教育課 社会教育課

事業名	実施内容	担当課
充実 子育て応援事業所の推進	子育て家庭を応援する取り組み（サービス）を積極的に行っている事業所を「宮津市子育て応援事業所」として認定し、サービスを提供することにより社会全体で子育て家庭を応援する取り組みを支援します。	子ども未来課
民生委員・児童委員等活動支援	子育て支援を行う民生委員・児童委員又は主任児童委員に対し、各種子育て情報の提供や相談活動への支援を行います。	社会福祉課

③世代間交流の推進

事業名	実施内容	担当課
異年齢・異世代との交流推進（保育所・幼稚園）	魅力ある園づくり（幼稚園）や保育所行事等の機会を通して幅広い年齢・世代との交流を図ります。	子ども未来課 学校教育課

第5章 教育・保育事業等の量の見込み等

1 教育・保育提供区域の設定

市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業を提供する区域（「教育・保育提供区域」）を定めることとされています。

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を設定することとされています。（例えば小学校区、中学校区、行政区など）

本市は南北に長く、保育所や幼稚園等の確保にあたっては、地域性を見据えた施設の確保が望ましいですが、通所にあたっては、就労の関係等もあり、小学校区や中学校区を超えた利用もあることなどを理由に、従来から通所区域については地域を限定していない状況です。

以上のことから、市全体でバランスの取れた施設及び事業の実施場所の設定をしていくため、市全体を1区域として設定します。

2 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

◎ 幼児期の学校教育・保育（幼稚園、保育園、認定こども園等）

（1）量の見込みの設定の考え方

市町村は、教育・保育提供区域ごと（本市の場合は市全体）に均衡のとれた教育・保育事業の提供を行うため、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めることとされています。

「量の見込み」は、これまでの利用実績及びニーズ調査結果等、今後の就学前児童数の推移をはじめ、教育・保育施設の利用状況や地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要な量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

（2）量の見込みとそれに対応した確保の内容及びその実施時期

国の基本指針等を踏まえ、「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」と、「量の見込み」に対応した「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」について、次のとおり設定します。

◎ 認定区分と提供施設

幼児期の教育・保育の量の見込みについて、認定こども園、幼稚園、保育所の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

認定区分	対象	保育の必要性の有無	提供施設
1号認定	満3歳以上	必要としない	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上	必要とする	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満	必要とする	保育所、認定こども園

① 1号認定（2号認定の学校教育利用も含む）

3～5歳児の幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策についてです。教育ニーズが高い認定区分として、1号認定（保育の必要性はない）と2号認定（保育の必要性がある）があり、利用が想定される施設は、幼稚園、認定こども園（認可外施設含む）となります。

【現況と今後の実施体制】

現在公立の幼稚園2か所の認可定員は455名ですが、利用定員は150名計上しています。私立の認定こども園3か所の利用定員は47名です。

入園児童数の減少に伴い、公立幼稚園については、閉園や民営化など施設のあり方を検討します。

■ 量の見込みと確保の内容

	令和5年度	実施時期					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
3～5歳児人口（人）	252	230	202	197	180	185	
①量の見込み（人） （必要利用定員総数）	64	56	49	48	44	45	
1号認定	44	29	26	25	23	23	
2号認定（学校教育 利用希望）	20	27	24	23	21	22	
②確保の内容 （定員・人）	幼稚園 （特定教育・保育施設）		150	150	150	150	150
	認定こども園 （特定教育・保育施設）		37	37	37	37	37
	計		197	197	197	197	197
差（②－①）			141	148	149	153	152

※令和7～11年度の数値は推計値

■確保方策

必要利用定員総数に対する量の確保はされています。

利用児童数が近年減少していますが、保護者のニーズ等も見据え、教育内容・体制の維持に努めます。

②2号認定（保育利用希望）

3～5歳児の保育ニーズが高い認定区分である2号認定（保育の必要性がある）についての量の見込み及び確保の方策についてです。

利用が想定される施設は、保育所、認定こども園（認可外施設含む）になります。

【現況と今後の実施体制】

現在公立2か所と私立3か所の保育所、私立3か所の認定こども園があります。児童数の減少に伴い、公立保育所の統廃合など適正規模の運営を検討します。

■量の見込みと確保の内容

		令和 5年度	実施時期				
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
3～5歳児人口（人）		252	230	202	197	180	185
①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	保育利用 希望	180	173	152	148	135	139
②確保の内容 (定員・人)	認定こども園 (特定教育・保育施設)		75	75	75	75	75
	保育所 (特定教育・保育施設)		108	108	108	108	108
	計		183	183	183	183	183
差(②-①)			10	31	35	48	44

※令和7～11年度の数値は推計値

■確保方策

必要利用定員総数に対する量の確保はされています。

出生数の減少から年々減少すると見込んでいます。地域型保育の導入検討により量の確保を図っていきます。

③ 3号認定（保育利用希望）

0～2歳で保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分で、0歳児と1～2歳児それぞれの利用定員を見込みます。

利用が想定される施設は、保育所、認定こども園、地域型保育事業などです。

【現況と今後の実施体制】

現在公立2か所と私立3か所の保育所、私立2か所の認定こども園があります。児童数の減少に伴い、公立保育所の統廃合など適正規模の運営を検討します。

■ 量の見込みと確保の内容

		令和 5年度	実施時期					
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
0歳児	0歳児人口（人）	57	62	62	59	59	57	
	①量の見込み（人） （必要利用定員総数）	21	24	24	22	22	22	
	②確保の内容 （定員・人）	保育所 （特定教育・保育施設）		15	15	15	15	15
		認定こども園 （特定教育・保育施設）		15	15	15	15	15
		地域型保育事業		—	—	—	—	—
	計		30	30	30	30	30	
差（②－①）			6	6	8	8	8	
1歳児	1歳児人口	80	69	63	63	60	60	
	①量の見込み（人） （必要利用定員総数）	43	44	41	41	39	39	
	②確保の内容 （定員・人）	保育所 （特定教育・保育施設）		27	27	27	27	27
		認定こども園 （特定教育・保育施設）		17	15	15	15	15
		地域型保育事業		—	—	—	—	—
		認可外施設		—	—	—	—	—
計		44	42	42	42	42		
差（②－①）			0	1	1	3	3	

※令和7～11年度の数値は推計値

		令和 5年度	実施時期					
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
2 歳児	2歳児人口	74	58	69	69	63	63	
	①量の見込み(人) (必要利用定員総数)	46	43	52	52	47	47	
	②確保の内容 (定員・人)	保育所 (特定教育・保育施設)		30	30	30	30	30
		認定こども園 (特定教育・保育施設)		21	23	23	23	23
		地域型保育事業		—	—	—	—	—
		認可外施設		—	—	—	—	—
		計		51	53	53	53	53
差(②-①)		8	1	1	6	6		

※令和7～11年度の数值は推計値

■確保方策

必要利用定員総数に対する量の確保はされています。

これまで、共働き家庭の増加により、育児休業明けの低年齢児の利用ニーズが増加してきましたが、出生数の減少に伴い、入所児童数についても緩やかに減少に転じると見込んでいます。地域型保育事業の導入検討や認可外施設の活用により量の確保を図っていきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 量の見込みの設定の考え方

市町村は、教育・保育提供区域ごと（本市の場合は市全体）に均衡のとれた地域子ども・子育て支援事業の提供を行うため、「量の見込み」を定めることとされています。

「量の見込み」は、これまでの利用実績及びニーズ調査結果等、今後の就学前児童数の推移をはじめ地域の実情等を考慮し、必要な量の見込みを定めます。

(2) 量の見込みとそれに対応した確保の内容及びその実施時期

国の基本指針等を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業にかかる「量の見込み」に対応した「確保の内容及び実施時期」（確保方策）について、次のとおり設定します。

①時間外保育事業（延長保育事業）

利用者の勤務時間等の都合や急な残業等により保育時間の延長が必要な場合に対応するため、保育所等において保育時間を超えて保育を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

	令和 5年度	実施時期					
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
0～5歳児人口（人）	463	419	396	382	362	362	
①利用者数の見込み(人日)	69	71	67	65	61	61	
②確保の内容	実人員(人)		71	67	65	61	61
	施設数		4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
差(②-①) (人)		0	0	0	0	0	

※令和7～11年度の数值は推計値

■確保方策

現在、私立保育所2園、私立認定こども園2園で実施しており、現行の延長保育の継続実施をすることにより、利用定員数を確保します。

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

児童の心身の健全な育成を図ることを目的に、就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童が放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供する事業です。

■量の見込みと確保の内容

		令和 5年度	実施時期					
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
低 学 年 時	6～8歳児人口（人）	295	253	248	232	226	198	
	①利用者数の見込み（人）	114	123	120	112	109	96	
	②確保の内容	定員（人）		150	150	150	150	150
		施設数		4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
	差（②－①）（人）		27	30	48	51	64	
高 学 年 時	9～11歳児人口（人）	331	310	291	268	249	244	
	①利用者数の見込み（人）	41	59	55	51	47	46	
	②確保の内容	定員（人）		67	67	57	57	57
		施設数		4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
	差（②－①）（人）		8	12	6	10	11	

※令和7～11年度の数値は推計値

■確保方策

現在4か所で実施しています。

長期休業中の利用についてニーズが高くなっています。引き続き、関係部署と連携を図り、安全な運営に努めます。

③子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

0～5歳児を養育する保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

	令和 5年度	実施時期				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0～5歳児人口（人）	463	419	396	382	362	362
①利用者数の見込み（人日）	7	3	3	3	3	3
②確保の内容	受入可能 （人日）	24	24	24	24	24
	施設数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差（②－①）（人日）		21	21	21	21	21

※令和7～11年度の数値は推計値

■確保方策

現在1か所委託実施しています。利用実績は多くはありませんが、緊急時の受入態勢を確保する必要があることから、現行の事業実施を継続します。

④地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

子育て中の主に0～2歳児の保護者等の相互交流、情報の提供、育児不安や子育ての様々な相談を受けるなど子育て支援を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

	令和 5年度	実施時期				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0～5歳児人口（人）	463	419	396	382	362	362
①利用者数の見込み（人月）	665	651	616	594	563	563
②確保の内容	受入可能 （人月）	651	616	594	563	563
	施設数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差（②－①）（人月）		0	0	0	0	0

※令和7～11年度の数値は推計値（月当たり延べ利用回数）

■確保方策

現在の利用形態を継続するとともに、保護者同士の交流や相談支援に取り組みます。

⑤一時預かり事業

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外の一時預かりは、0～5歳児を対象に、理由を問わず保育所などで一時的に子どもを預けることができる事業です。

ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

■量の見込みと確保の内容

		令和 5年度	実施時期					
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
3～5歳児人口（人）		252	230	202	197	180	185	
日見① 込み 利用者 数 （人）	1号認定による利用	2,976	4,659	4,092	3,991	3,646	3,748	
	2号認定による利用		—	—	—	—	—	
	計	2,976	4,659	4,092	3,991	3,646	3,748	
② 確保 の内容	公立	受入可能人日		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		か所数		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	私立	受入可能人日		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		か所数		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	計	受入可能人日		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
		か所数		3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
差（②－①）（人日）			341	908	1,009	1,354	1,252	

※令和7～11年度の数值は推計値

■確保方策

現在公立幼稚園及び私立認定こども園で、在園児の預かり保育を実施しており、利用率から算出した必要数に対する量の確保はされています。

イ その他の一時預かり（幼稚園を除く）

■ 量の見込みと確保の内容

		令和 5年度	実施時期					
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
0～5歳児人口（人）		463	419	396	382	362	362	
①利用者数の見込み（人日）		497	305	288	278	263	263	
② 確保 の 内容	保育所等での 一時預かり	受入可能人日		800	800	800	800	800
		施設数		5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
	ファミリー・ サポート・セ ンター等	受入可能人日		40	40	40	40	40
		施設数		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	計	受入可能人日		840	840	840	840	840
		施設数		6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所
差（②－①）（人日）			535	552	562	577	577	

※令和7～11年度の数值は推計値

■ 確保方策

現在保育所5か所で開催しており、利用率から算出した必要数に対する量の確保はされています。

ファミリー・サポート・センター等事業においては、今後も引き続き制度の周知を図るとともに、安心して利用できる提供体制の確保に努めます。

⑥病児・病後児保育事業

病中あるいは病気回復期の児童を家庭で保育ができない場合に、専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

■量の見込みと確保の内容

			令和 5年度	実施時期				
				令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0～5歳児人口（人）			463	419	396	382	362	362
①利用者数の見込み（人日）			384	205	194	187	177	177
の② 内確 容保	病児対応型 病後児対応型	受入可能人日		480	480	480	480	480
		施設数		1	1	1	1	1
差（②－①）（人日）				275	286	293	303	303

※令和7～11年度の数値は推計値

■確保方策

令和元年10月に宮津市・伊根町・与謝野町の共同実施による宮津与謝病児保育所を開設しました。ニーズ調査の利用意向率から算出した必要数に対する量の確保はされています。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）

子どもを養育する保護者を対象に、地域で子育ての支援をするために、保育の援助を受けたい人（おねがい会員）と援助を行いたい人（まかせて会員）がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

		令和 5年度	実施時期					
			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
低 学 年 時	6～8歳児人口（人）	295	253	248	232	226	198	
	①利用者数の見込み（人日）	52	2	2	2	2	2	
	②確保の内容	受入可能人日		20	20	20	20	20
		提供会員数		20	20	20	20	20
	差（②－①）（人日）		18	25	18	18	18	
高 学 年 時	9～11歳児人口（人）	331	310	291	268	249	244	
	①利用者数の見込み（人日）	31	8	7	7	6	6	
	②確保の内容	受入可能人日		10	10	10	10	10
		提供会員数		3	3	3	3	3
	差（②－①）（人日）		2	3	3	4	4	

※令和7～11年度の数値は推計値

■確保方策

現在、市にセンターを設置し、小学6年生までの子どもを養育する保護者を対象に事業を実施しています。会員は一定数ありますが、利用件数は伸び悩んでいます。

今後も引き続き制度の周知を図るとともに、安心して利用できる提供体制の確保に努めます。

⑧利用者支援事業

0～5歳児または小学生の子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、相談窓口を開設し情報提供を行う事業です。

■確保の内容

	令和 5年度	実施時期				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
施設数（か所）	1	1	1	1	1	1

■確保方策

引き続き、宮津市子育て支援センターに利用者支援専門員を配置し、子育て支援サービスの案内や、子育て相談等、保護者の身近な場所で気軽に相談できる体制に努めます。

⑨利用者支援事業（こども家庭センター型）

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援を行うとともに、サポートプランの作成、その他包括的かつ計画的な支援を行う事業です。

■確保の内容

	令和 5年度	実施時期				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
施設数（か所）		1	1	1	1	1

■確保方策

宮津市こども家庭センターとして相談支援体制の強化を図っていきます。

⑩妊婦健康診査事業

妊娠中の母子の健康を守るため、妊婦健診の費用を一部助成する事業です。

■量の見込みと確保の内容

	令和 5年度	実施時期				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児人口推計（人）	57	62	62	59	59	57
①健診受診見込み（延人）	862	707	707	673	673	650
②確保の内容（延件数）		707	707	673	673	650

※令和7～11年度の数値は推計値

■確保方策

現在実施の事業を継続し、全ての妊婦を対象に事業を実施します。

⑪乳児家庭全戸訪問事業

生後2か月頃までに保健師が家庭訪問し、乳児・母の健康観察をしたうえで、子育て相談、保健指導を行うものです。

■量の見込みと確保の内容

	令和 5年度	実施時期				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①訪問対象児数の見込み（人）	62	62	62	59	59	57
②訪問目標数（人）		62	62	59	59	57
差（②－①）（人）		0	0	0	0	0

※令和7～11年度の数値は推計値

■確保方策

現在実施の事業において、全乳児を訪問しています。今後も、乳児を持つ父母の育児不安を取り除くため、全ての対象者への実施体制を確保し事業を実施します。

⑫養育支援訪問事業

家庭の抱える養育上の諸問題を解決・軽減するため、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

	令和 5年度	実施時期				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①支援対象児数の見込み(人)	7	2	2	2	2	2
②訪問目標数(人)		2	2	2	2	2
差(②-①)(人)		0	0	0	0	0

※令和7～11年度の数值は推計値

■確保方策

母子健康手帳交付時の面談や乳児家庭全戸訪問事業等から支援が必要な家庭を早期に把握し、十分な実施体制を確保のうえ実施します。

⑬子育て世帯訪問事業(新規)

訪問支援員が、家庭・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家庭・子育て等の支援を実施する事業です。

■量の見込みと確保の内容

	実施時期				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①支援対象児数の見込み(人)	114	109	104	100	96
②訪問目標数(人)	0	0	0	110	110
差(②-①)(人)	-	-	-	10	14

※令和7～11年度の数值は推計値

■確保方策

令和6年度は未実施ですが、支援対象者の家庭が自立して生活できるように、適切なサービスの構築を検討していきます。

⑭児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に課題を抱える学童期の児童に対して、安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供などを行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関との連絡調整を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

	実施時期				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①支援対象児数の見込み（人）	2	2	2	2	2
②確保の内容（人）	0	0	0	2	2
差（②－①）（人）	－	－	－	0	0

※令和7～11年度の数值は推計値

■確保方策

令和6年度は未実施ですが、事業実施に向け検討していきます。

⑮親子関係形成支援事業（新規）

子どもとの関わり方や子育ての悩み・不安を抱えた保護者が、講義やグループワークを通じて、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を学び、親子の適切な関係構築を図る事業です。

■量の見込みと確保の内容

	実施時期				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①支援対象児数の見込み（人）	7	6	6	6	6
②確保の内容（人）	0	0	0	10	10
差（②－①）（人）	－	－	－	4	4

※令和7～11年度の数值は推計値

■確保方策

令和6年度は未実施ですが、事業実施に向け検討していきます。

⑩妊婦等包括相談支援事業

妊婦等の心身状況、その置かれている環境等の把握、母子保育や子育てに関する情報提供、相談の他の援助を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

	実施時期				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①対象数の見込み(回)	68	68	65	65	63
②確保の内容(回)	68	68	65	65	63
差(②-①)(回)	0	0	0	0	0

※令和7～11年度の数値は推計値

■確保方策

母子健康手帳交付時及び妊娠8か月頃に保健師が面談等により保護者に寄り添った相談を行い、必要なサポートにつなげます。

⑩乳児等通園支援事業

保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設が利用できる制度です。

■量の見込みと確保の内容

		実施時期				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0 歳児	0歳児未就園児数 推計値	21	21	20	20	17
	①量の見込み（人） （延べ人数）	1	1	1	1	1
	②確保の内容 （延べ人数）	0	1	1	1	1
	差（②－①） （延べ人数）		0	0	0	0
1 歳児	1歳児未就園児童数 推計値	24	22	22	21	17
	①量の見込み （延べ人数）	1	1	1	1	1
	②確保の内容 （延べ人数）	0	1	1	1	1
	差（②－①） （延べ人数）		0	0	0	0
2 歳児	2歳児未就園児童数 推計値	20	24	22	22	24
	①量の見込み （延べ人数）	1	1	1	1	1
	②内容の確保 （延べ人数）	0	1	1	1	1
	差（②－①） （延べ人数）		0	0	0	0

※令和7～11年度の数值は推計値

■確保方策

事業実施に向け、適切なサービスの構築を検討していきます。

⑱産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てが出来る支援体制の確保を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

	実施時期				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①対象数の見込み (延べ人数)	11	11	11	11	11
②確保の内容(回)	11	11	11	11	11
差(②-①) (人)	0	0	0	0	0

※令和7～11年度の数値は推計値

■確保方策

宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型（訪問型）によるサービス提供体制を確保し、産後間もない時期の母子を支援します。

⑲実費徴収にかかる補足給付を行う事業

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や給食費又は行事への参加に要する費用などに助成する事業です。

■確保の方策

教育・保育事業者のうち、一定の所得条件を満たす世帯へ副食費等の助成を実施します。

⑳多様な主体が参画することを促進するための事業

多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するため、新規参入施設等の事業者へ支援を行う事業です。

■確保の方策

今後、必要に応じて検討していきます。

4 学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。また、乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、適切な保護者との関わりや質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

教育・保育を実施する公私立幼稚園・保育所その他関係機関それぞれが、質の向上のため、各組織の中で定期的に教育・保育の内容及び課題等を検討するとともに、さまざまな課題に応じた研修の実施と自己研鑽により、幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援を行っていきます。

(2) 保幼小連携の推進方策

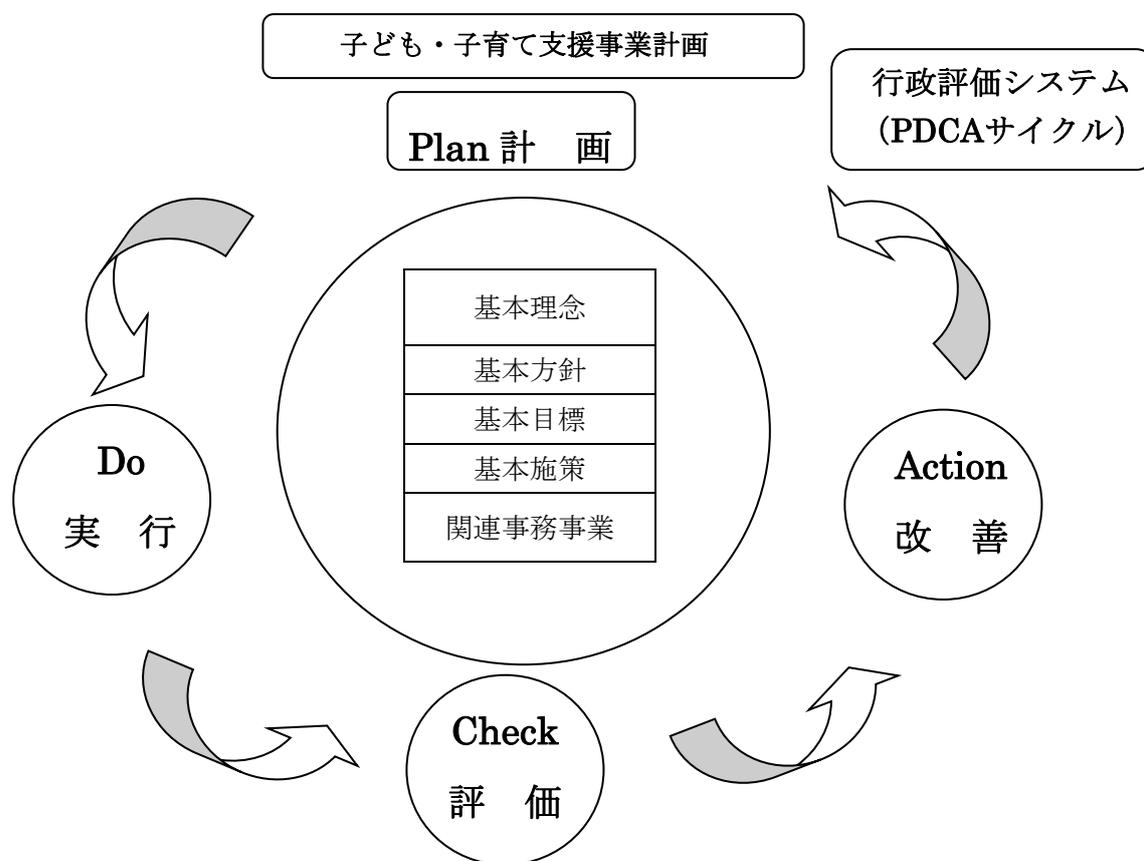
乳幼児期の発達や学びの連続性を確保するため、0～2歳に係る取り組みと3～5歳に係る取り組み、並びに小学校教育への円滑な接続に向け、保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業等及び小学校が積極的な連携を図るよう配慮し、教育及び保育の内容の工夫を図るとともに、就学前児童同士や就学前児童と小学校児童との交流の機会を設けるとともに、就学前施設と小学校の職員間の連携を図るなど、就学に向け関係機関で連携した取り組みの実施や関係機関合同の意見交換や研修の機会の提供等を推進していきます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進及び進捗状況の把握

子ども・子育て支援に関する各種施策は、保健・医療・福祉をはじめ、教育・住宅・生活環境・労働など多方面にわたる取り組みが必要となるため、総合的な施策の推進に努め、年度毎の施策や事業の進捗状況を把握するとともに、子ども・子育て会議により、計画の進捗状況の点検と評価を実施します。

また、毎年度1回、本計画に基づく事業の実施状況を広く市民に公表します。



2 計画推進に向けた関係機関の役割

本計画を着実に推進するために、家庭、地域社会、行政など、様々な社会の構成メンバーがそれぞれの役割のもとに、連携・協力しながら、次代を担う子どもの育成支援対策に取り組んでいきます。

資料編

○宮津市ニーズ調査結果概要

(1) 調査の目的

子ども・子育て支援法に基づく「第3期宮津市子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度～令和11年度）の策定に向けて、市民の子育てに関する生活実態、利用したいサービス等の意向や要望・意見等を把握するためアンケート調査を実施した。

なお、この報告書では、経年による保護者ニーズの変化や満足度などを把握し今後の施策に活かしていくため、第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画策定時に行った前回調査（H30実施）の数値について、今回調査数値との比較分析を行った。

(2) 調査地域

宮津市全域

(3) 調査対象及び対象数

次の全世帯に調査票を配布（悉皆調査、基準日：令和6年1月1日）

①宮津市内で就学前児童を持つ保護者 376名

②宮津市内で1年生から4年生までの小学校児童を持つ保護者 345名

(4) 調査方法

保育施設や小学校を通して調査票を配布・回収、施設未利用者は郵送、Web

(5) 調査期間

令和6年2月16日～令和6年3月18日

(6) 配布・回収数

	配布数 (A)	回収数 (B)	有効回収数 (C)	有効回収率 (C/A)
就学前児童の保護者	376	237	237	63.03%
小学校児童の保護者	345	179	179	51.88%
計	721	416	416	57.70%

(参考) H30 調査時：平成30年12月17日～平成31年1月18日

	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	474	272	272	57.4%
小学校児童の保護者	401	228	228	56.9%
計	875	500	500	57.1%

※ 調査結果を見る上での留意点

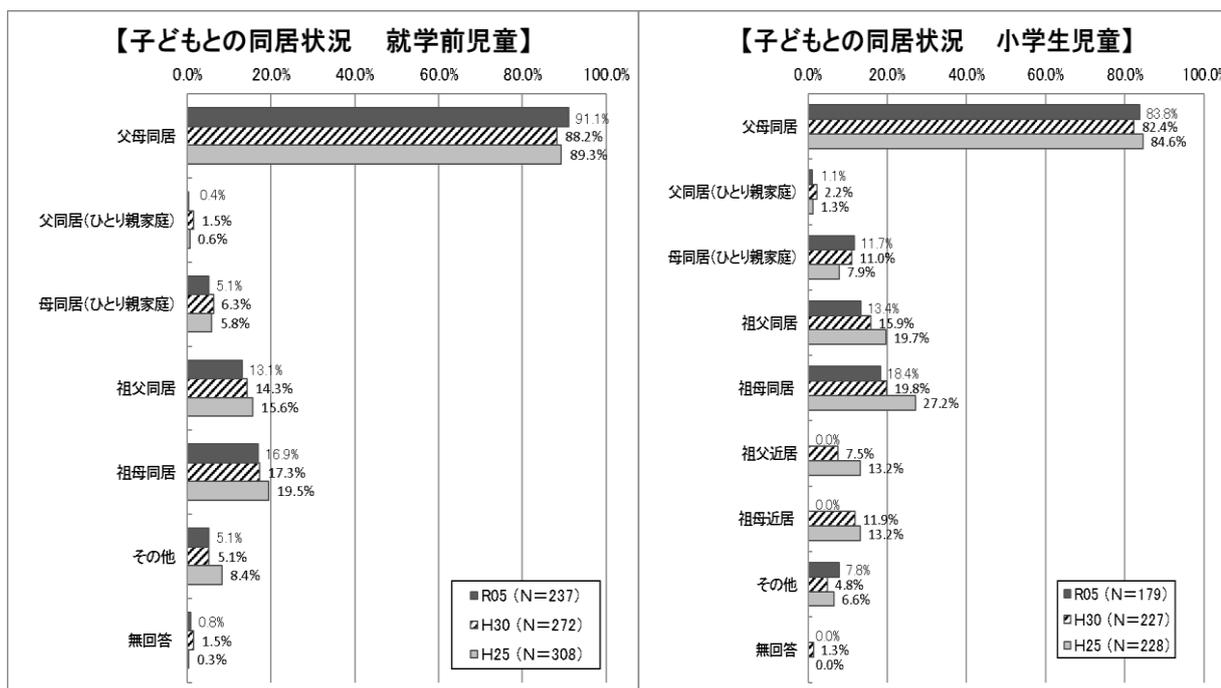
- (1) 図中のN (Number of case) は、設問に対する回答者数のことである。
- (2) 回答比率 (%) は回答者数 (N) を 100% として算出し、小数点第2位を四捨五入して表示した。四捨五入の結果、内訳の合計が計に一致しないことがある。また、一人の対象者に複数の回答を求める設問では、回答比率 (%) の計は 100.0% を超える。
- (3) 図表において、回答選択肢を簡略化して表記している場合がある。
- (4) 図表中に次のような表示がある場合は複数回答を依頼した設問である。
 - ・MA% (Multiple Answer)：選択肢の中からあてはまるものすべてを選択する場合
 - ・3LA% (3 Limited Answer)：選択肢の中からあてはまるもの3つ以内を選択する場合

1. 回答世帯及び児童の基本属性

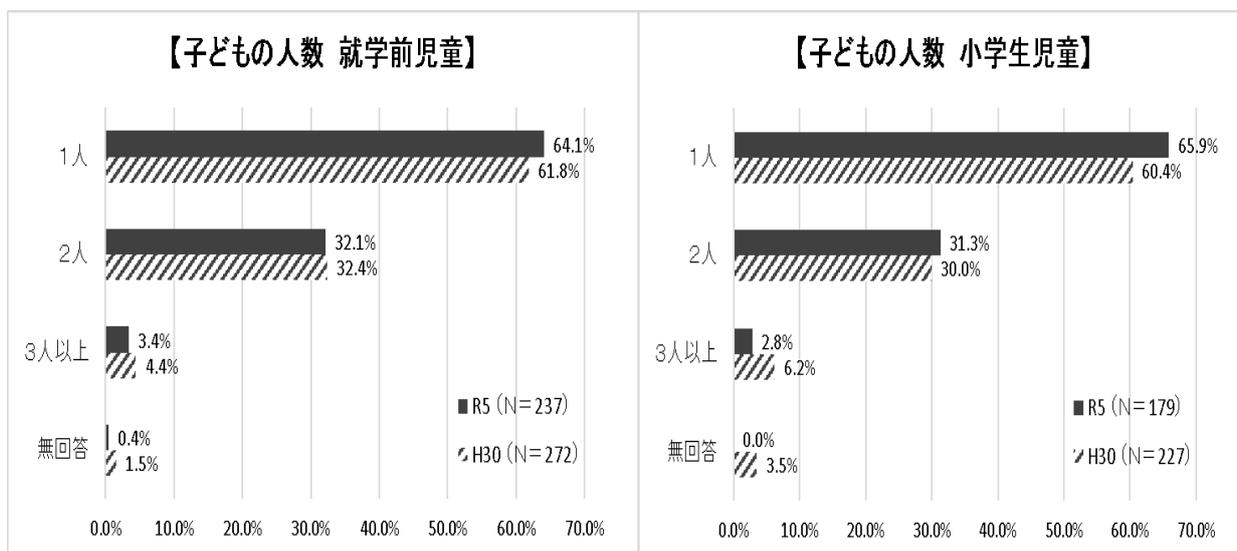
(1) 同居家族の状況

- ・子どもとの同居状況は、就学前・小学校児童とも「父母同居」が8割台。次いで「祖母同居」が就学前児童で16.9%、小学生児童で18.4%。H30調査時との比較では、祖父母と同居している割合は減少している。
- ・子どもの人数は、就学前児童（就学前の子どもの数）は「1人」が64.1%、小学校児童（小学生の子どもの数）は「1人」が65.9%、「2人」はいずれも3割台、3人以上の割合が大幅に少ない。

■子どもとの同居状況



■子どもの人数

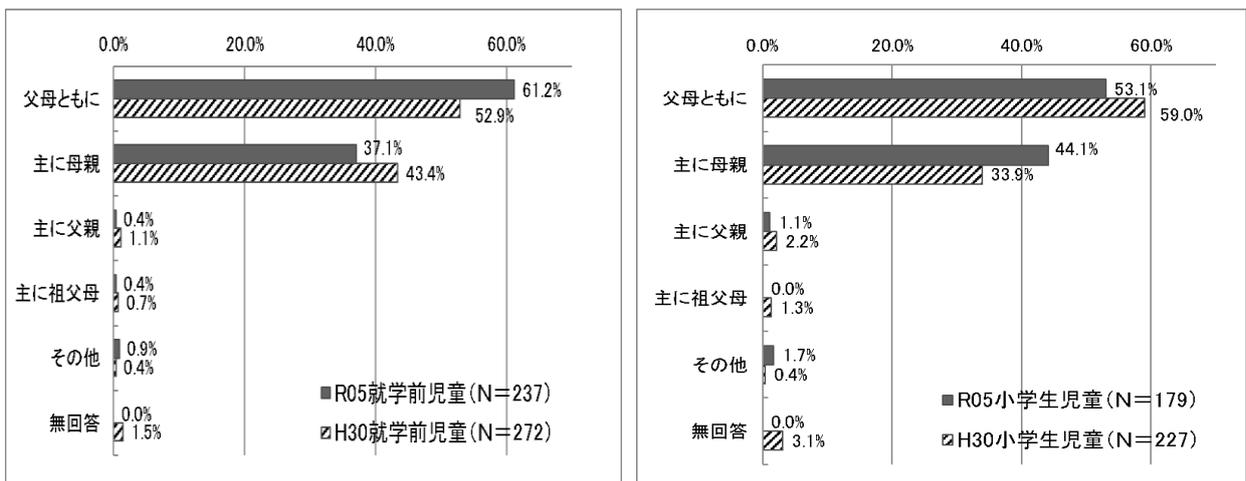


2. 子育てに対する支援者等の状況

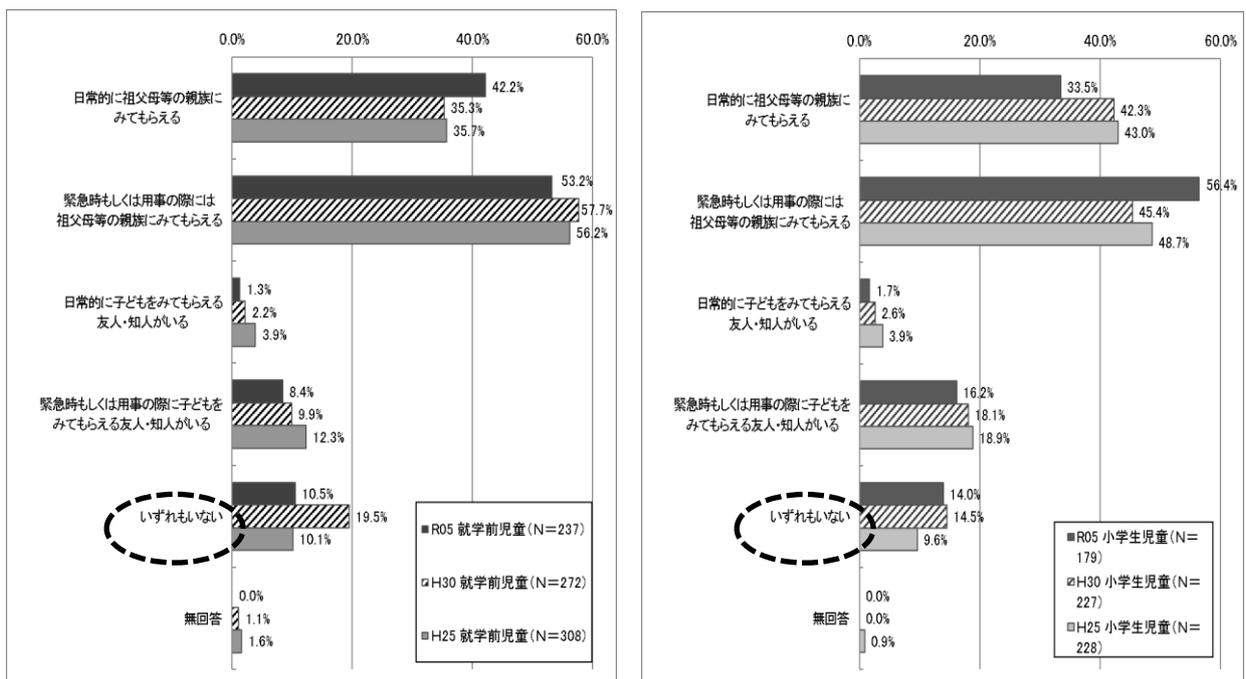
(1) 子育てを主に行なっている人と日頃子どもの面倒を見てもらえる人

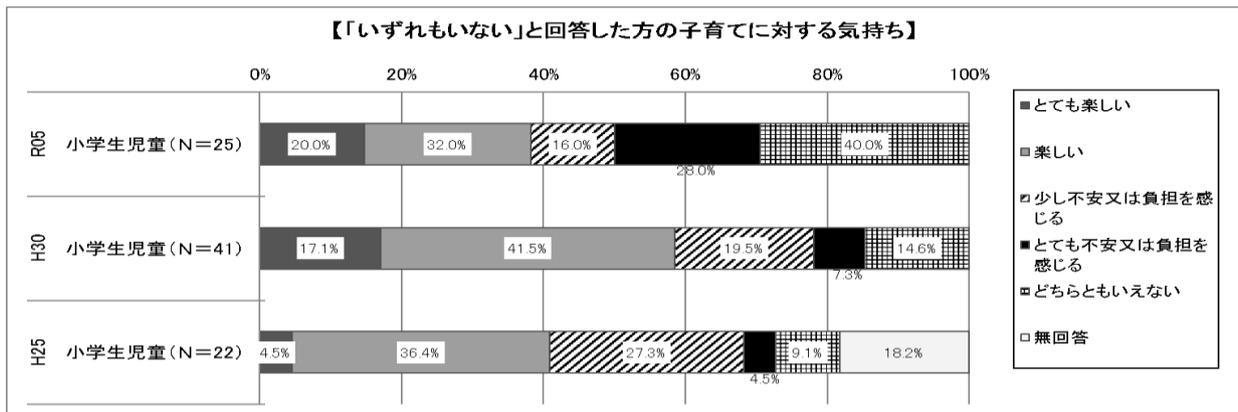
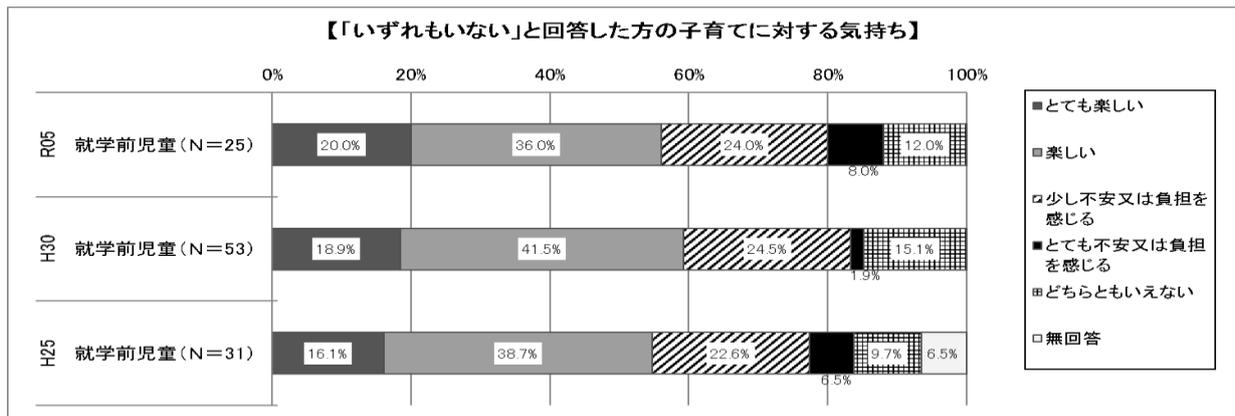
- ・子育ての主たる担い手は、「父母ともに」が就学前児童・小学生児童とも5～6割台。「主に母親」の割合が高くなっている。
- ・日頃子どもの面倒をみてもらえる人は、「緊急時に祖父母等にみてもらえる」は就学前児童 53.2%、小学生児童 56.4%と最も高く、「日常的に祖父母等にみてもらえる」も就学前児童 42.2%、小学生児童 33.5%。
- ・R1 調査時との比較では、子どもをみてもらえる人が「いずれもない」と回答した割合が、就学前児童で 19.5%から 10.5%、小学生児童で 14.5%から 14.0%に減少した。
- ・「いずれもない」と回答した方の子育てに対する気持ちでは、「楽しい」が就学前児童・小学生児童ともに高く3割台、次いで「少し不安・負担を感じる」が2割台。
- ・H30 調査時との比較では、「とても楽しい・楽しい」と回答した割合が就学前児童で 60.4%から 56.0%、小学生児童で 58.6%から 52.0%に減少し、一方で「負担・不安を感じる」割合は増加している。

■子育てを主に行っている人



■日頃子どもの面倒を見てもらえる人 (複数回答)

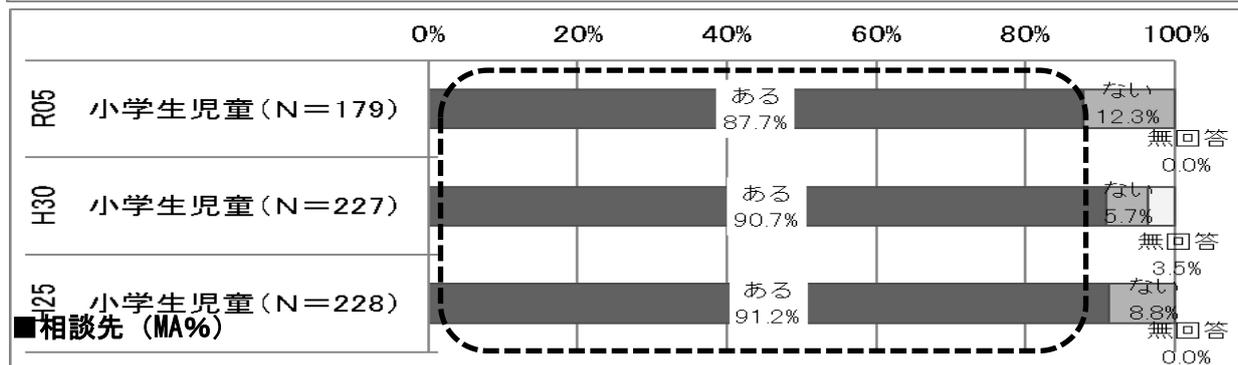
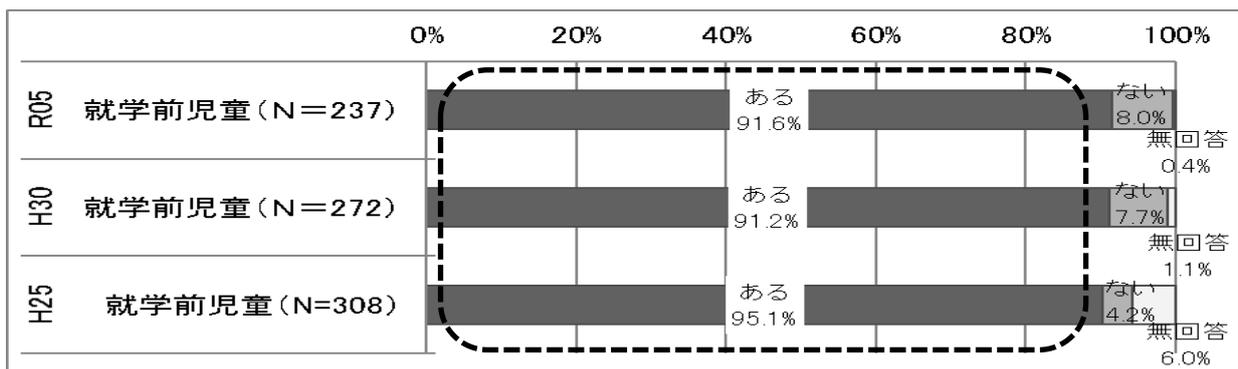


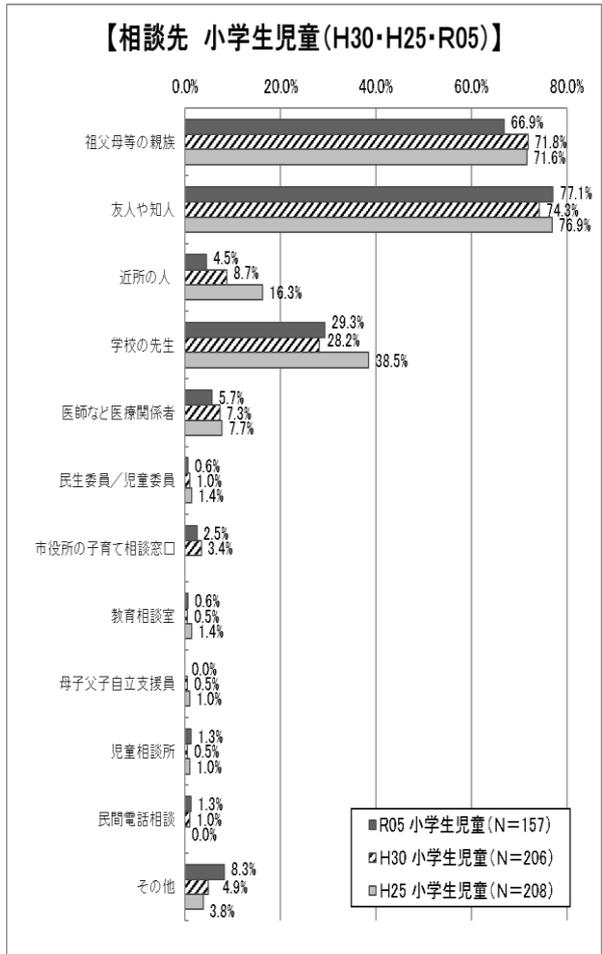
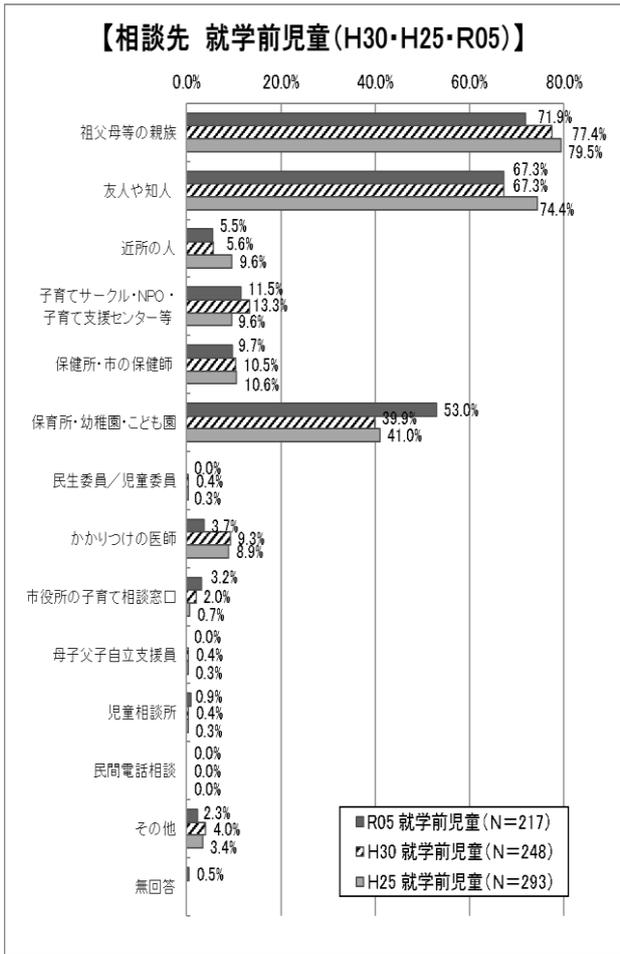


(2) 子育てに関する相談者の状況

- ・就学前・小学生児童とも相談先が「ある」が 8 割から 9 割を占め、「祖父母等の親族」「友人や知人」が 2 大相談者、次いで就学前児童で「保育所」、小学生児童で「学校の先生」の割合が高い。H25、H30 調査時との比較では、就学前・小学生児童ともに「近所の人」の割合が減少している。

■気軽に相談できる人（場所）の有無

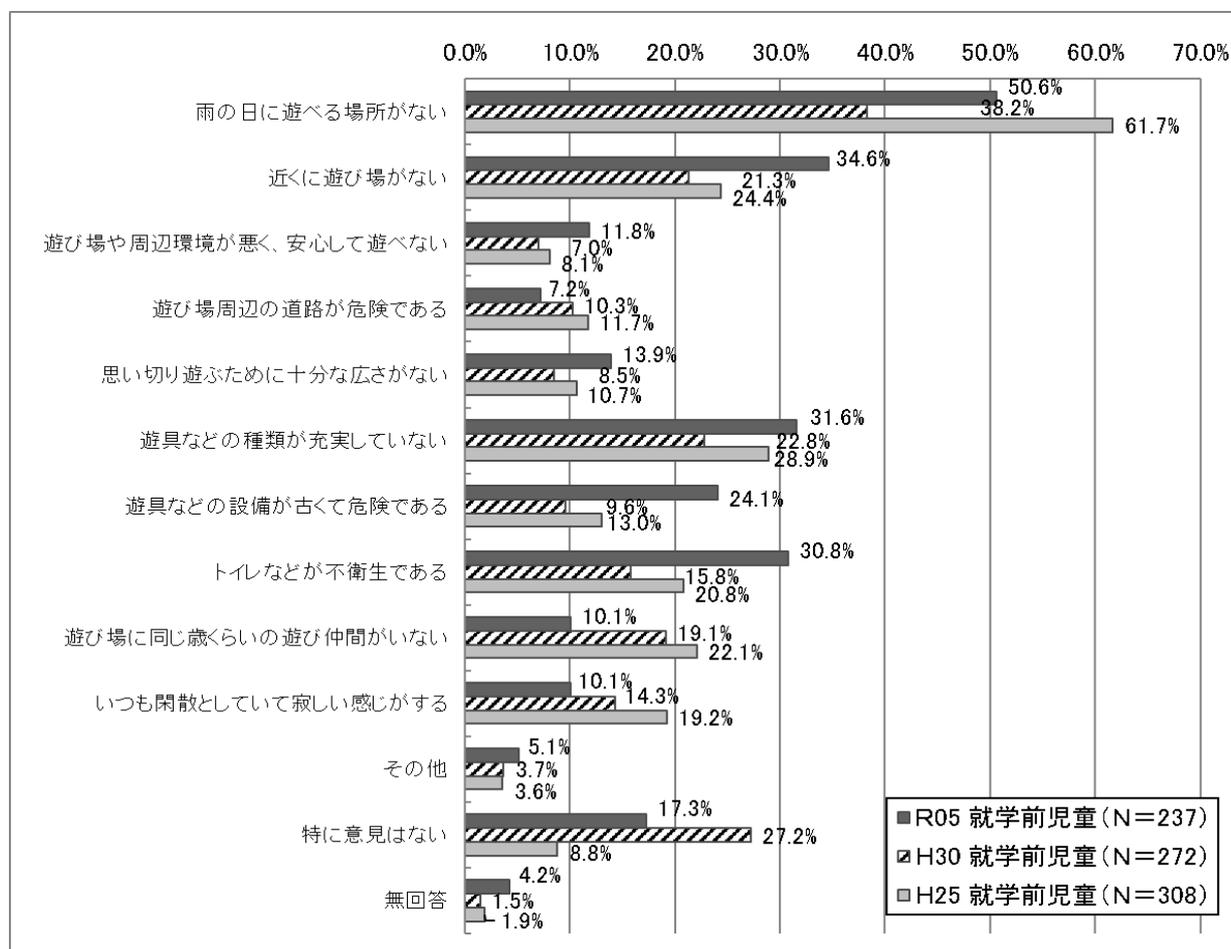




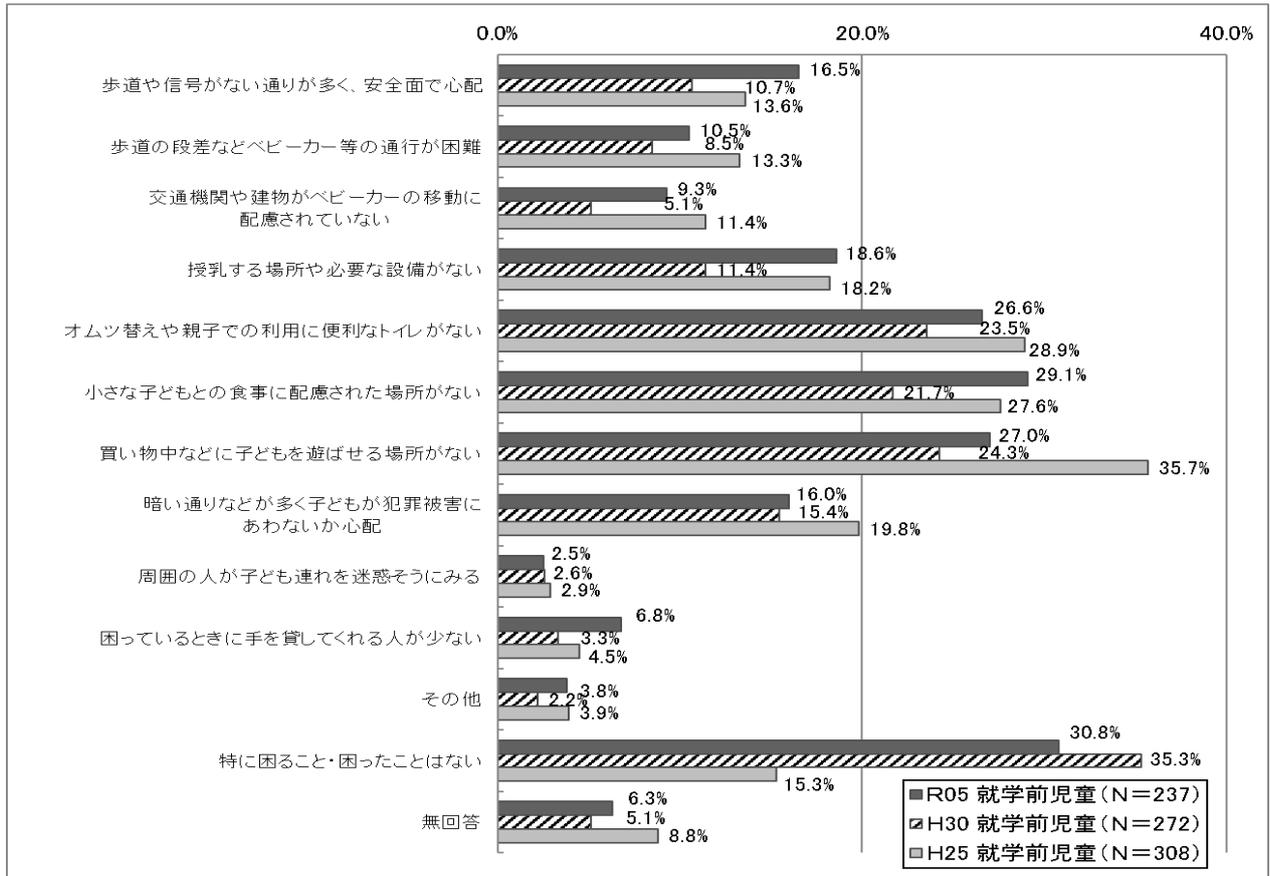
(3) 遊び場、また外出の際に困ること（就学前児童）

- ・遊び場で困ることは、「雨の日に遊べる場所がない」が50.6%、次いで「近くに遊び場がない」が34.6%と高く、H30 調査時と比較しても増加している。
- ・外出の際困ることは、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない」が29.1%、次いで「買い物中などに子どもを遊ばせる場所がない」が27.0%となった。
- ・H30 調査時との比較では、「特に困ることはない」を除いて、多くの項目で割合が増加した。特に「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない」や「授乳する場所や必要な設備がない」などは増加率が大きくなっている。一方で、「特に困ることはない」は35.3%から30.8%と減少した。
- ・これら、遊び場や外出時の「困ること」が増加した背景には、近隣市町村にも屋内で遊ぶことのできる施設が整備されはじめ、比較してしまうのだと推察される。

■遊び場で困ること（複数回答）



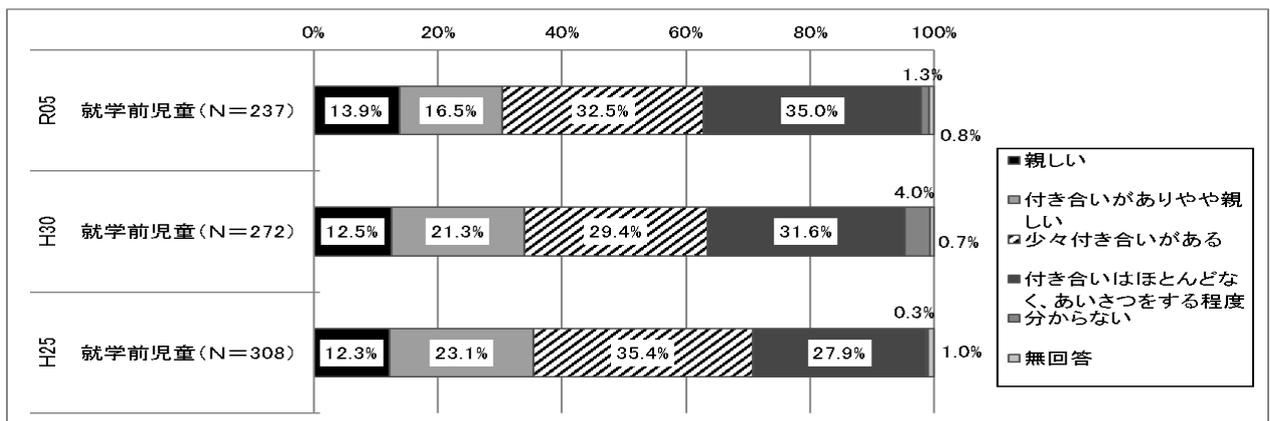
■外出の際困ること (複数回答)

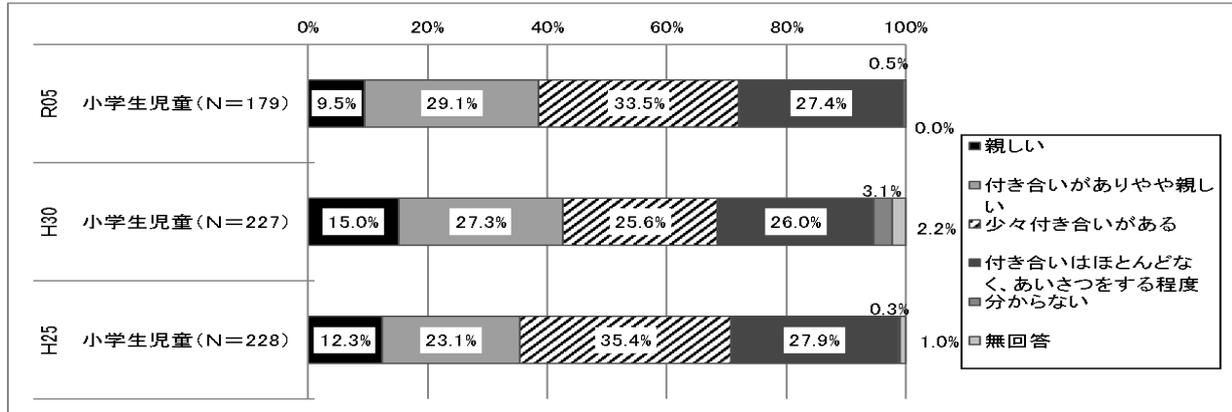


(4) 近所や地域の人との付き合いの状況

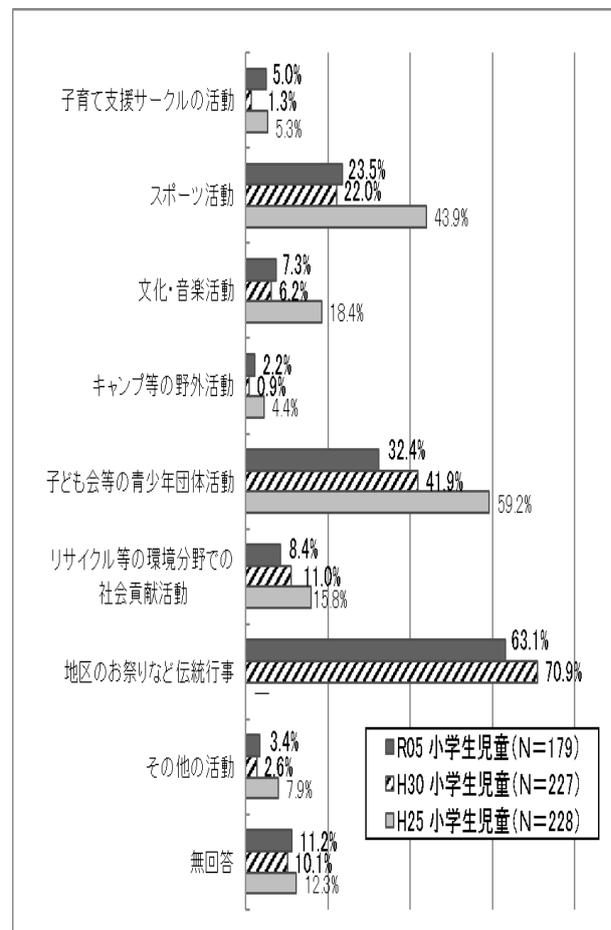
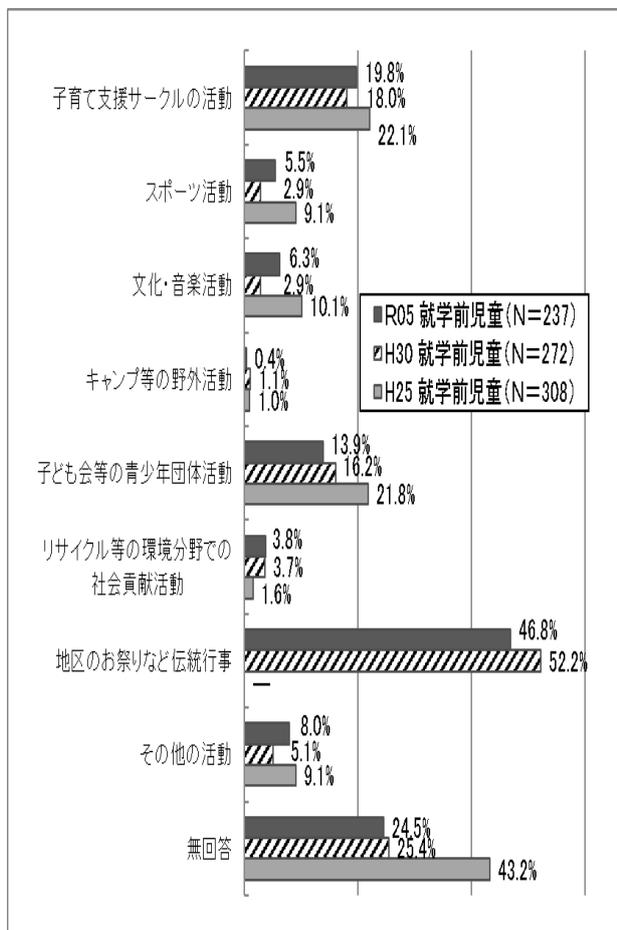
- 近所や地域の人との付き合いの状況は、就学前児童では「付き合いはほとんどなくあいさつする程度」が35.0%で最も高い。小学生児童では「少々付き合いがある」が33.5%で最も高くなっており、子どもの成長に伴い地域の人との付き合いが増える傾向がみられる。
- 就学前児童においては、H25 調査時から比較して、「親しい」「やや親しい」「少々付き合いがある」の割合が減少している。
- 地域の催しの参加状況では、就学前・小学生児童とも「地区の祭など伝統行事」が46.8%、63.1%と最も高くなったが、祭は年に1～2回開催される地域がほとんどのため、地域活動への参加や近隣住民や地域の人との交流はますます希薄になっていると推測される。

■近所や地域の人との付き合いの状況





■地域の催しの参加状況 (複数回答)

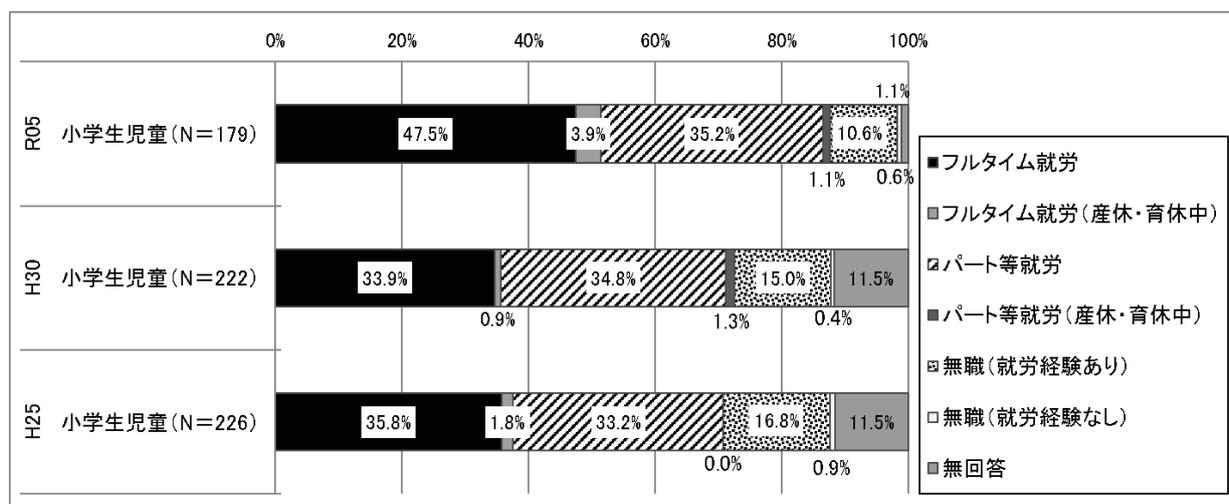
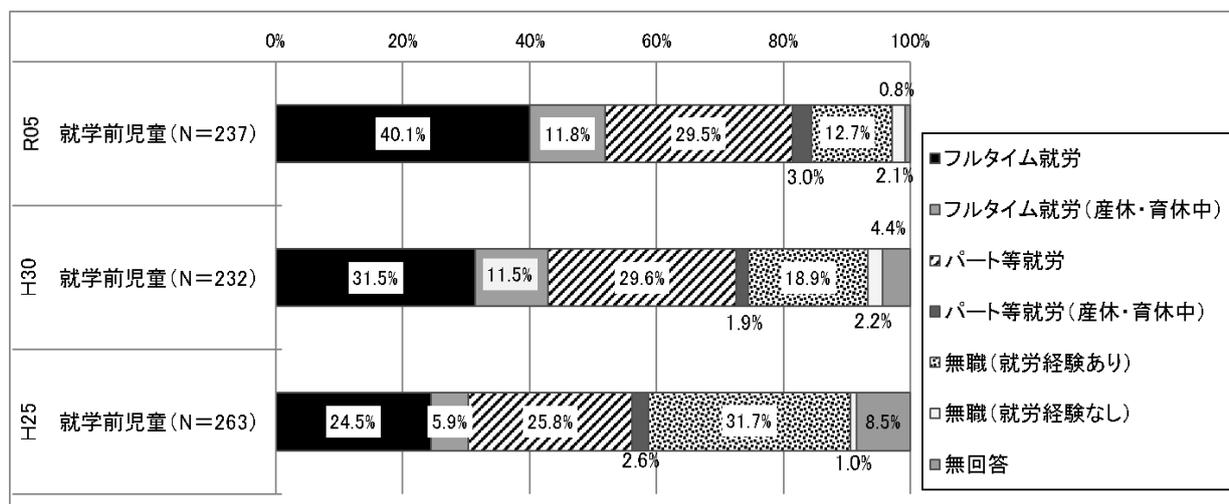


3. 保護者の就労状況・就労希望

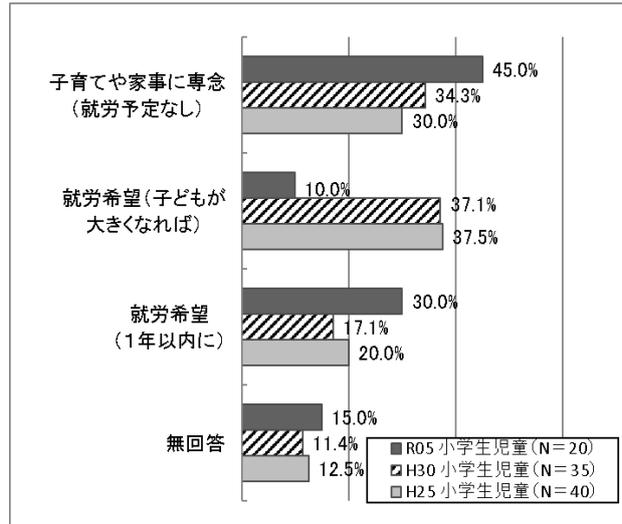
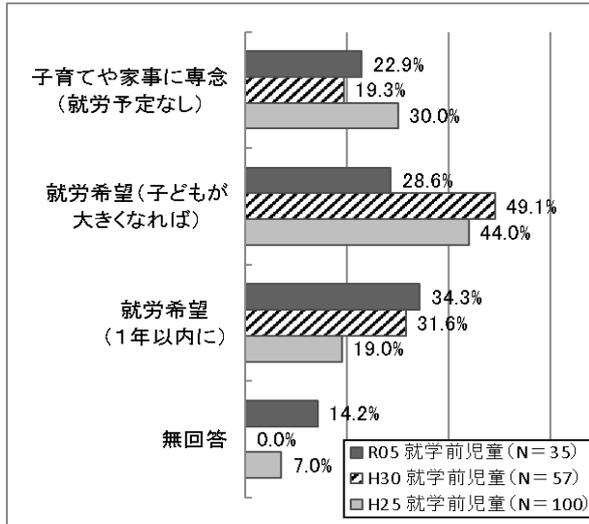
(1) 母親の就労状況

- ・フルタイムで働く母親は就学前児童で 51.9%、小学生児童で 51.4%（産休・育休中含む）
- ・パート等で働く母親は就学前児童で 32.5%、小学生児童で 36.3%（産休・育休中含む）
- ・現在無職の母親は就学前児童で 14.8%、小学生児童で 11.2%（就労経験あり含む）
- ・H25、H30 調査時との比較では、就学前児童でフルタイムが 30.4%から 51.9%に増加し、現在無職が 32.7%から 14.8%に減少しており、子どもが小さいうちからフルタイムで就労する母親の割合が増加している。
- ・現在無職の方の今後の就労希望は、就学前児童で「1年以内に就労希望」が 34.3%、「子どもが大きくなれば就労希望」が 28.6%、「子育てや家事に専念したい（就労予定なし）」は 22.9%
- ・就学前児童で「子育てや家事に専念したい（就労予定なし）」が、H25 調査時の 30.0%から 22.9%に減少し、「1年以内に就労希望」は 19.0%から 34.6%に増加しており、専業主婦ではなく就労を希望する母親の割合が増加している。

■母親の現在の就労状況



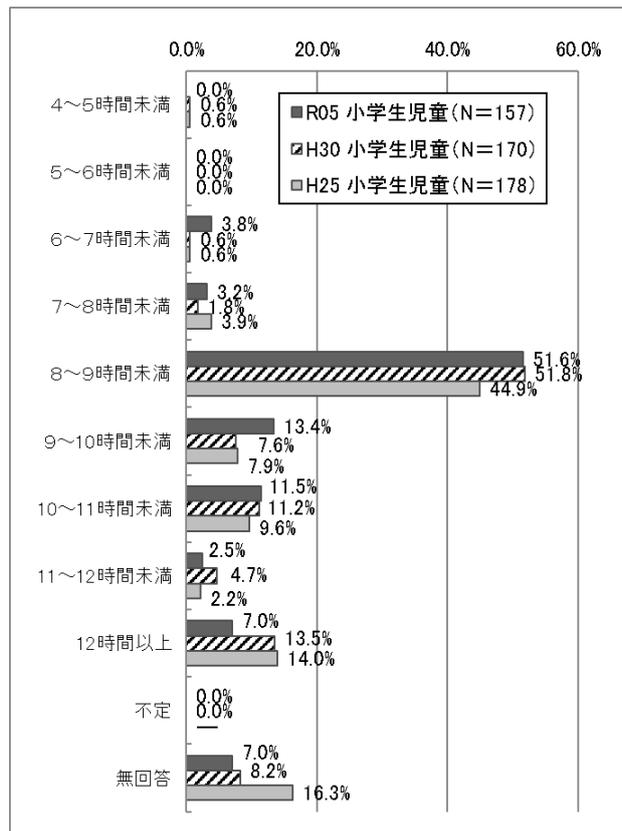
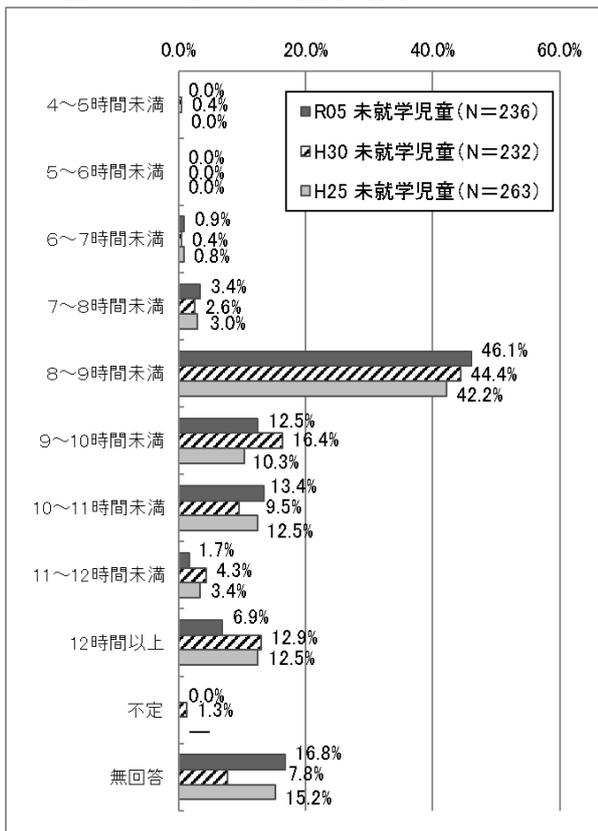
■未就労者の今後の就労希望



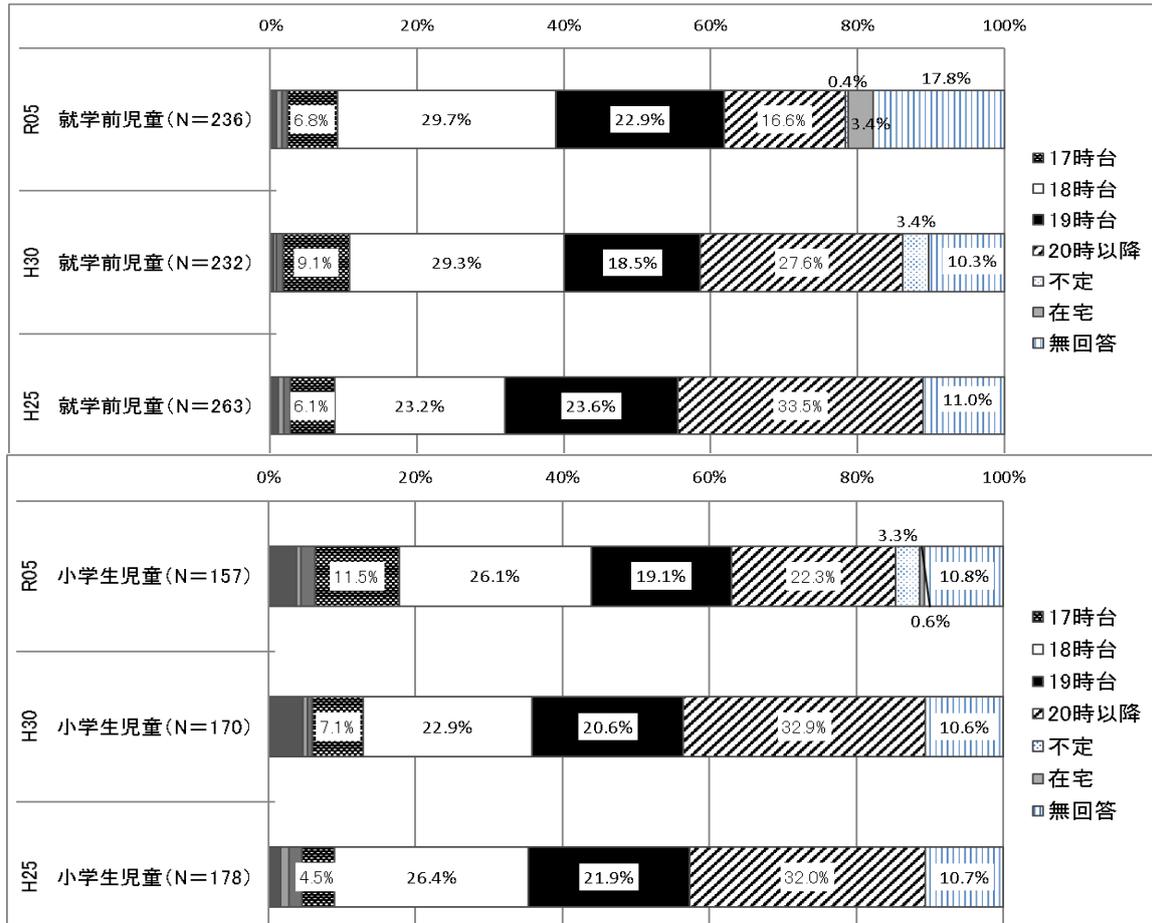
(2) 父親の就労状況

- ・父親の1日あたりの就労時間は、就学前・小学生児童ともに8～9時間が46.1%、51.6%と高い。
- ・H30 調査時との比較では、10 時間以上の長時間就労の割合が就学前児童で 26.7%から 22.0%、小学生児童で 29.4%から 21.0%に減少した。
- ・父親の帰宅する時間帯は、就学前児童で「18 時台」が 29.7%、小学生児童が 26.1%と高い。
- ・H30 調査時との比較では、就学前児童で「19 時台」が 18.5%から 22.9%に増加し、「20 時以降」は 27.6%から 16.6%に減少しており、就学前児童の父親について長時間労働が減少し帰宅時間が早くなる傾向がみられる。

■父親の1日あたりの就労時間



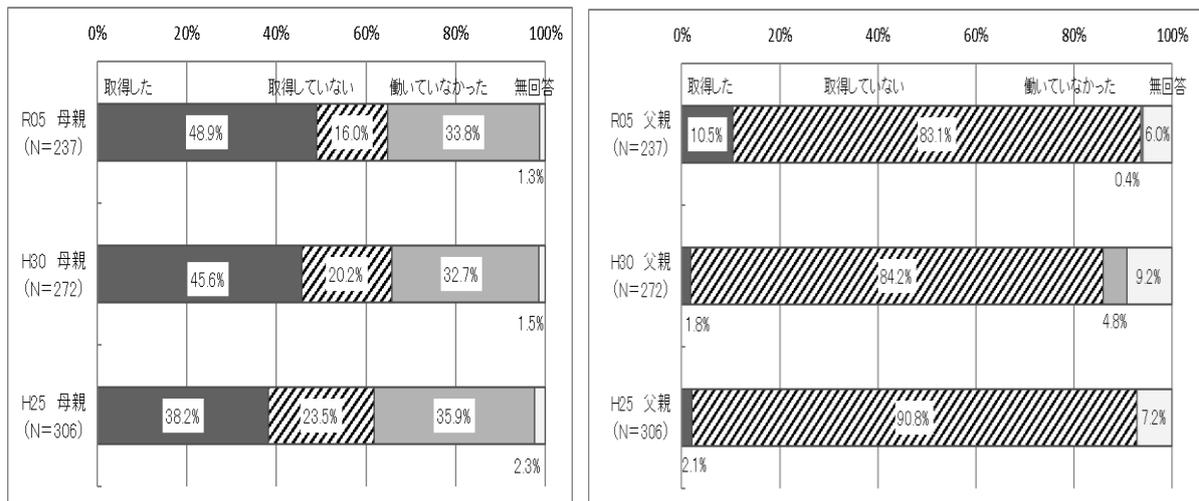
■父親の帰宅時間



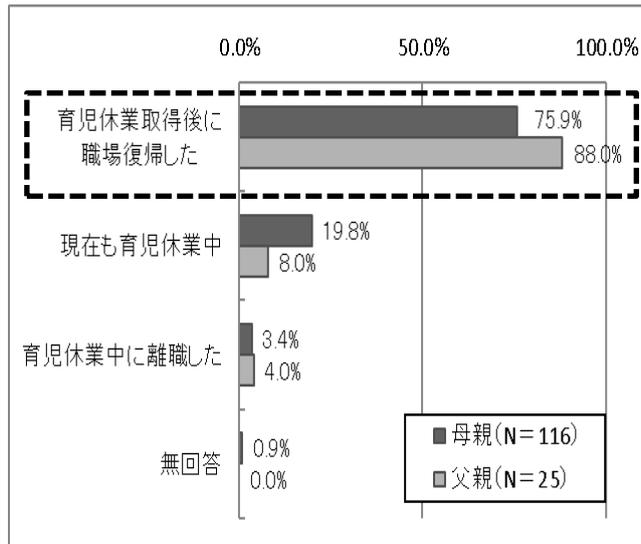
(3) 育児休業の取得状況（就学前児童）

- ・ 育児休業の取得状況は、「取得した」が母親で 48.9%、父親で 10.5%で H25、H30 調査時より増加した。
- ・ 育児休業取得後に職場復帰した割合は、母親で 75.9%、父親で 88.0%で、「希望より早く復帰」した母親は 57.9%、「希望と実際の復帰時期が同じ」は 21.6%。
- ・ 母親の育児休業期間は、「1歳0ヶ月まで」が 47.7%と最も高く、次いで「1歳1ヶ月から1歳6ヶ月まで」が 18.2%となった。H30 調査時との比較では、子どもが1歳になる前に復職した割合は 25.7%から 13.6%に減少し、1歳より長く休業した割合は 25.6%から 30.7%に増加した。

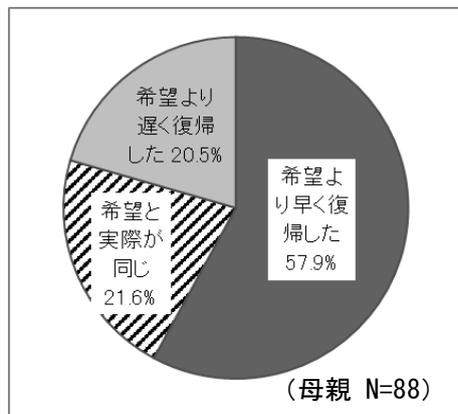
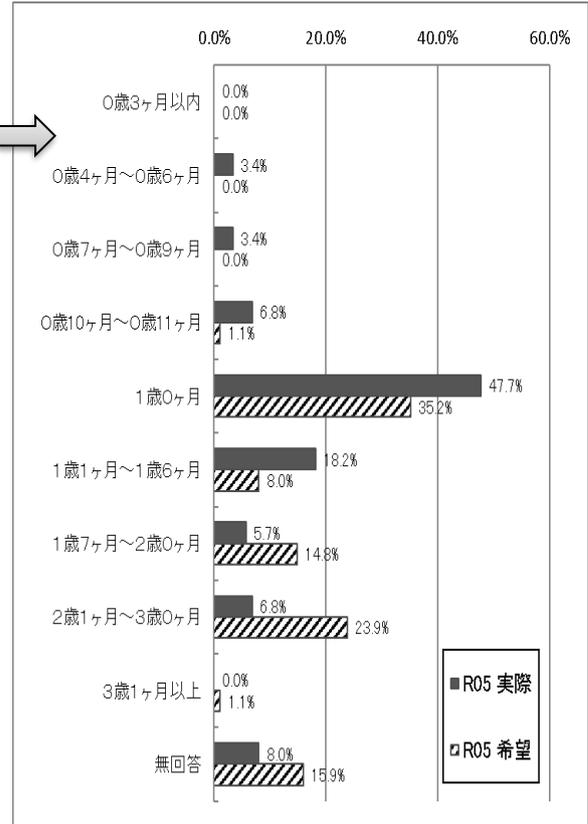
■育児休業の取得状況



■育児休業を取得した方の職場復帰の状況



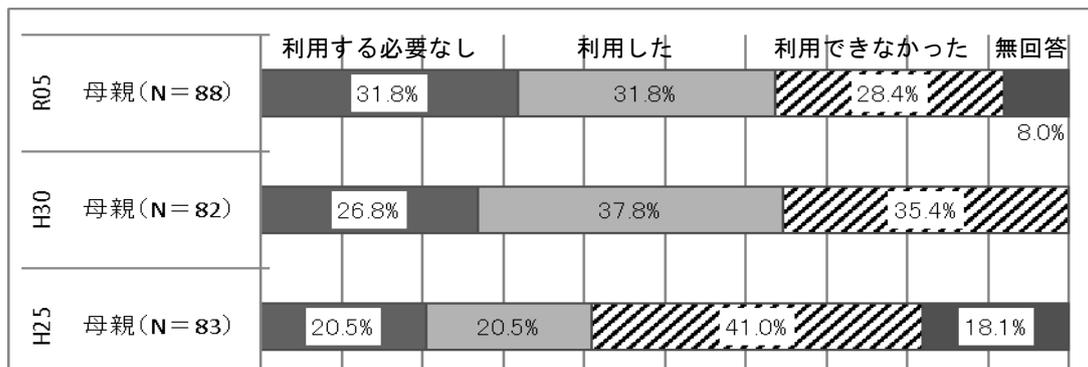
■職場復帰の時期（母親）



(4) 短時間勤務制度の利用状況（就学前児童）

- ・母親の育児休業からの職場復帰の際の短時間勤務制度の利用状況は、「利用した」、「利用する必要なし」がともに 31.8%であった。利用できなかった割合は、H25 調査時より減少しており、短時間勤務制度の普及が進んでいるものと推察される。

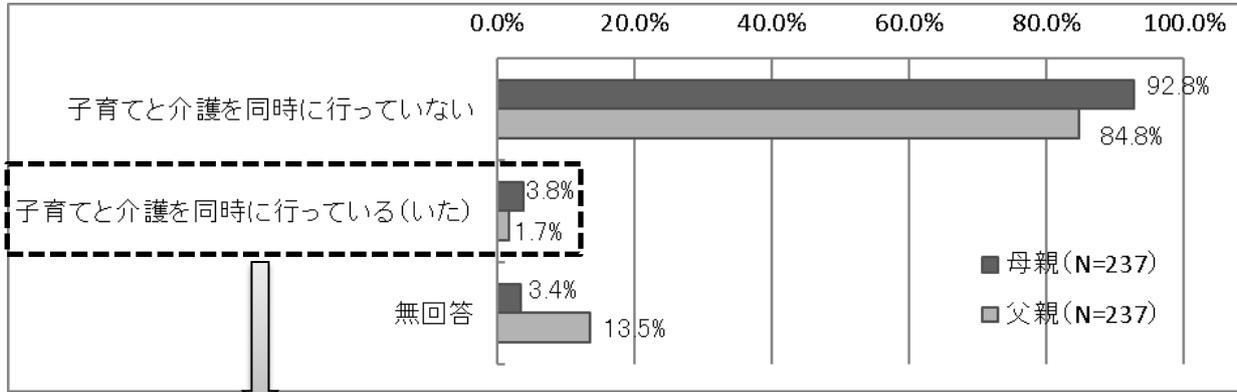
■復職の際の短時間勤務制度の利用状況（母親）



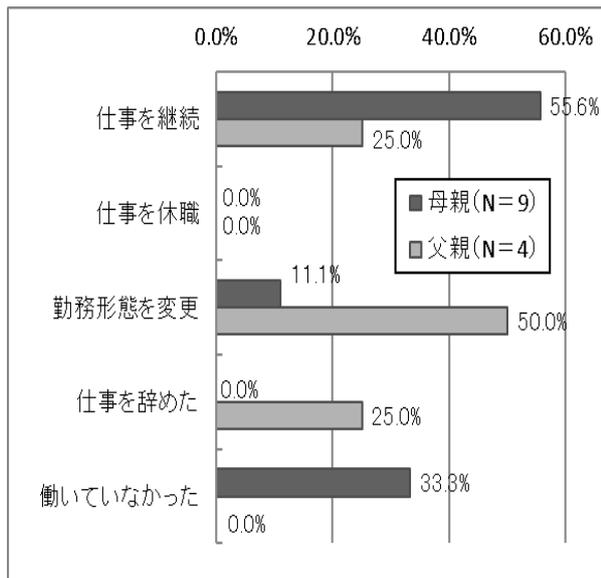
(5) 子育てと介護の両立（ダブルケア）の状況（就学前児童）

- ・子育てと介護を同時に行っている（いた）割合は母親で 3.8%、父親で 1.7%
- ・同時に行っていたときの勤務状況は、「仕事を継続」が母親で 55.6%、父親で 25.0%あり、「勤務形態を変更」が母親で 11.6%、父親で 50.0%だった。
- ・同時に行っていたときに大変だと感じたことは、「精神的、体力的に苦しい」が母親で 77.8%と最も高く、父親は「子どもや親の世話が十分にできない」75.0%となっている。

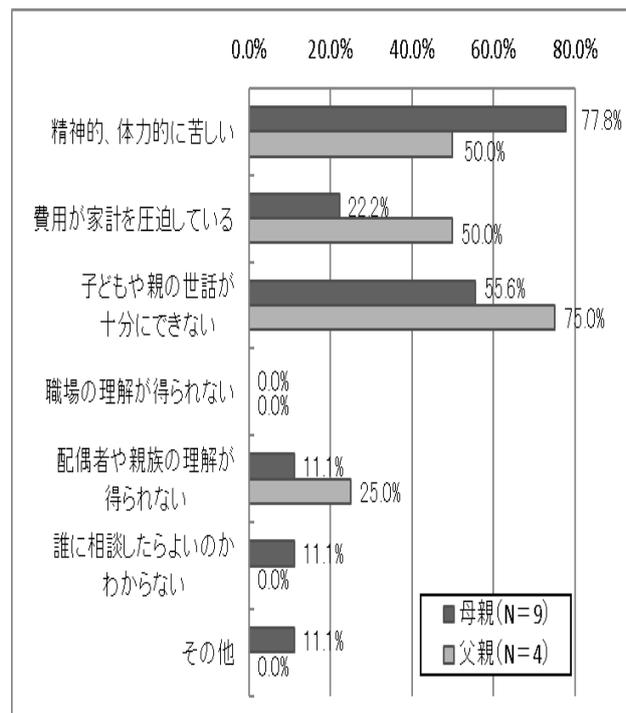
■ダブルケアの状況



■同時に行っていたときの勤務状況



■大変だと感じたこと (MA%)

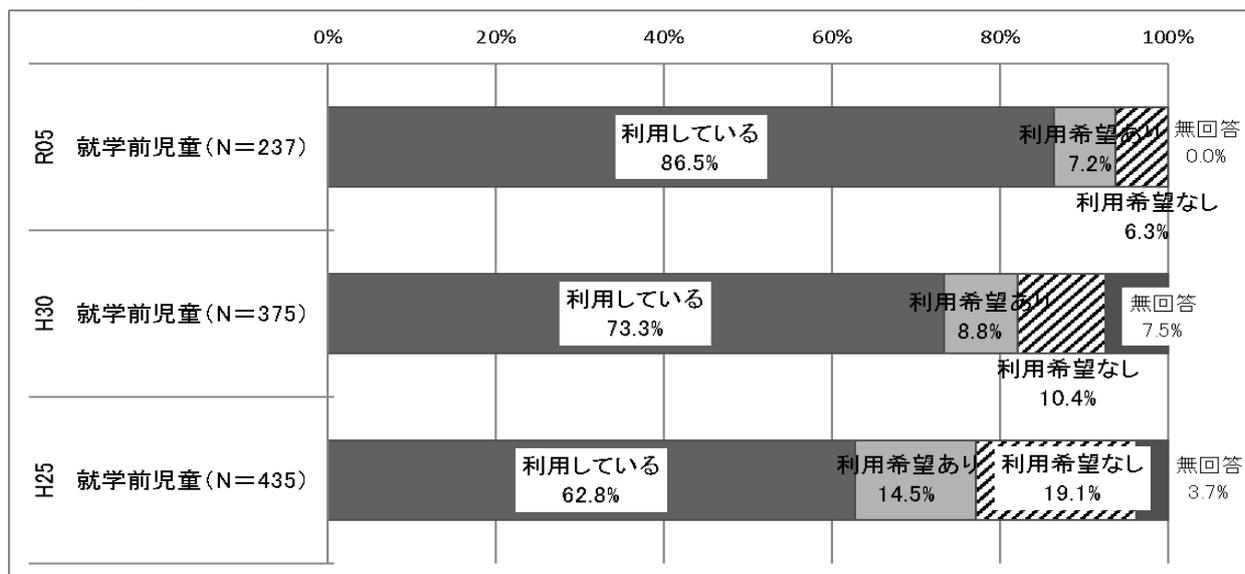


4. 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用ニーズ（就学前児童）

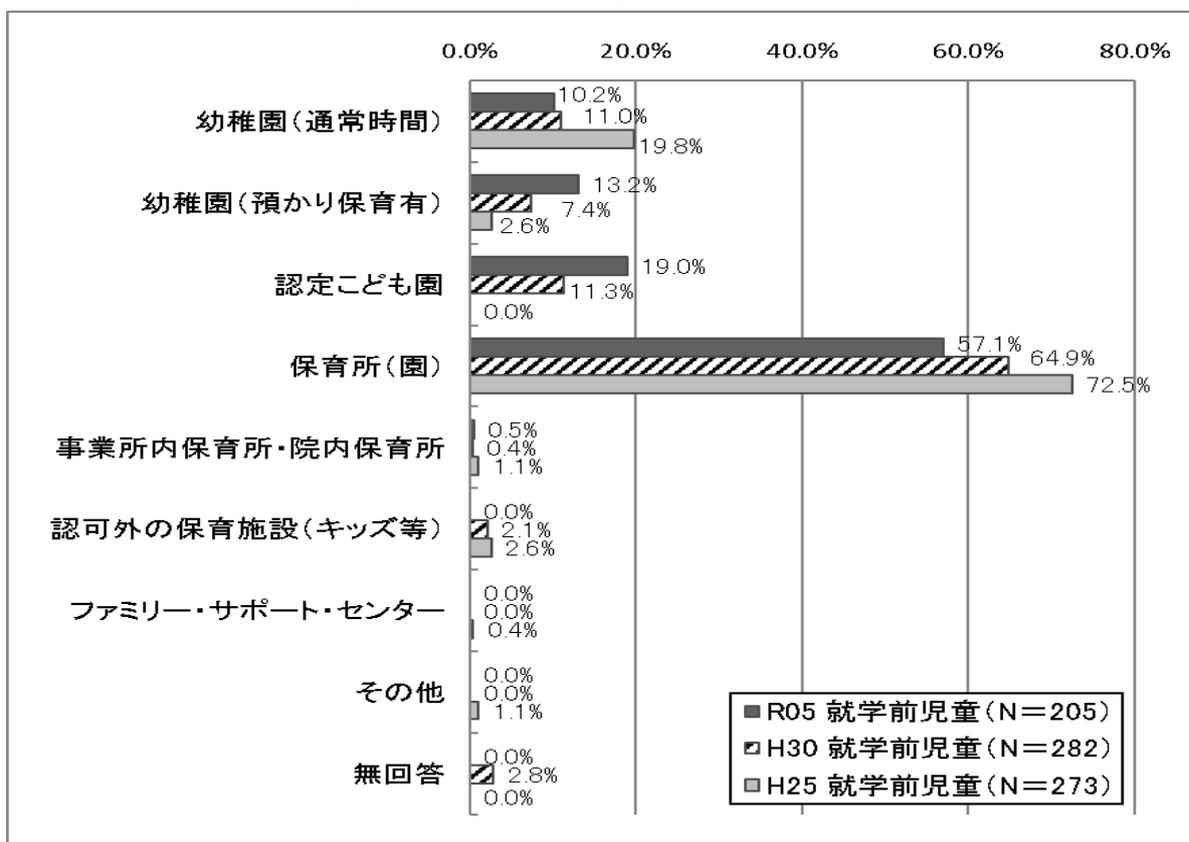
(1) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

- ・平日の定期的な教育・保育サービスの利用率は86.5%でH25、H30調査時より増加した。
- ・利用している施設は「保育所（園）」「認定こども園」が合わせて76.6%、「幼稚園（通常時間）」「幼稚園（預かり保育あり）」が合わせて23.4%
- ・H30調査時との比較では、「幼稚園（通常時間）」が11.0%から10.2%に減少し、「幼稚園（預かり保育あり）」が7.4%から13.2%、「認定こども園」が11.3%から19.0%に増加した。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用割合



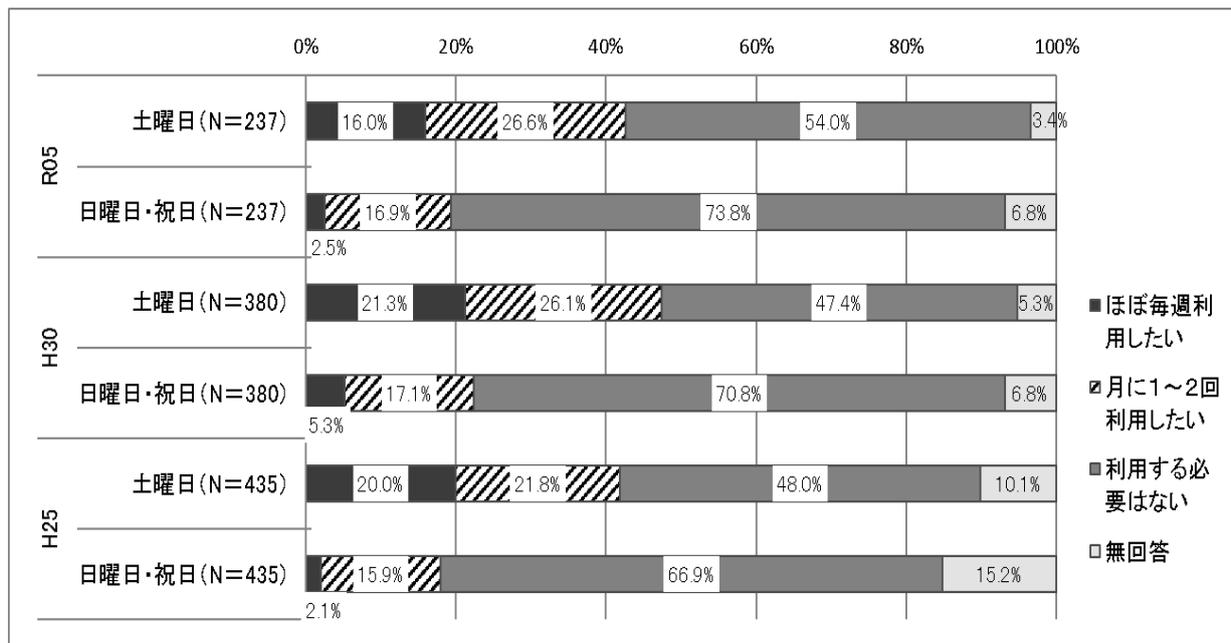
■平日の定期的な教育・保育事業で利用している施設



(2) 土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用ニーズ

- ・土曜日の定期的な教育・保育サービスの利用意向率は42.6%（毎週+月1～2回）。
- ・日曜日・祝日の定期的な教育・保育サービスの利用意向率は19.4%（毎週+月1～2回）。
- ・H30 調査時との比較では、土曜日の利用意向率は47.4%から42.6%に減少し、「利用する必要はない」は増加している。日曜日・祝日の利用意向率は22.4%から19.4%に減少し、「利用する必要はない」も70.8%から73.8%に増加し「無回答」が減少している。

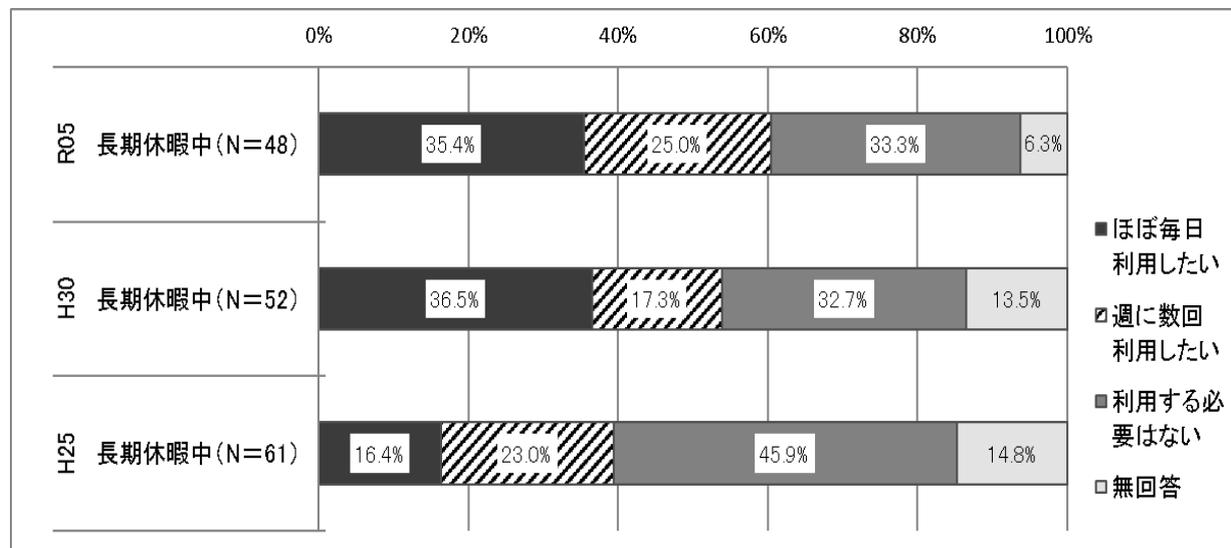
■土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用ニーズ



(3) 幼稚園利用者の長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用ニーズ

- ・現在平日に幼稚園を利用する保護者の長期休暇中（夏休み等）の利用意向率は60.4%（ほぼ毎日+週に数回）。
- ・H25 調査時との比較では、長期休暇中の利用意向率は53.8%から60.4%に増加しており、幼稚園における長期休暇中の預かり保育ニーズが年々高まっている。

■幼稚園利用者の長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用ニーズ

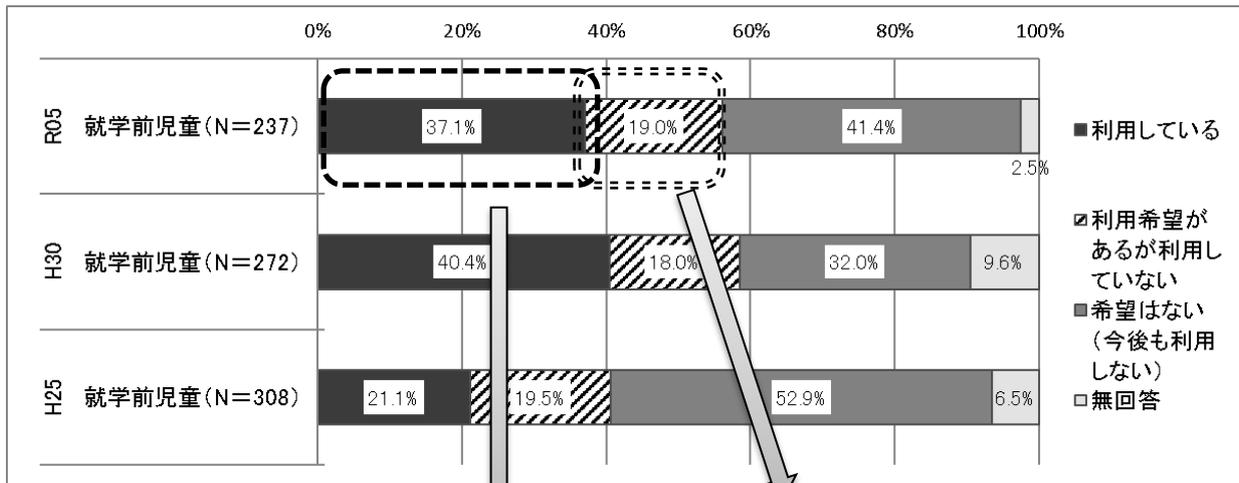


5. 地域子ども・子育て支援事業の利用状況・利用ニーズ

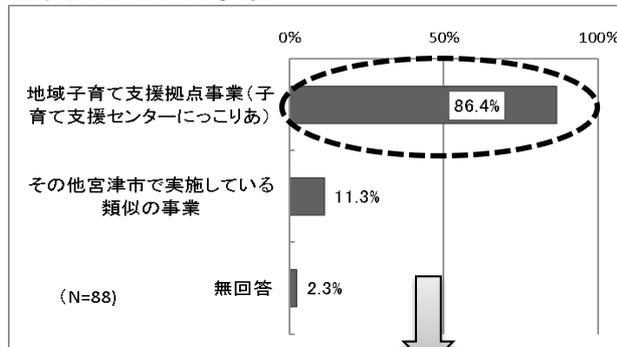
(1) 地域子育て支援拠点事業（就学前児童）

- ・市が実施する地域子育て支援拠点事業の利用者は全体の 37.1%で、そのうち子育て支援センターの利用者は86.4%。未利用者は60.4%（利用希望あり+今後も利用希望なし）
- ・H30 調査時との比較では、利用者は40.4%から37.1%に減少し、「今後も利用希望なし」は32.0%から41.4%に増加している。
- ・1ヶ月当たりの利用状況では「1～2回」が64.8%と高くなっており、H30 調査時と比較しても割合は変わらない。3回以上の割合が減少しており、利用者は増加しているものの利用頻度としては低下していることがうかがえる。

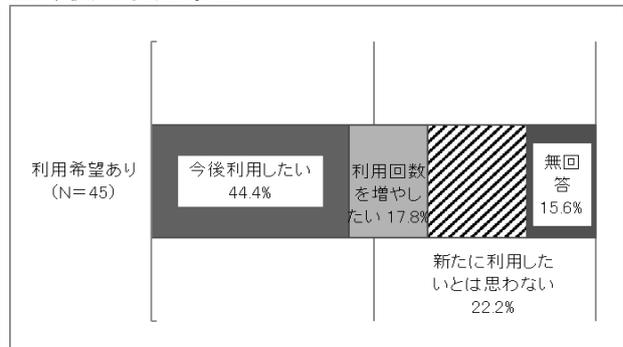
■地域子育て支援拠点事業の利用状況



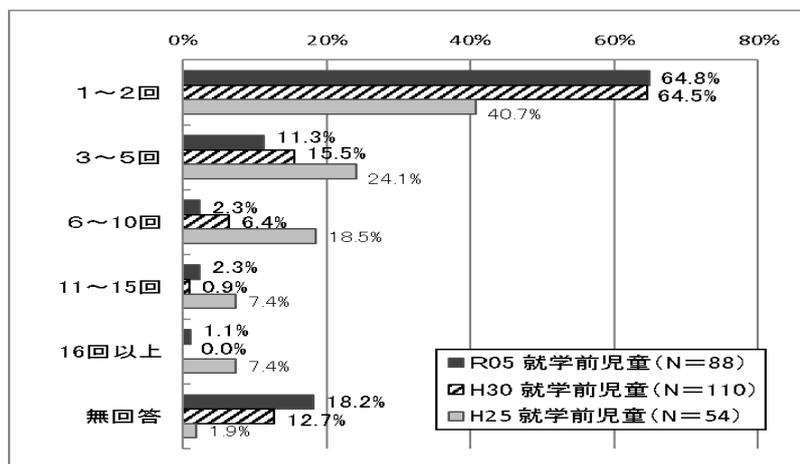
■利用している事業



■今後の利用希望

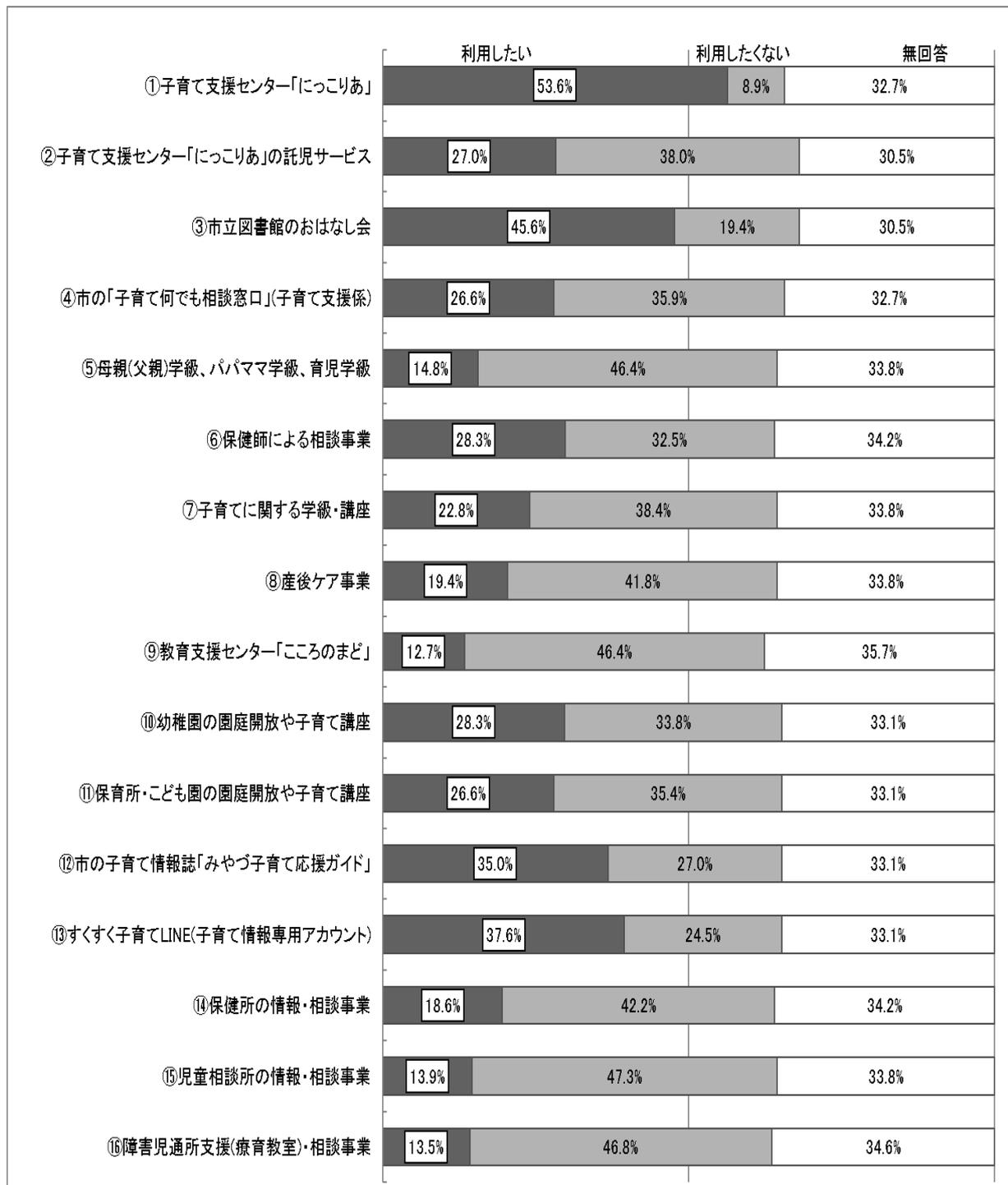


■地域子育て支援拠点事業の1ヶ月当たりの利用状況



(2) 今後利用したい事業（就学前児童）

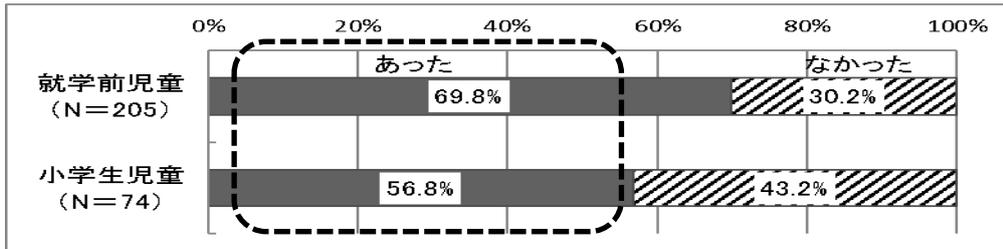
- ・ 今後利用したい事業は、「③宮津市子育て支援センターにっこりあ」が 53.6%と最も高く、次いで「⑭図書館おはなし会」45.6%、「⑬すすく子育てLINE」37.6%となった。



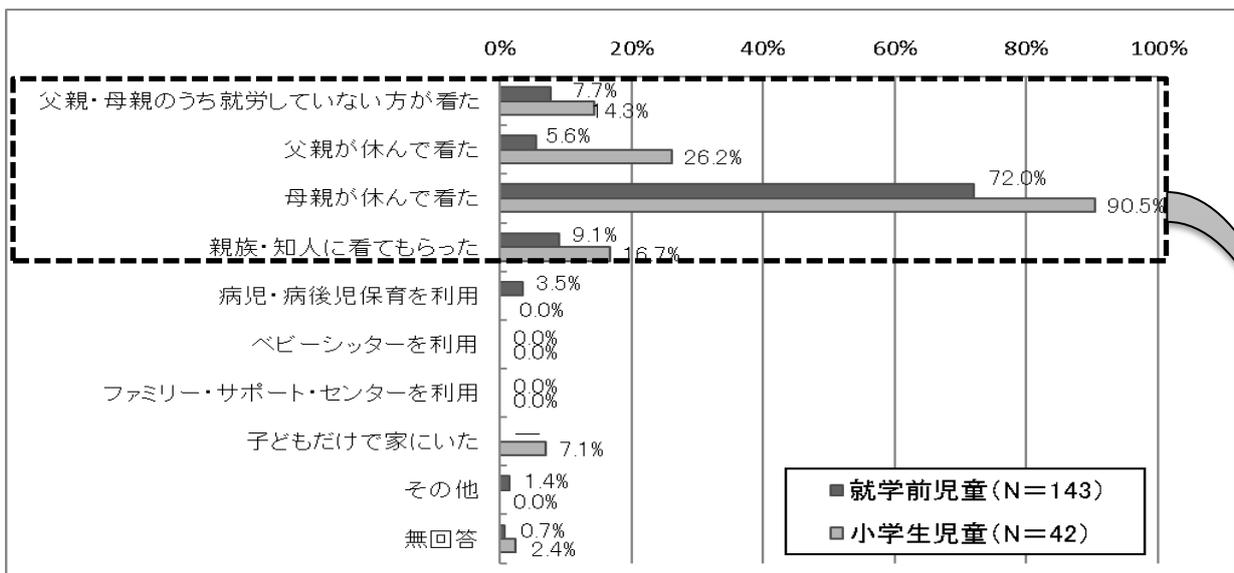
**(3) 病児・病後児保育事業（就学前児童：平日の定期的な教育・保育事業利用者のみ
小学生児童：放課後児童クラブ利用者のみ）**

- ・平日の定期的な教育・保育事業（放課後児童クラブ）利用者のうち、就学前児童の69.8%、小学生児童の56.8%は子どもの病気等の理由で事業を利用できなかったと回答
- ・対処方法としては「母親が休んで見た」が就学前児童72.0%、小学生児童90.5%と高い
- ・父親又は母親が休んで子どもを看た家庭のうち病児保育事業の利用意向率は、就学前児童23.4%、小学生児童16.3%で、H30調査時との比較では就学前・小学生児童ともに減少した。

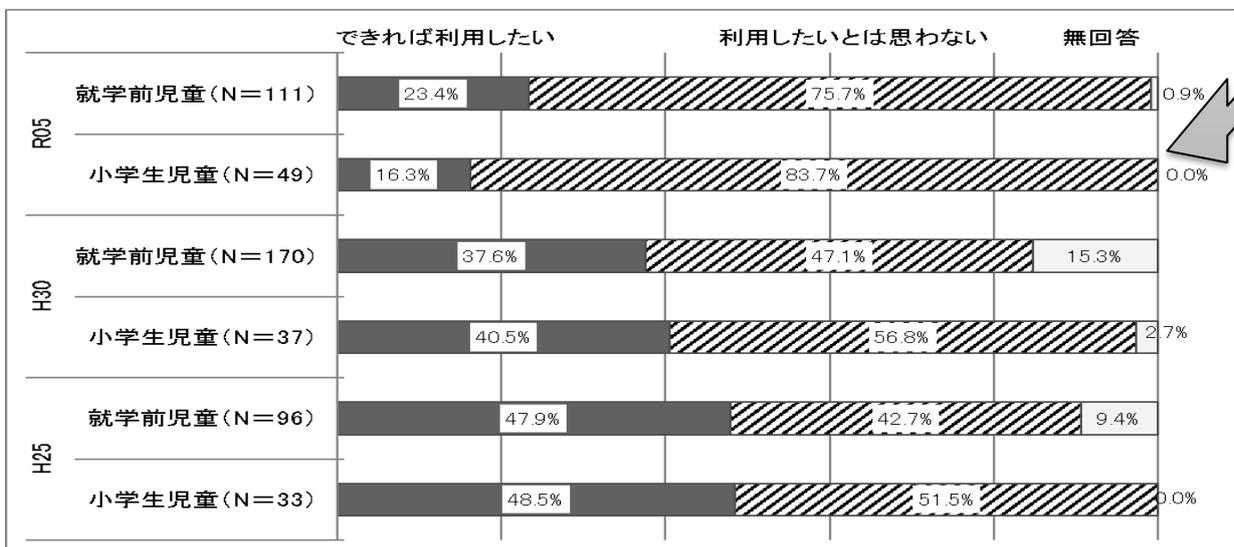
■子どもが病気等で通常の教育・保育事業が利用できなかった経験の有無



■通常の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法（複数回答）



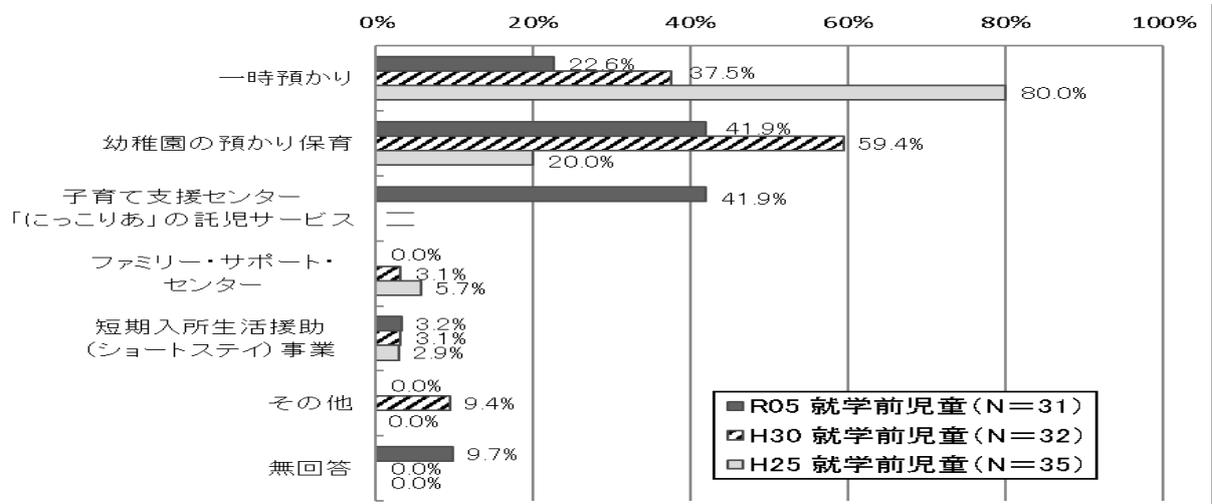
■病児・病後児保育事業の利用意向



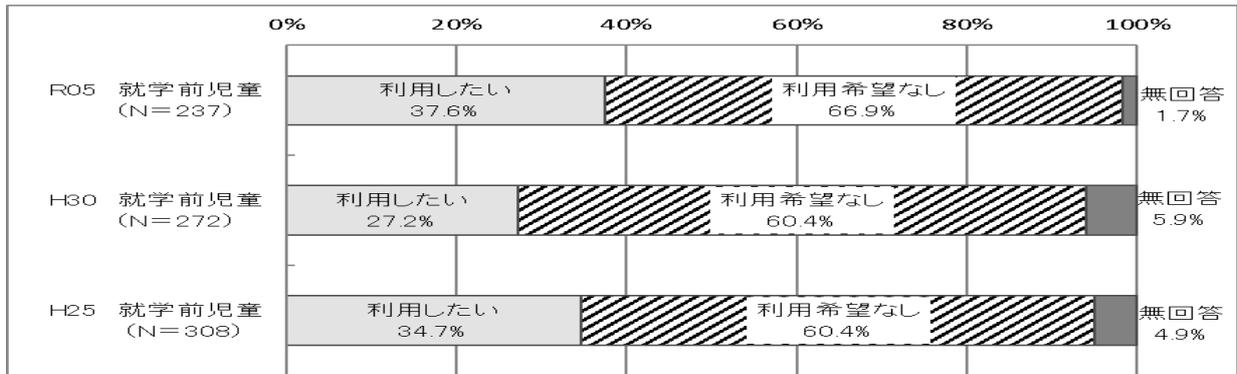
(4) 一時預かり（就学前児童）

- ・用事や不規則の仕事等を理由として利用された事業は「幼稚園の預かり保育」、「子育て支援センターにっこりあの託児サービス」が41.9%で最も多く平均利用日数は46.16日、7.92日。次いで「(保育園等の)一時預かり」が22.6%で平均利用日数は9.3日となった。H30調査時との比較では、「幼稚園の預かり保育」が59.4%から41.9%、「(保育園等の)一時預かり」は37.5%から22.6%に減少し、子育て支援センターにっこりあの託児サービス開始の影響がみられる。
- ・今後の利用意向は37.6%で利用目的は「私用、リフレッシュ目的」が77.5%、次いで「冠婚葬祭、学校行事等」が55.1%となった。事業形態は「(保育園等の)一時預かり」50.6%、次いで「幼稚園の預かり保育」38.2%が多い。

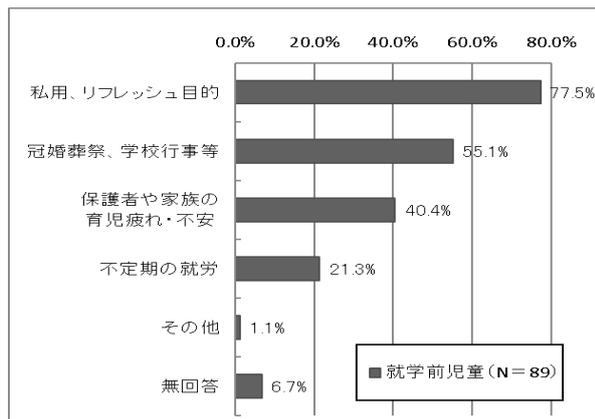
■一時預かり等の利用状況（複数回答）



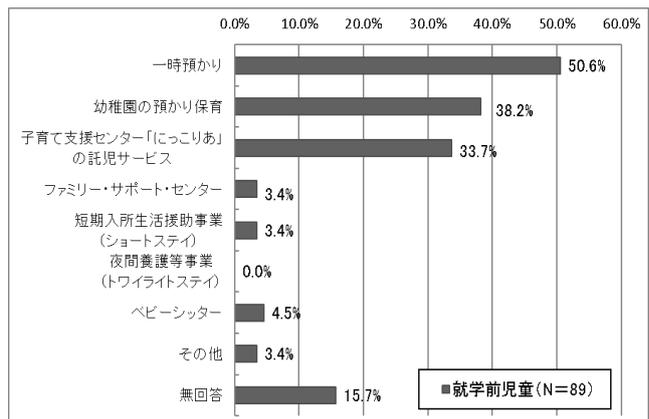
■一時預かり等の今後の利用意向



■利用希望者の利用目的（複数回答）



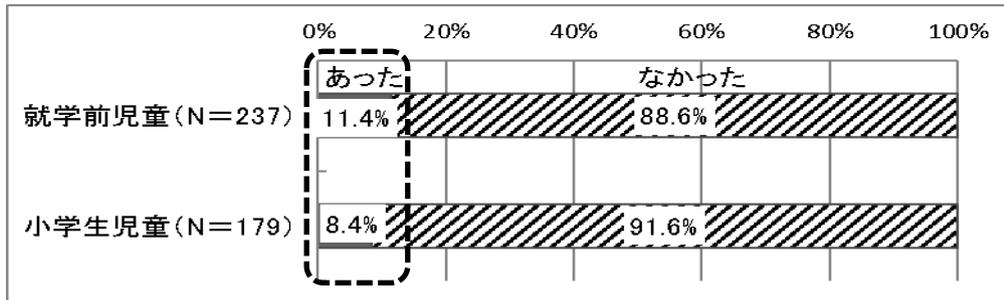
■希望する事業形態（複数回答）



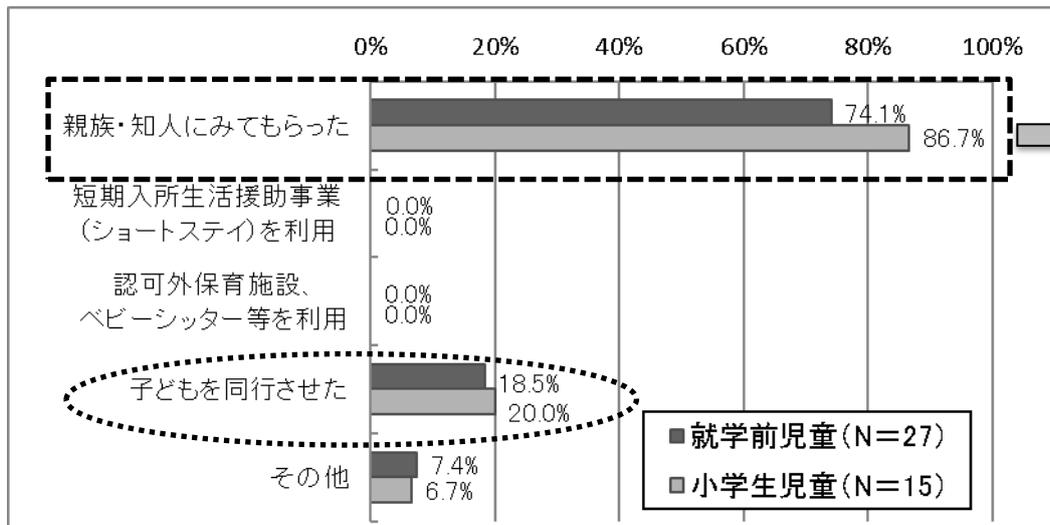
(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

- ・冠婚葬祭や出張など保護者の用事のため、子どもを泊りがけで家族以外の人に預けて対処した割合は、就学前児童 11.4%、小学校児童 8.4%
- ・そのうち、親族や知人にみてもらう家庭は、就学前児童 74.1%（年間平均 4.8 泊）、小学生児童 86.7%（年間平均 4.3 泊）となった。一方で「子どもを同行させた」と回答した保護者は未就学児童 18.5%（年間平均 4.7 泊）、小学生児童 20.0%（年間平均 3.7 泊）となり、潜在的にショートステイ事業等の利用意向が高い層だと推測される。
- ・親族や知人にみてもらった保護者のうち、「大変頼みにくい」とする保護者は就学前児童 5.0%、小学生児童 7.7%あり、潜在的にショートステイ事業等の利用意向が高い層だと推測される。

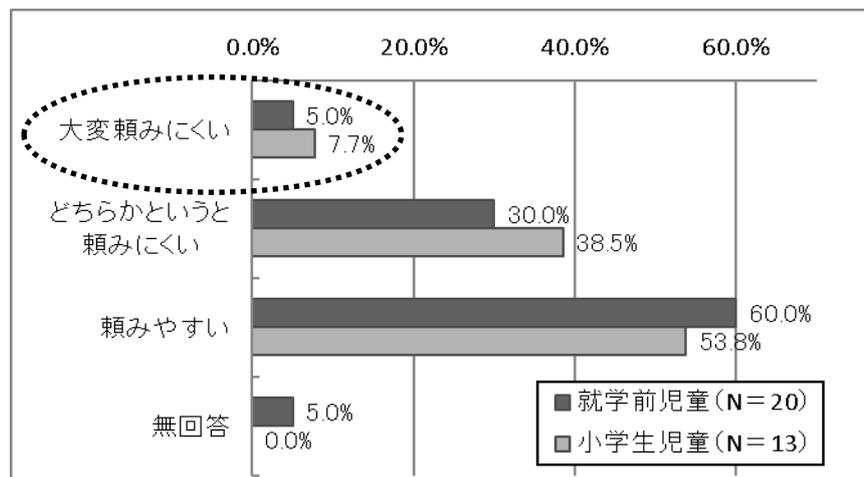
■泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった経験の有無



■泊りがけでみてもらう必要が生じた場合の対処方法



■親族・知人への頼みやすさ

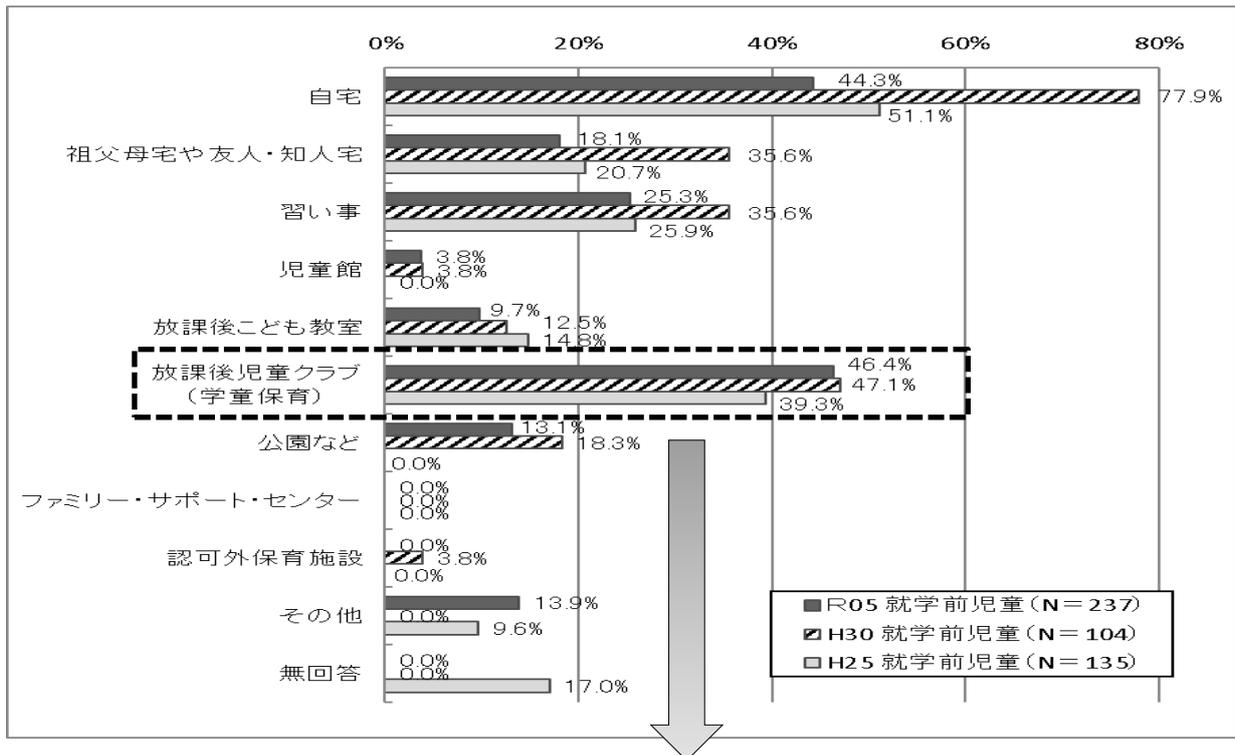


(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

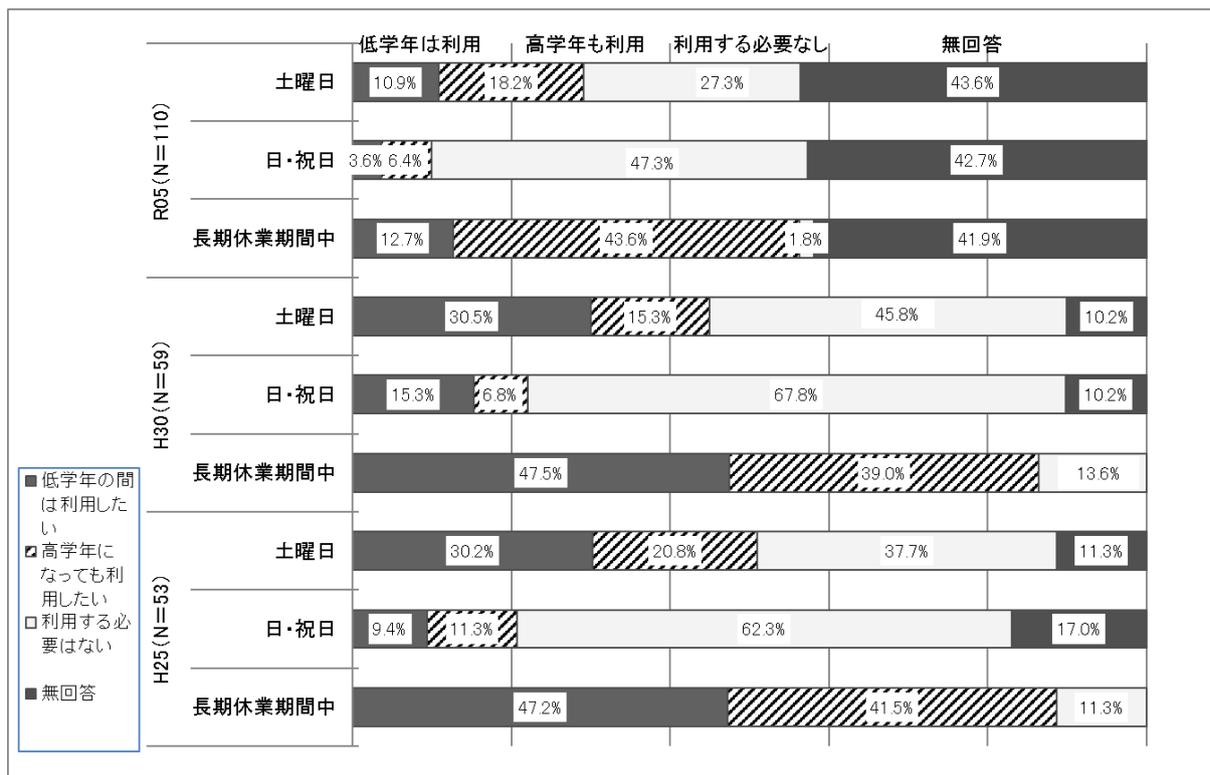
①就学前児童の小学校就学後、放課後の過ごし方の利用ニーズ

- ・就学後の平日の放課後の過ごし方で希望する場所として、「放課後児童クラブ」を選択した割合は46.4%でH30調査時とほぼ変わらない。
- ・平日に利用を希望する家庭の「土曜日」の利用希望率は29.1%（低学年時は利用+高学年時も利用）、「日曜日・祝日」は10.0%と低いが、夏休みなどの「長期休業期間中」は56.3%と高く、平日と同じように利用したい傾向がある。

■平日の放課後の過ごし方で希望する場所（複数回答）



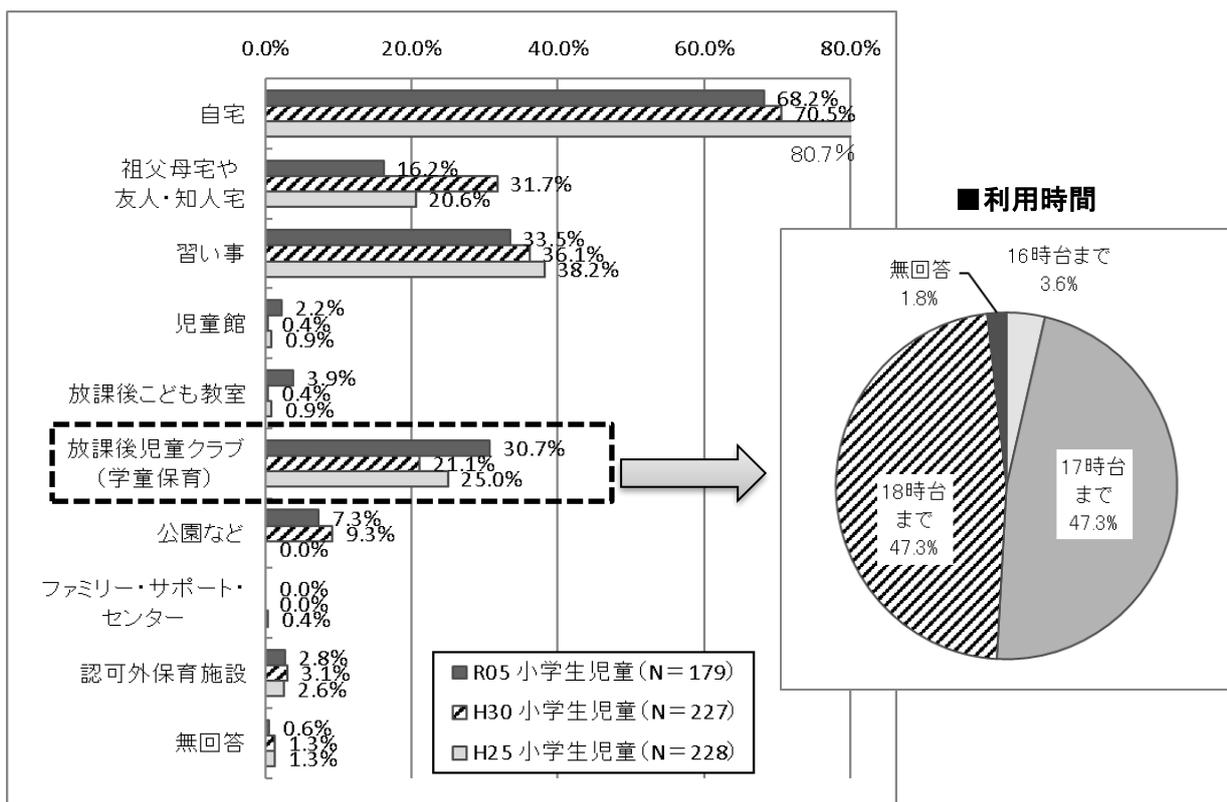
■土曜日、日曜日・祝日、長期休業期間中の放課後児童クラブの利用希望



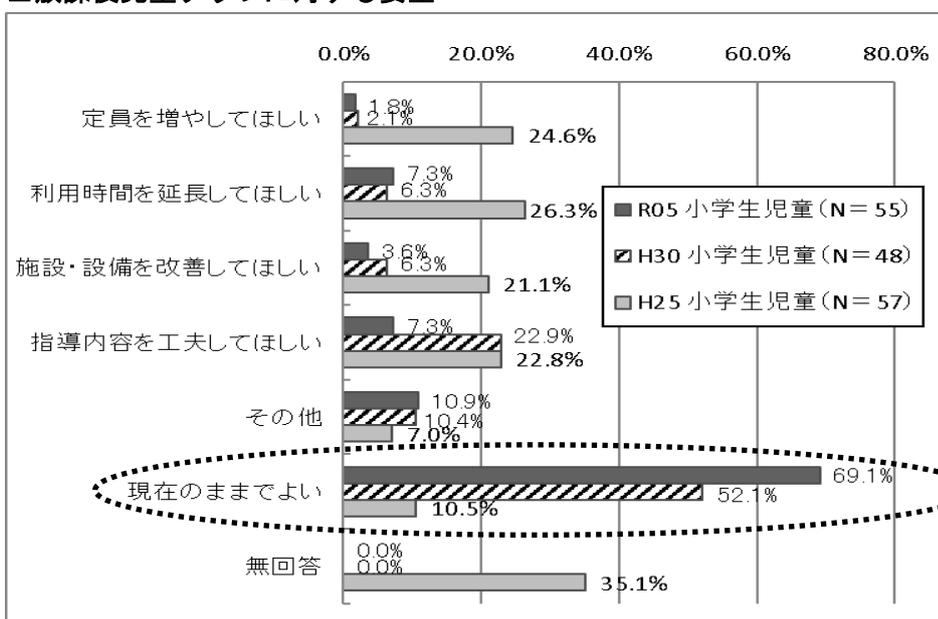
②小学生児童の放課後の過ごし方の利用ニーズ

- 小学生児童が平日の放課後を過ごす場所は、「自宅」が 68.2%、次いで「習い事」が 33.5%、「放課後児童クラブ」の利用は 30.7%となっている。
- 放課後児童クラブを利用している家庭の利用時間は「18 時台まで」、「17 時台まで」とともに 47.3%
- H25 調査時からの比較では、放課後児童クラブに対する要望で「定員増加」「利用時間延長」「施設改善」等の要望はいずれも減少し、「現在のままでよい」とする割合が 52.1% から 69.1%に増加している。放課後児童クラブの内容充実が図られたことがうかがえるものの、その他として利用時間数に応じた利用料調整などの希望する声もある。

■小学生児童の放課後の過ごし方（複数回答）



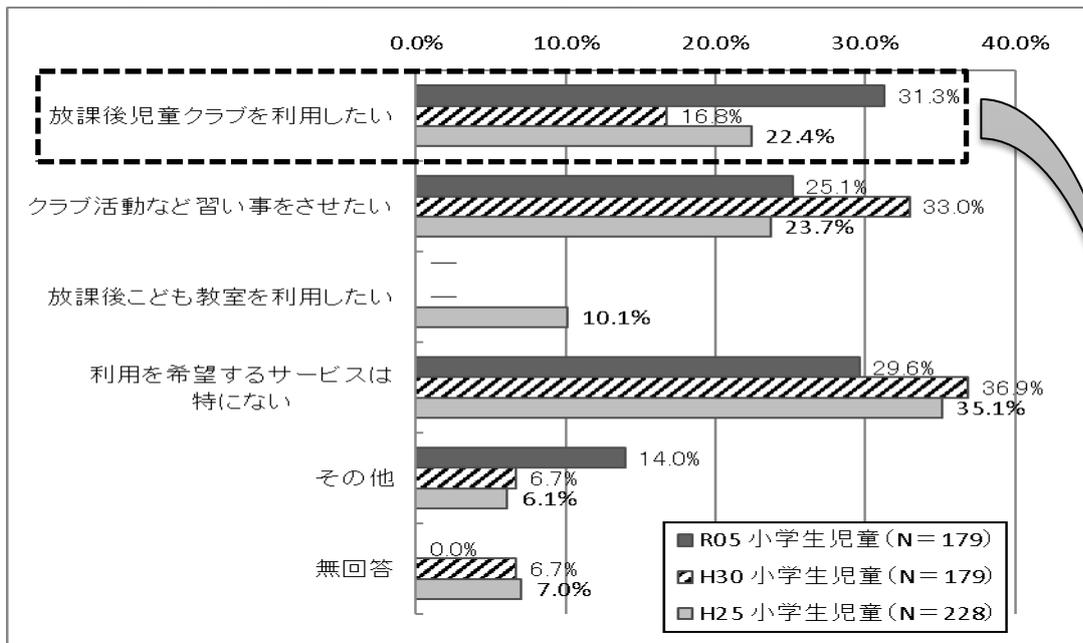
■放課後児童クラブに対する要望



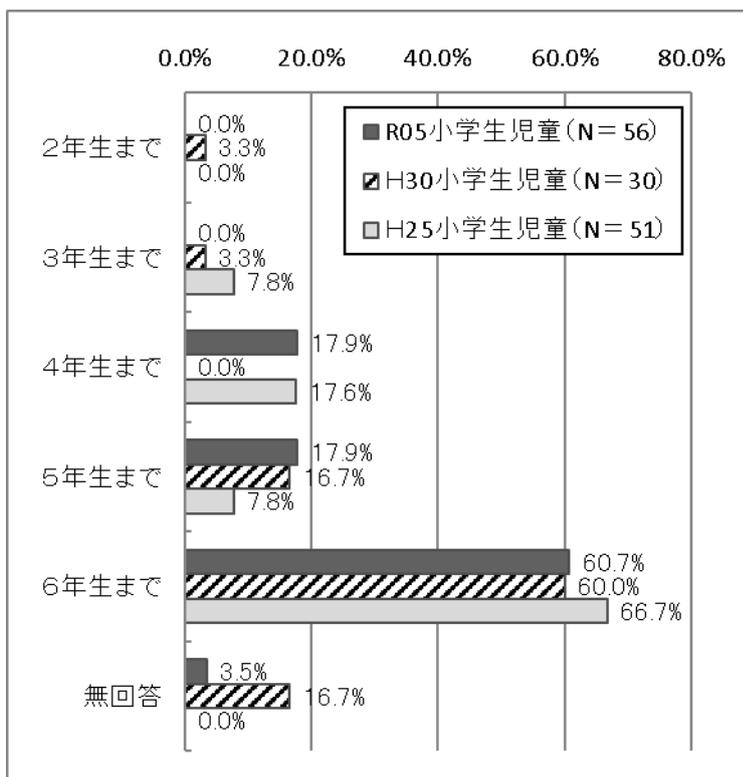
③小学生4年生以降の放課後の過ごし方の利用ニーズ

- ・小学4年生以降の放課後の過ごし方に対する希望は、「放課後児童クラブ」が31.3%、「利用を希望するサービスは特にない」が29.6%となった。
- ・H30調査時との比較では、「放課後児童クラブ」が16.8%から31.3%に増加し、「クラブ活動など習い事をさせたい。」が33.0%から25.1%に減少した。
- ・放課後児童クラブを利用したいと回答した方の利用希望学年は「6年生まで」が60.7%で、H30調査時と同様の傾向となった。

■小学4年生以降の放課後の過ごし方に対する希望（複数回答）



■利用希望学年

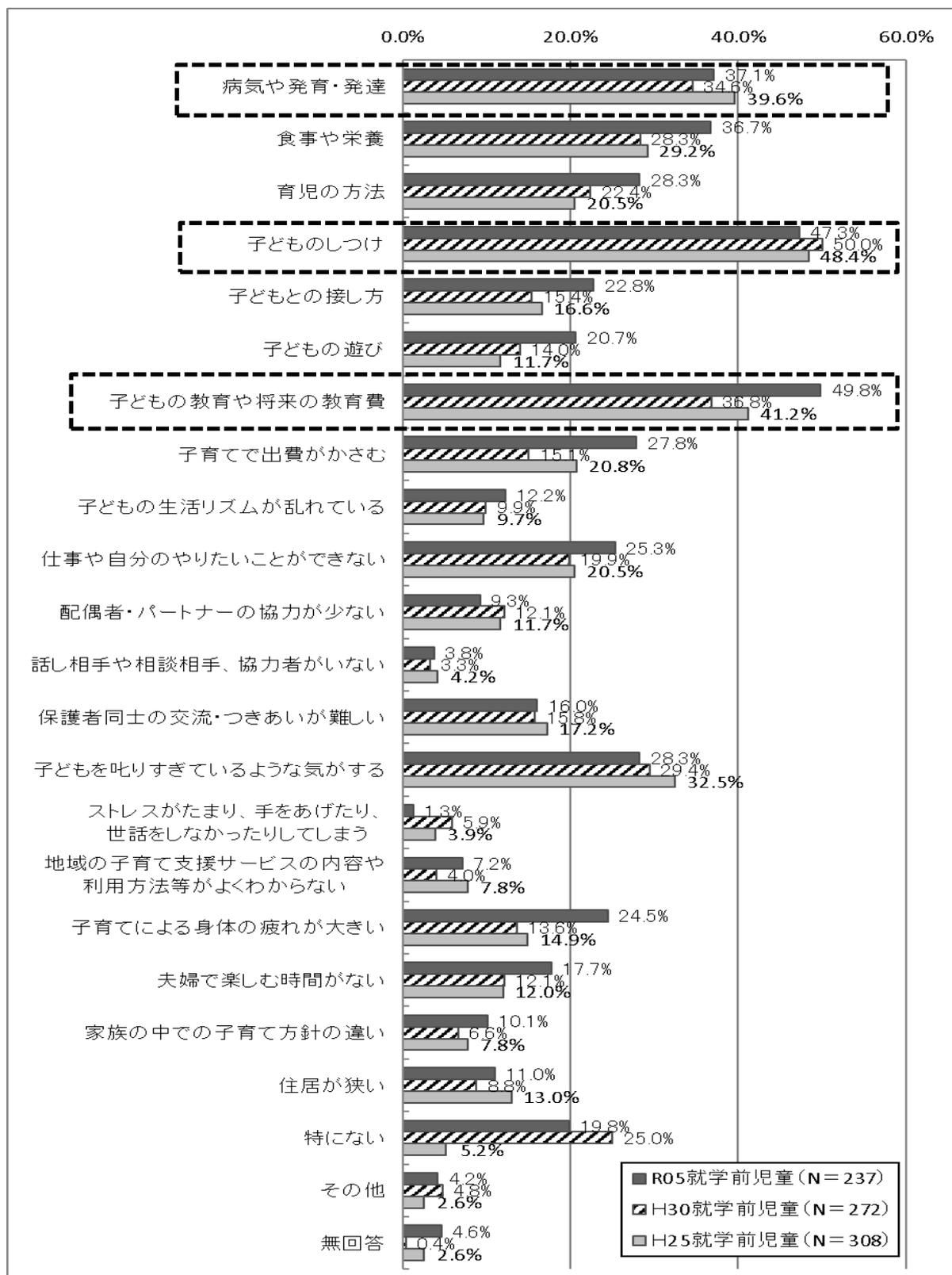


6. 子育てや子育て支援について

(1) 子育てに関する不安や悩み

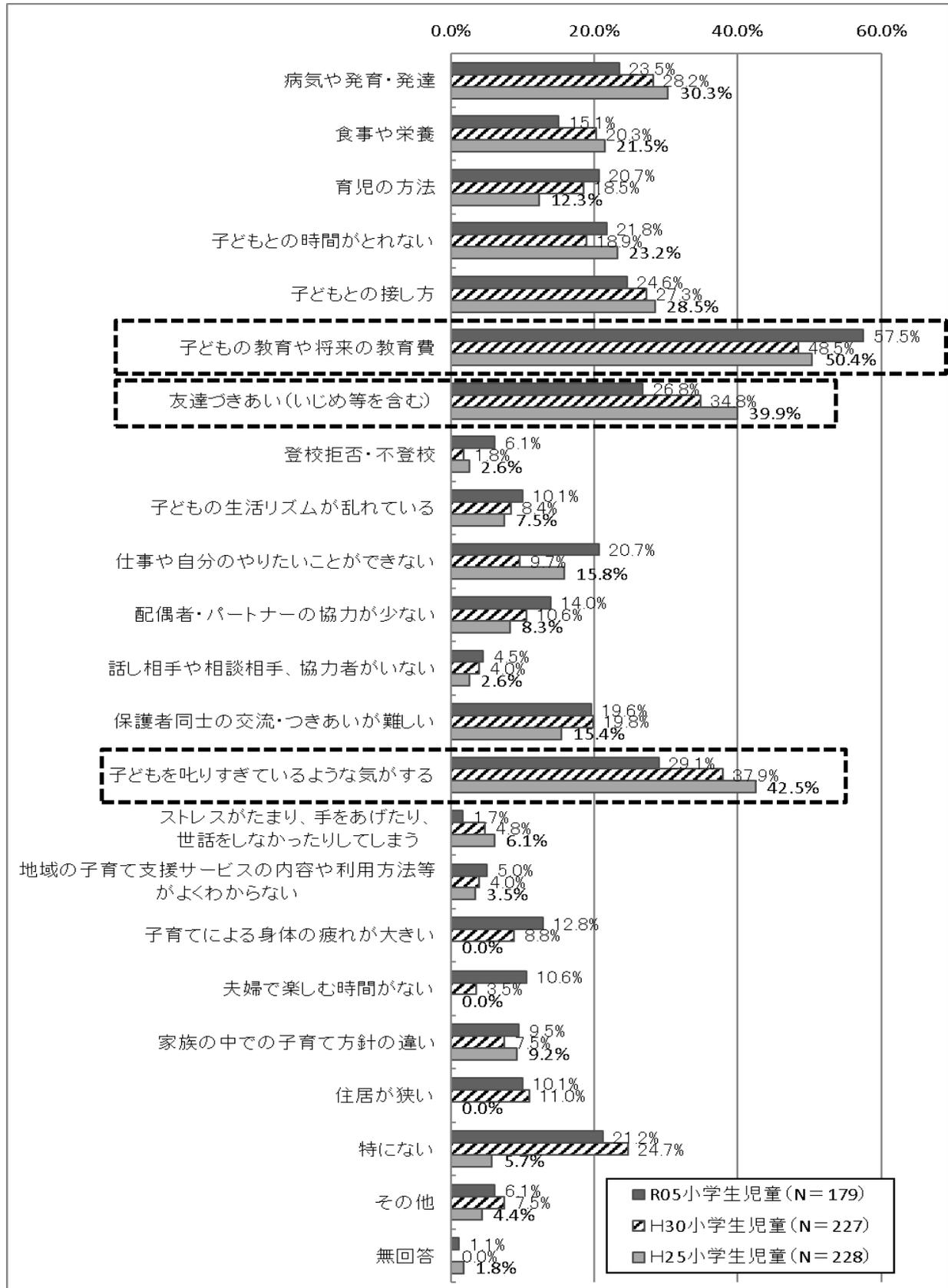
- ・就学前児童で高い項目は、「子どもの教育や将来の教育費」49.8%、「子どものしつけ」47.3%、「病気や発達・発育」37.1%
- ・H30 調査時との比較では、「子どもの教育や将来の教育費」と回答した割合が 36.8%から 49.8%に増加

■就学前児童を持つ保護者の子育てに関する不安や悩み（複数回答）



- ・小学生児童で高い項目は、「子どもの教育や将来の教育費」57.5%、「叱りすぎているような気がする」29.1%、「友達づきあい（いじめ等を含む）」26.8%、
- ・H30 調査時との比較では、「子どもの教育や将来の教育費」と回答した割合がが 48.5% から 57.5%に増加

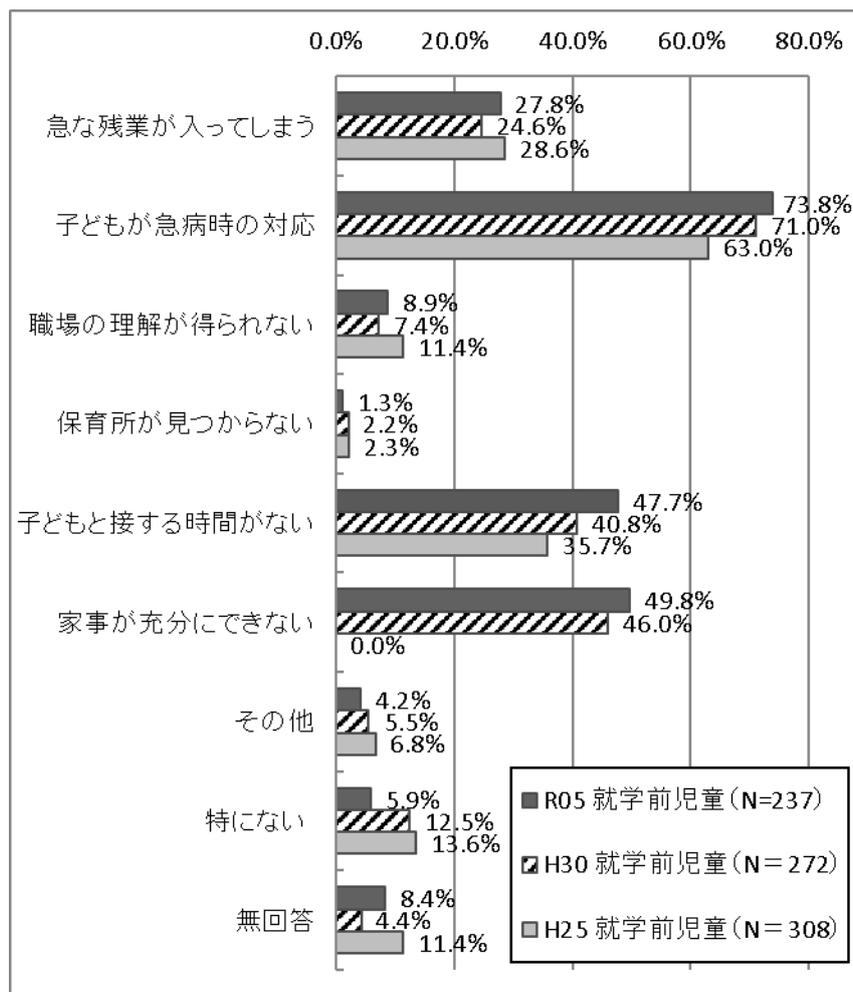
■小学生児童を持つ保護者の子育てに関する不安や悩み（複数回答）



(2) 仕事と子育ての両立で大変だと感じていること（就学前児童）

- ・就学前児童の保護者の仕事と子育ての両立で大変だと感じていることは、「子どもが急病時の対応」が73.8%、「家事が十分にできない」が49.8%、「子どもと接する時間がない」が47.7%
- ・H30 調査時との比較では、「子どもと接する時間がない」は40.8%から47.7%に、「家事が十分にできない」は46.0%から49.8%に、「急な残業が入ってしまう」は24.6%から27.8%に、増加した。

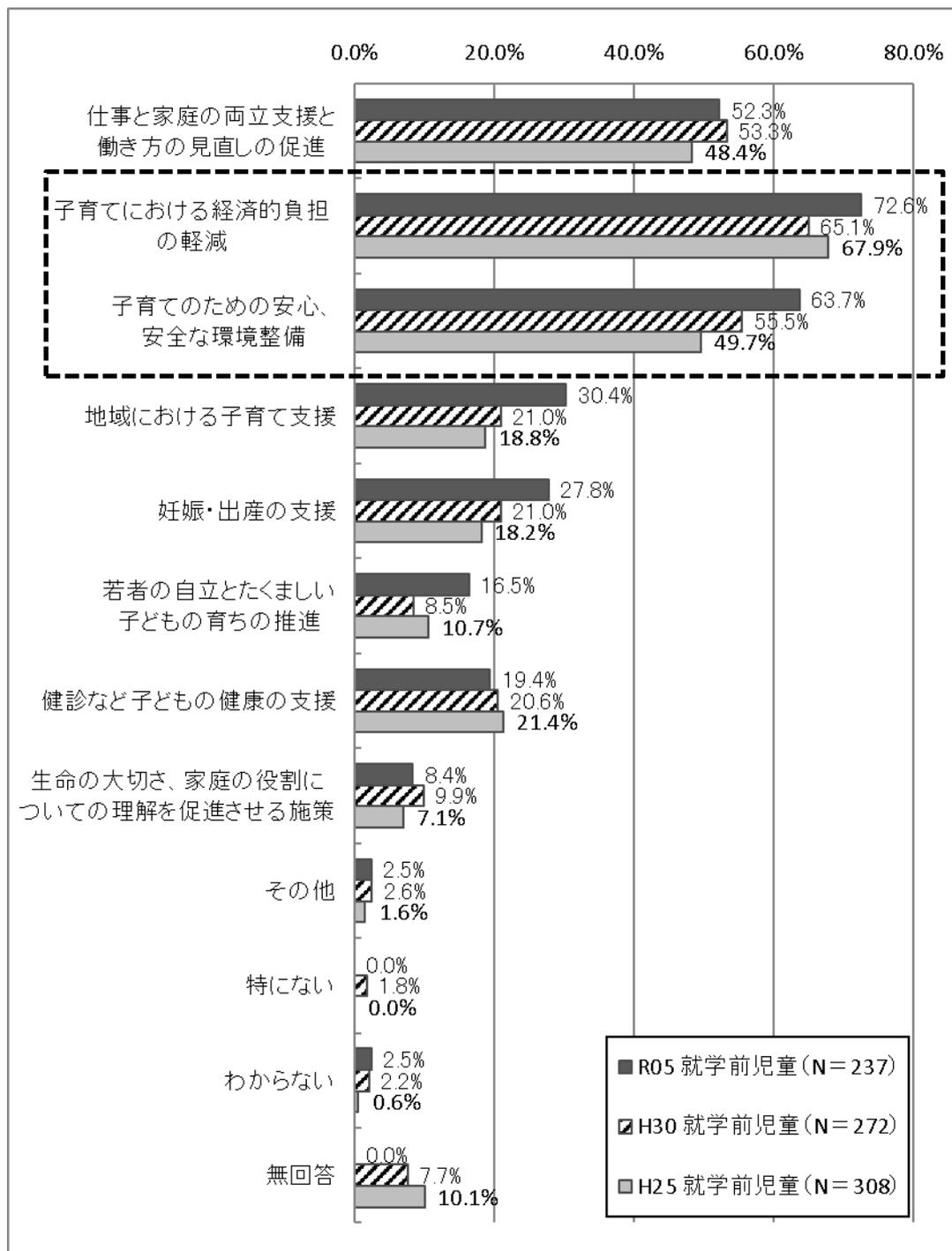
■仕事と子育ての両立で大変なこと（複数回答）

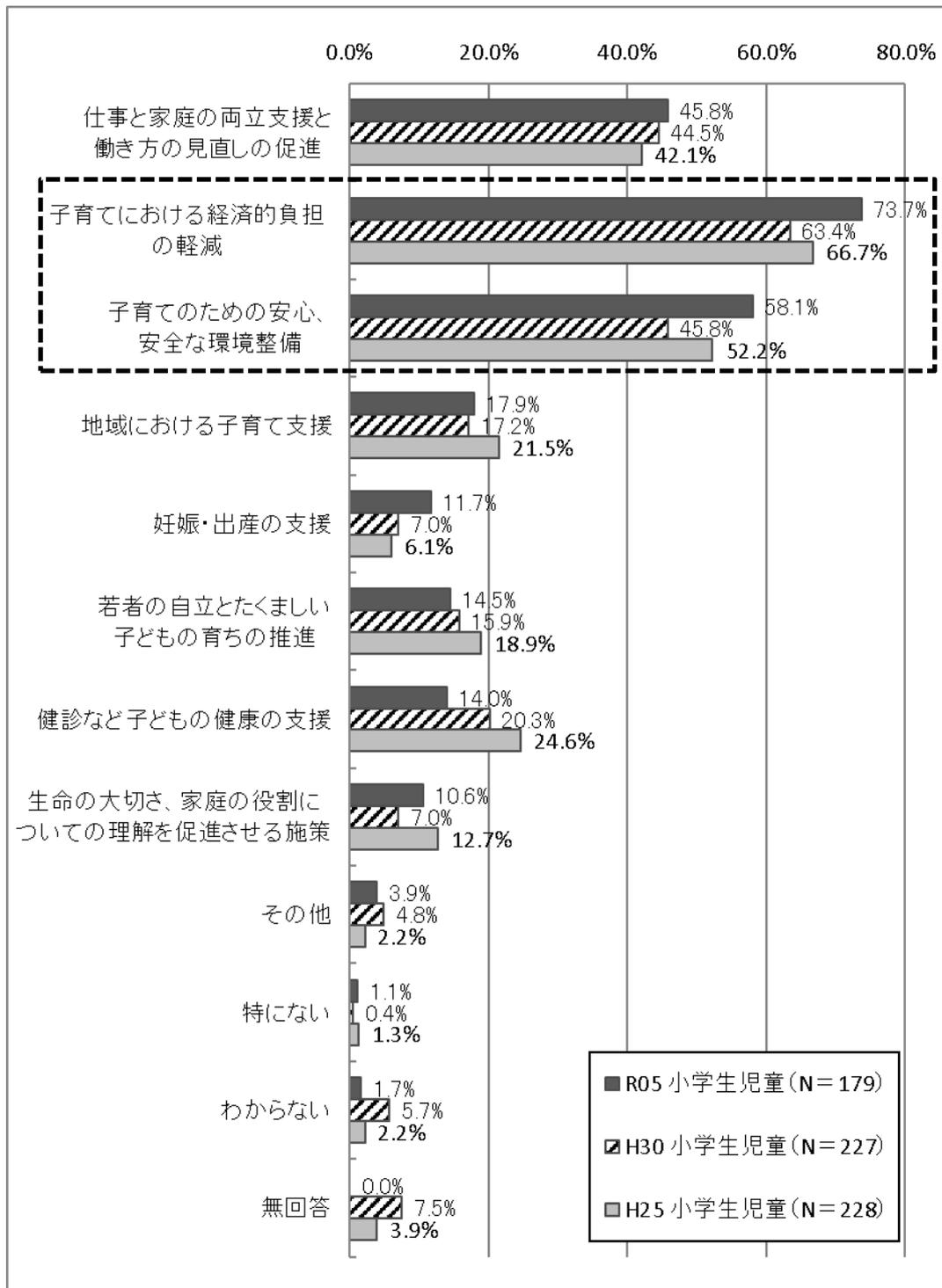


(3) 望ましい子育て支援施策

- ・望ましい子育て支援策については、就学前・小学生児童とも「子育てにおける経済的負担の軽減」が最も高く、就学前児童で72.6%、小学生児童で73.7%。次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が就学前児童で63.7%、小学生児童で58.1%となった。
- ・H30 調査時との比較では、「地域における子育て支援」が就学前児童で21.0%から30.4%に増加し、「子育てのための安心、安全な環境整備」が就学前児童で55.5%から63.7%に、小学生児童は45.8%から58.1%に増加した。

■望ましい子育て支援施策（複数回答）

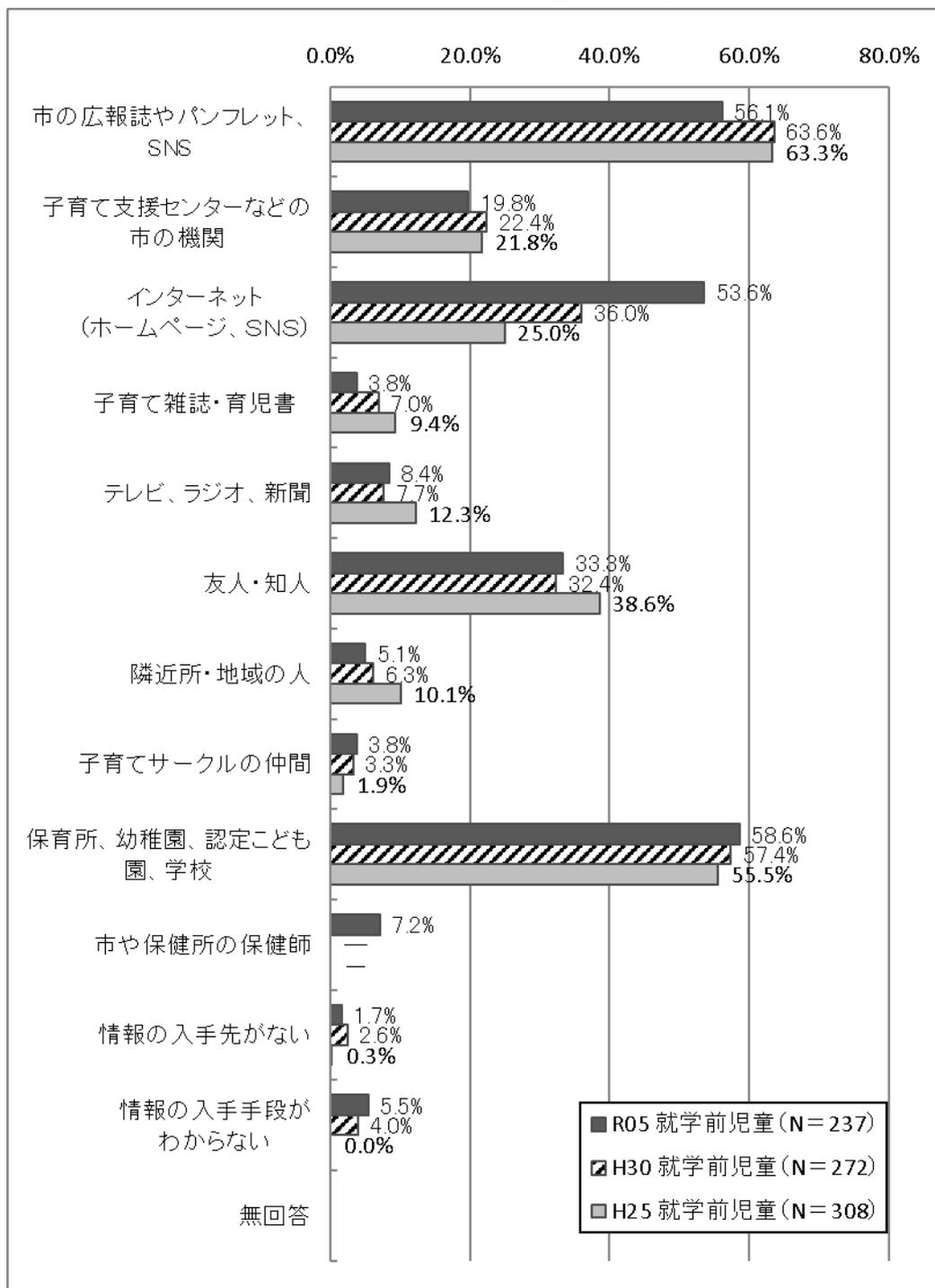


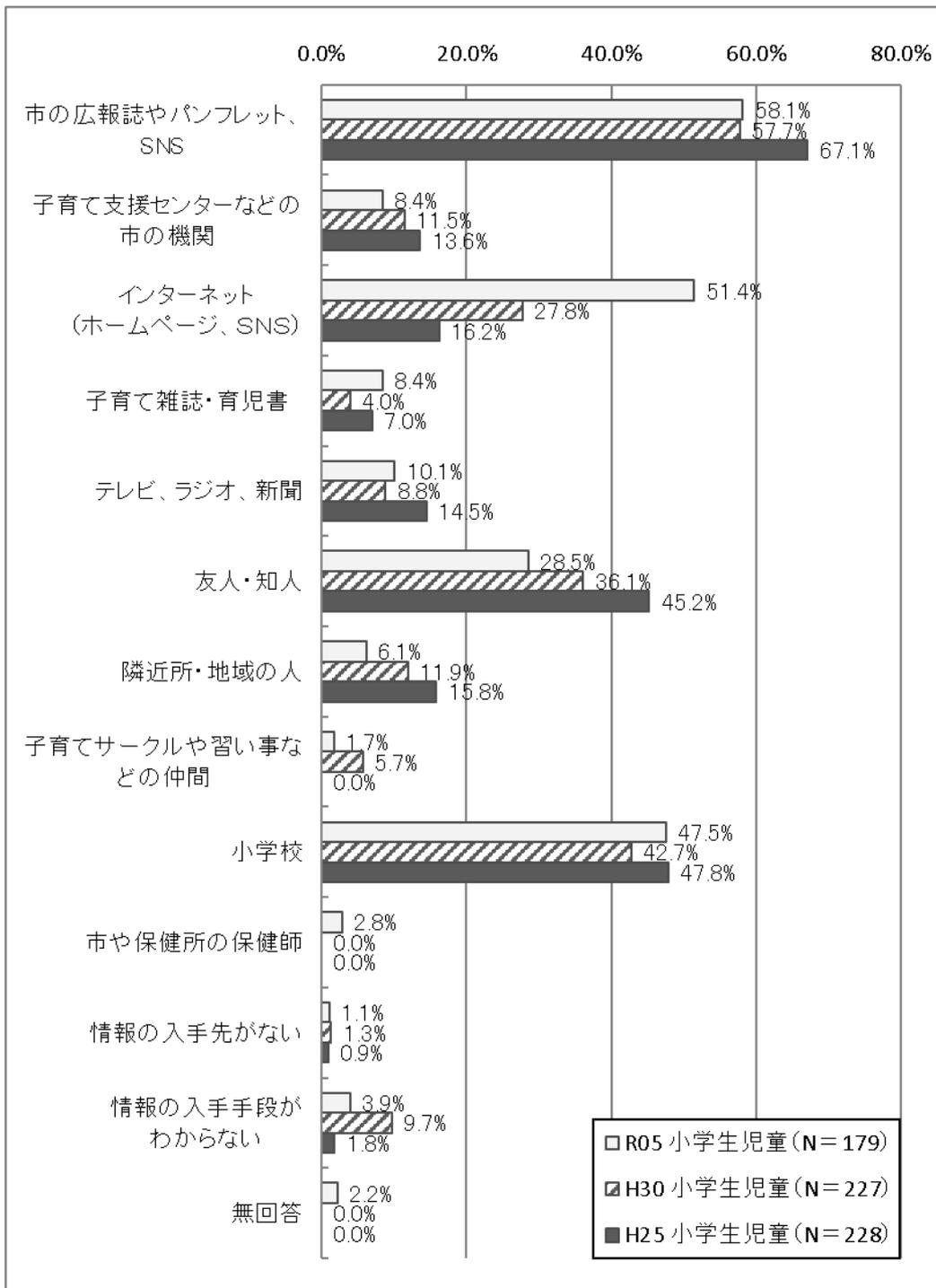


(4) 子育て情報の入手方法

- ・子育てに必要な施策などの情報の入手方法は、就学前児童は「保育所・幼稚園・学校」が58.6%と最も多く、次いで「市町村の広報やパンフレット」56.1%。一方、小学生児童は「市町村の広報やパンフレット」が58.1%、次いで「インターネット」51.4%となった。
- ・H30調査時との比較では、就学前・小学生児童ともに「インターネット」が増加した。

■子育てに必要な施策などの情報の入手方法 (選択肢内の中から3つ以内回答)





○宮津市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、宮津市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保育及び教育の関係者
- (3) 保健、医療及び福祉に関する機関及び団体の関係者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第7条 会長又は部会長は、子ども・子育て会議又は部会において必要があるときは、委員以

外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和60年条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成28年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第10号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○宮津市子ども・子育て会議委員名簿（令和7年3月時点）

区 分		氏 名	所 属 等
学識経験を有する者	学識経験者	服部 敬子	京都府立大学公共政策学部 福祉社会学科 教授
保育及び教育の関係者	保育・教育関係	山口 妙子	宮津市子育て支援センター長
	保育・教育関係	仲西 典代	たんぼぼ保育園長
	保育・教育関係	井隼 直子	宮津暁星幼稚園長
	保育・教育関係	糸井 政文	宮津市校園長会会長
	保育・教育関係	家谷 明美	児童発達支援センターすずらん 施設長
保健、医療及び福祉に 関する機関及び団体の 関係者	福祉関係	北條 千恵子	宮津市民生児童委員協議会 代表主任児童委員
	福祉関係	小田 和夫	社会福祉法人宮津市社会福祉 協議会会長
	医療関係	中川 嘉洋	一般社団法人与謝医師会理事
子どもの保護者	保護者（小学校）	矢野 祐介	宮津市 PTA 協議会会長
	保護者（幼稚園）	東 加奈絵	宮津市立宮津幼稚園会 代表
	保護者（保育所）	志水 功樹	宮津市立日置保育所保護者会 会長
その他市長が必要と認 める者	地域の子育てサロン 代表	小谷 美和子	吉津子育てサロン「ちえのわ」 代表

○用語説明

	用 語	説 明
か 行	教育・保育施設	「認定こども園法」に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園及び児童福祉法に規定する保育所をいう。
	こども家庭センター	児童福祉法の改正により、令和6年4月から設置が努力義務化。従来の「子育て世代包括支援センター（母子機能）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」の両機能の一体的な運営を図り、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに相談支援を行う機関
	子ども・子育て関連3法	平成24年8月に成立・交付された「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援
	合計特殊出生率	「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの
さ 行	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。
	市町村が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法に基づき設置する審議会その他合議制の機関を言い、子育て支援施策の推進や事業計画の策定などを行う。
	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付
た 行	男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと
	地域型保育事業	0～2歳児を対象とし、小規模保育※、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員5人以下の保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育※を行う事業
	地域子ども・子育て支援事業	市町村が、地域の実情に応じて市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業。各事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされている。

	DV（ドメスティック・バイオレンス）	夫や恋人等のパートナー、家族等親しい人間関係の中で起こる暴力。身体的な暴力だけでなく、精神的、性的及び経済的な暴力も含まれる。
	特定教育・保育施設	施設型給付を受けるために市町村から「確認」が行われた「教育・保育施設」をいう。
な 行	認定こども園	保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設
は 行	バリアフリー	高齢者・障害のある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁を除去するという考え方
	P D C A サイクル	事業の計画を立て（P L A N）、計画に基づいて事業を実施し（D O）、実施した事業を評価し（C H E C K）、改善（A C T）が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に資するという管理手法
	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み 【認定区分】 ① 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ② 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ③ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
や 行	ヤングケアラー	家族の介護や家事、世話などの日常生活上の世話を過度に行っている子どもや若者。子ども・若者育成支援推進法では、国や地方公共団体などが支援に努めるべき対象として位置づけ。
	要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、要保護児童の早期発見や適切な保護、要支援児童や特定妊婦への適切な支援を図るために設置する協議機関。要支援児童などに関する情報やその他要保護児童などの適切な保護・支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童などに対する支援の内容に関する協議を行う。

第3期宮津市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 宮津市健康福祉部 子ども未来課 子育て応援係

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345-1

電話 0772 - 45 - 1621 FAX 0772 - 22 - 8438